

## 障害福祉サービス等に係る事業者説明会（集団指導）

日 時：令和2年3月18日（水）※中止  
午前10時30分～（訪問系・相談系）  
午後13時30分～（日中系・居住系・障害児支援）  
場 所：千葉市役所本庁舎 8階正庁

### 次 第

#### I 開会

#### II 説明

##### 午前＜訪問系・相談系＞

- 1 障害者のスポーツ活動の推進について
- 2 消費生活センターからのお知らせ
- 3 家具転倒防止対策事業について
- 4 日常生活用具費支給等事業の拡充について
- 5 心身障害者医療費助成の拡充について
- 6 ストラップ型ヘルプマーク・ヘルプカードの配布について
- 7 令和2年度新規事業及び拡充事業等について
- 8 令和2年度障害者関係行事予定について
- 9 請求審査について
- 10 過誤請求事務について
- 11 喀痰吸引等研修支援事業について
- 12 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大について
- 13 障害福祉サービス等情報公表制度について
- 14 統合上限額管理について
- 15
- 16 令和元年度実地指導の結果について（居宅介護等・相談事業所）
- 17 特定事業所加算（訪問系・相談系）について

午後<日中系・居住系・障害児支援>

- 1 障害者のスポーツ活動の推進について
- 2 消費生活センターからのお知らせ
- 3 介護支援ボランティアについて
- 4 日常生活用具費支給等事業の拡充について
- 5 心身障害者医療費助成の拡充について
- 6 ストラップ型ヘルプマーク・ヘルプカードの配布について
- 7 令和2年度新規事業及び拡充事業等について
- 8 令和2年度障害者関係行事予定について
- 9 請求審査について
- 10 過誤請求事務について
- 11 喀痰吸引等研修支援事業について
- 12 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大について
- 13 障害福祉サービス等情報公表制度について
- 14 統合上限額管理について
- 15
- 16 平成31年度指定障害福祉事業者等（日中系・住居系・障害児支援）の現地指導の結果について
- 17 障害者（児）における事故報告書の概要について
- 18 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務要件等の改正について
- 19 「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について
- 20 就労定着支援における個別支援計画作成について
- 21 就労移行支援事業の適正な実施について
- 22 災害発生時における対応について
- 23 グループホーム市単独家賃助成について
- 24 障害児通所支援事業所の体制届等の提出について
- 25 障害児通所支援事業所の指定取消処分等について
- 26 児童発達支援管理責任者等における実務要件における期間の考え方について

資料1(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市オリンピック・パラリンピック調整課	

障害福祉サービス等事業者の皆様

## 障害者のスポーツ活動の推進について

本市では、障害者の生きがいや生活の質の向上、健康づくりの機会等の創出のため、スポーツ活動参加の推進に取り組んでおります。事業者の皆様におかれましては、利用者の方々がスポーツ活動に参加できるよう、ご協力をお願いいたします。

### パラスポーツ振興補助金

施設で定期的にスポーツ活動を行う、体験会を開催するなど、新たなスポーツ活動の機会を増やす際に助成します。

詳細は市のHPに掲載しますのでご覧いただき、下記問い合わせ先へご相談ください。  
(掲載は5月頃を予定)

注) 本補助金を活用しスポーツ活動を実施する際は、本来提供すべきサービスを確保したうえででの活動をお願いします。(就労系の事業所では規定されているサービス提供時間外)

なお、

「施設でスポーツを行うにあたって、どんなスポーツが実施できるかわからない。」  
「利用者の方の障害の程度や種類に、どんなスポーツが合っているかわからない。」  
「パラスポーツを教えてくれる講師やチームを紹介してほしい。」等、  
パラスポーツに関して、不明なことやご要望がありましたら、「ちばしパラスポーツコンシェルジュ」をお気軽にご活用ください。施設を訪問し、ご相談に応じます。

### ちばしパラスポーツコンシェルジュ

開設日時 火～日曜日(祝日、年末年始を除く) 9時から17時まで  
場 所 千葉市ハーモニープラザ1階(中央区千葉寺町1208番地2)  
T E L 043-312-0605  
F A X 043-312-7076  
メール [paraspo-con@mbr.nifty.com](mailto:paraspo-con@mbr.nifty.com)

問合せ先：オリンピック・パラリンピック調整課  
Tel：043-245-5296  
Fax：043-245-5299  
Email：opchousei.POP@city.chiba.lg.jp

## 消費者被害防止のため消費生活センターの取り組みにご協力ください

消費生活センターで行っている、高齢者や障害者に対する消費者被害防止の取り組みにご協力ください。(いずれも無料で利用いただけます。)

### 1 利用者から相談を受けたら・・・消費生活相談

商品・サービスの契約トラブルや多重債務に関する相談を受け付けています。

利用者から相談を受けた場合は、消費生活センターをご案内ください。

○電話(月～土曜日 9:00～16:30)相談専用 **043-207-3000**

○来所(月～金曜日 9:00～16:30)中央区弁天1-25-1暮らしのプラザ2F

○インターネット 24時間受付 

千葉市	インターネット	消費生活相談	検索
-----	---------	--------	----

※電話・来所相談は、祝日及び12月29日～1月3日を除きます。いずれも、市内に在住・在勤・在学の方が対象です。

### 2 事業所の職員研修等に・・・くらしの巡回講座

15名以上の方を対象に、消費者トラブルなどの講座を実施しています。事業所での研修等にご利用ください。(詳しくは裏面をご覧ください)

もっと知りたい方は [ホームページ](#) もしくは [千葉市消費生活センター 消費者教育班](#) まで  
所在地：千葉市中央区弁天1-25-1  
電話：043-207-3602  
FAX：043-207-3111



千葉市消費生活センター  
ホームページ



# くらしの巡回講座

消費生活に必要な知識を学んでいただくために、地域の集まりや講座や講演会などに講師を派遣します。

**対象集会  
会場  
日時等**

市内に在住・在勤・在学の概ね15人以上のグループ・団体  
 申込者側でご用意ください（当センターの諸室も無料で利用できます）。  
 月～日曜日（12月29日から翌年の1月3日までを除く）  
 午前9時から午後5時30分まで、所要時間は30分～2時間  
 ※上記以外の実施については、ご相談ください。  
 ※他団体の申込状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

**費用  
申込み**

無料（講師への謝礼、交通費は不要です）  
 開催希望日の2か月前までに、裏面の申込書を郵送又はFAX送信でお申し込みください。なお、電子申請も受け付けていますので、ホームページをご確認ください。  
**電話:043-207-3602 FAX:043-207-3111**  
**URL: <https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/shohi/jyunkaikouza.html>**

千葉市 巡回講座

検索

QRコードはこちら



## 令和2年度（実施予定）くらしの巡回講座のテーマ

### ●消費者トラブルの防止 所要時間:30分～2時間

- (1) 小・中学生向け講座 「みんなで目指そう カシコイ消費者」
- (2) 高校生向け講座 「消費者トラブルの予防と対策」
- (3) 成人向け講座 「悪質商法の手口と対処法」
- (4) シニア向け講座 「悪質商法の手口と対処法」
- (5) 見守り活動者向け講座 「悪質商法から高齢者を守ろう！」
- (6) 知っておきたい！製品事故に関する豆知識



### ●くらしに役立つ消費生活情報

講師協力:パナソニック(株)

#### ◎大人向け講座 所要時間:90分～2時間

- (7) 省エネ・節電！上手な電気の使い方
- (8) 我が家の防災対策～地震・風水害（台風）・雷・火災対策～
- (9) 住まいの安全対策～意外と多い家の中の危険～



#### ◎親子で学べる講座 所要時間:60分

- (10) 「地球環境と省エネ」～上手な電気の使い方～
- (11) 「防災講座」～いざという時に備えましょう～
- (12) 「“お家の安全”について」～知らなきゃあぶないお家の中の常識～



※対象：小学校4～6年生（保護者同伴）。ワークショップを取り入れた内容です。

上記テーマについては、今後変更になる可能性があります。お申込みの際はホームページで最新の状況をご確認ください。

## 介護支援ボランティア制度 受入機関の募集

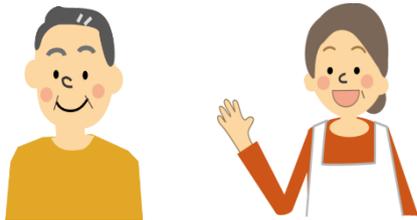
千葉県では、平成25年7月より開始した介護支援ボランティア制度のボランティア受入機関を募集しております。

事業所の皆さまにおかれましては、ご協力を賜われますよう、ご検討の程、よろしくお願いいたします。

### 介護支援ボランティアとは

千葉県では、高齢者の地域貢献、社会参加活動、生きがいづくりを通じた介護予防の促進を図るため、平成25年7月から『千葉県介護支援ボランティア制度』を開始しました。

受入機関（市内の高齢者施設等）でボランティア活動を行うとポイントが貯まり、貯めたポイントは、介護保険料、福祉関係基金等への寄附などに充てることができます。



#### 受入機関の声

介護支援ボランティアを受け入れたことで「業務に良い刺激となっている」「業務の負担が減った」などの声もあがっています。

#### 受入機関

##### ○介護保険施設等

特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設入居者生活介護、グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所、小規模多機能型居宅介護、デイサービス事業所、デイケアサービス事業所、認知症デイサービス事業所、地域密着型デイサービス事業所、ショートステイ事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム 等

##### ○障害者福祉施設等

申請ごとに受入状況等を確認し、個別に判断させていただきます。

#### ボランティアの内容

話し相手、イベントの手伝い、レクリエーションの指導・補助、演芸等披露、清掃など

【本事業の指定対象外となるボランティアの例】

- ア 交通費、昼食代、その他活動に必要な実費相当の額を超える対価を支払う場合
- イ 受入機関の利用者が使用しない場所の清掃、洗車等
- ウ もっぱらボランティア自身の親族等に対する活動
- エ 受入機関の主催事業ではないものに対する活動（受入機関を利用し活動する他の団体への支援等）

## 受入機関の要件

- ①前ページの受入機関に該当するサービス事業所であること。
- ②市内の65歳以上のボランティア活動を行う高齢者を受け入れることが可能であること。
- ③ボランティアの活動時間を適切に把握し、それに応じたポイントを適正に付与できる態勢がとれていること。

## 受入機関の主な業務内容

- ①ボランティアが持参したボランティア手帳への日付記入とスタンプ押印
- ②ボランティアからの問い合わせ対応。

※ボランティア希望者から活動内容や活動頻度等について問い合わせがあると思います。ボランティア活動が初めての方もいますので、丁寧な対応をお願いいたします。

## 登録ボランティアを受け入れるためには

市介護保険管理課に指定申請手続きをして、受入機関としての指定を受けることが必要です。

申請書は介護保険管理課ホームページからダウンロードが可能です。

その他、詳細につきましては、お問い合わせいただくか介護保険管理課ホームページをご覧ください。

## 介護支援ボランティアお問い合わせ先

千葉市役所介護保険管理課 企画班 TEL：043-245-5206

介護保険管理課ホームページ

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/index.html>



資料4(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

## 発電機・蓄電池等の購入費の助成（日常生活用具）について

本市では令和2年4月から、災害による広域かつ長期の停電に備えるため、発電機や蓄電池等を日常生活用具給付事業の対象品目に追加します。

### 1 対象者

- ・ 在宅で人工呼吸器、吸引器、在宅酸素（酸素濃縮器）のいずれかを使用している方（障害者手帳の交付を条件としない）
- ・ 市民税所得割 46 万円（※）以上の方のいる世帯は支給対象外  
※政令市で課税される方は、実際の税額ではなく、税率 6 % を適用した金額

### 2 補助率

9/10

※基準額を超えた分は自費となります。

※世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、1ヶ月の負担する上限額が定められています。

### 3 対象品目・基準額

	品目	基準額
1	正弦波インバーター発電機	120,000 円
2	ポータブル電源（蓄電池）	60,000 円
3	DC/AC インバーター（カーインバーター）	30,000 円
4	足踏式・手動式吸引器	12,000 円

※ 1～3 はいずれか一種類

※ 4 は既に電動吸引器の支給を受けている方も対象

### 4 窓口

各区保健福祉センター高齡障害支援課

（手続き等は従前の日常生活用具と変更ありません）

発電機をはじめとして、今回追加した品目については、必要なメンテナンスをしないと、いざというときに使用できない可能性もあります。また、住環境等によっては使用できない機器もありますので、十分検討したうえで購入ください。（申請手続きは購入前に必要です）

## 心身障害者（児）医療費助成の対象拡大について

令和2年4月1日から、国制度である自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を受給中で、「重度かつ継続」に該当する方は、「心身障害者（児）医療費助成」の所得制限の対象外とし、所得が制限額を超えた場合も「心身障害者（児）医療費助成制度」の対象となります。

### 1 拡大対象

下記の①及び②の両方に当てはまる方

- ① 国民健康保険、各社会保険、後期高齢者医療制度の被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する方（※65歳以上で新たに重度の障害者の認定を受けた方は対象外）
  - 身体障害者：身体障害者手帳1～2級及び内部障害3級
  - 知的障害者：療育手帳A（Aの1・Aの2）～概ねBの1
  - 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳1級
  
- ② 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の受給者証をお持ちで、「重度かつ継続」の対象となっている方。（受給者証に「重度かつ継続」に該当する旨が記載されている方に限ります。）

### 2 窓口

各区保健福祉センター高齢障害支援課

（受給するには申請が必要です。）

資料6(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

## ストラップ型ヘルプマーク・ヘルプカードの配布について

### 1 ストラップ型ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない方が携帯することにより、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の方に自身の障害等の支援や配慮を求めるマークです。



#### (1) 配布場所

- ア 各区保健福祉センター高齢障害支援課・健康課
- イ 千葉市障害者自立支援課
- ウ 千葉市療育センター分館 ふれあいの家（美浜区高浜3-3-1）
- エ 千葉市障害者相談センター（中央区千葉寺町1208-2（ハーモニープラザ内））
- オ 千葉市障害者福祉センター（中央区千葉寺町1208-2（ハーモニープラザ内））

#### (2) 配布方法

配布希望者（代理人含む）の申し出により、上記の配布場所の窓口で配布。

**※配布の際、簡単なアンケートにお答えいただきます。**

**※1人につき1個に限らせていただきます。**

#### (3) 配布対象者

千葉市在住で、心身に障害のある方、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方などで希望する方

### ストラップ型ヘルプマークの使い方

ストラップ型になっているので、カバン等に取り付けて使用します。マーク本体の裏面に貼付できるシールを同封しており、シールには、氏名や連絡先、手助けして欲しいこと等が記入できます。

より詳細に多くの情報を記載できるヘルプカードと併用し、ストラップ型ヘルプマークはカバンの外に、ヘルプカードはカバンの中に入れて持ち歩く等で、効果的にお使いいただけます。

### ヘルプマークを携帯している人を見かけた方へ

- 電車やバスの中で席をお譲りください。
- 駅や商業施設等で困っている人がいたら声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は安全に避難するための支援や避難場所での声かけ等の支援をお願いします。

## 2 ヘルプカード

ヘルプカードは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない方が携帯することにより、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の方に自身の障害等の支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。



配布場所、配布方法、配布対象者については、ストラップ型ヘルプマークと同じです。

※配布方法について、アンケートの記載はありません。

※必要な数だけお渡しします。

### ヘルプカードの持ち歩き方の例

- 市販のカードホルダーに入れ首から下げる
- 障害者手帳などと一緒にケースに入れておく
- バックの内側にカードホルダーを付ける

※ケースに入れ財布やカバンにしまっておいて、困ったときに取り出すという持ち歩き方や、周囲にすぐ気づいてもらえるようにケースに入れカバンの外に取り付けておく持ち歩き方などがあります。ご家族や支援者とも相談しながら、障害の種別や程度、状況、考え方に合う持ち方を選択してください。

### 【問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 2-1

千葉市保健福祉局 高齢障害部

障害者自立支援課 企画班

担当：持木

TEL：043-245-5175 FAX：043-245-5549

資料7(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

# 令和2年度新規事業及び拡充事業等について

令和2年度 新規事業及び拡充事業等 障害者自立支援課 企画班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	発達障害者支援の推進	拡充	発達障害者及び家族への支援の充実を図るため、発達障害者支援センターの人員体制を強化する。	発達障害者支援センター 相談支援員 6人→7人 ＜経緯＞ 新規相談者の受付予約から初期相談までの期間が長期化しており、待ち期間の短縮を図るため、増員（平成30年度：相談支援員 5人→6人）。	令和2年度
2	障害者計画（障害福祉計画・障害児福祉計画）策定		障害者計画等を策定し、冊子等を製作し配布する。	障害者基本法に基づく第5次障害者計画並びに障害者総合支援法に基づく第6期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第2期障害児福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定する。 計画書製作（本編・概要版）など ※計画の素案を作成するにあたり、障害者団体等とのヒアリングを10月頃に実施する予定です。	令和2年度
3	ストラップ型ヘルプマークの作製・配布		ストラップ型ヘルプマークを製作し配布する。	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、ヘルプカードやストラップ型ヘルプマークの利用者を増やす。 ＜配布先＞ 各区保健福祉センター高齢障害支援課、健康課 千葉市障害者自立支援課 千葉市療育センター分館 ふれあいの家 千葉市障害者相談センター 千葉市障害者福祉センター	令和2年度

令和2年度 新規事業及び拡充事業等

障害者自立支援課 給付班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期															
1	日常生活用具費支給等	拡充	人工呼吸器等を在宅で使用している重度障害者等が、災害時の停電に対応できるように、補助対象に自家発電機等を追加	<p>対象 在宅で人工呼吸器、吸引器、在宅酸素を使用している方（障害者手帳の交付を条件としない）</p> <p>補助率 原則 9/10（基準額を超えた分は自費）</p> <p>補助対象・基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>品目</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>正弦波インバーター発電機</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ポータブル電源（蓄電池）</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>DC/ACインバーター（カーインバーター）</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>足踏式・手動式吸引器</td> <td>12,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～3はいずれか一種類 ※4は既に電動吸引器の支給を受けている方も対象</p>		品目	基準額	1	正弦波インバーター発電機	120,000 円	2	ポータブル電源（蓄電池）	60,000 円	3	DC/ACインバーター（カーインバーター）	30,000 円	4	足踏式・手動式吸引器	12,000 円	令和2年4月～
	品目	基準額																		
1	正弦波インバーター発電機	120,000 円																		
2	ポータブル電源（蓄電池）	60,000 円																		
3	DC/ACインバーター（カーインバーター）	30,000 円																		
4	足踏式・手動式吸引器	12,000 円																		
2	千葉県福祉タクシー	拡充	人工透析の通院実績を踏まえ、人工透析患者の利用券交付枚数の上限拡充	<p>対象：人工透析患者</p> <p>交付枚数上限：200枚→310枚</p> <p>※人工透析患者以外は上限枚数200枚のまま</p>	令和2年8月～															
3	心身障害者医療費助成	拡充	高額な医療費が継続的にかかる方の所得制限を撤廃	<p>対象 自立支援医療の「重度かつ継続」該当者（所得制限を超えていても制度の対象）</p> <p>※所得制限以外の条件は従前のまま</p>	令和2年4月～															

令和2年度 新規事業及び拡充事業等 障害福祉サービス課 指導班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又はは拡充内容	実施時期
1	療育相談所における受入れ体制の強化	拡充	医師を増員します。	<p>療育センター療育相談所 療育センター療育相談所における相談希望者及び待機期間の増加に対応するため、医師（嘱託・週1回勤務）を3名増員します。 医師（嘱託・週1回勤務）2名 → 5名</p>	令和2年度

令和2年度 新規事業及び拡充事業等 障害福祉サービス課 施設支援班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	障害者グループホーム整備事業	拡充	障害者のグループホームの整備を促進するため、必要な経費の一部を助成します。	事業者が、市内にグループホームの整備を行う際に、整備補助金を交付します。 新設 1か所	令和2年度

令和2年度 新規事業及び拡充事業等 障害福祉サービス課 地域支援班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	地域生活支援拠点整備	拡充	障害児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、複数の事業所・機関の連携による面的な支援体制を構築します。	本事業については、平成29年度から緑区、知的障害者を対象に開始、平成30年度から短期入所空床確保事業を拡充、平成31年度から対象区域に若葉区を追加、障害を3障害に拡大して実施しています。しかしながら、複数の事業所・機関の連携体制の点で課題があり、令和元年度に本事業の見直しについて作業部会を設置し検討を行っていただきます。令和2年度は、この作業部会のとおりまとめ結果を踏まえて、拠点事業の見直しを行い、対象区域を全市に拡大していく予定です。	令和2年度
2	障害者相談支援体制の強化	拡充  新規	(1)障害者の相談支援体制の強化のため、障害者相談支援事業の機能を拡充し、基幹相談支援センターを設置します。 (2)相談支援専門員の充足を図るため、計画相談事業所に対し、相談支援専門員の新たな雇用等に係る経費を助成します。	(1)基幹相談支援センター設置 各区に1か所 相談員 3人 → 4人 事務員 0人 → 1人 (2)計画相談支援推進助成	令和2年度  令和2年度
3	重度訪問介護利用者の大学就学支援	新規	障害者の社会参加を促進するため、重度障害者が大学等へ修学するにあたり、通学中及び大学等での身体介護を提供するサービスを実施します。	利用者の要件：学習意欲のある重度訪問介護利用者等 就学先の要件：障害のある学生の支援体制のある大学、大学院、短大、高等専門学校 ※大学等の支援体制が構築されるまでの間、サービスを実施。	令和2年度

令和2年度 新規事業及び拡充事業等 精神保健福祉課 精神保健福祉班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	ひきこもり地域支援センター運営	拡充	ひきこもりに関する相談数の増加・長期化に対応するため、ひきこもり地域支援センターの相談員を増員するとともに、出張相談を強化します。	<p>対象：市内在住のひきこもり本人および家族等</p> <p>内容：ひきこもりに特化した相談、助言およびアウトリーチ支援。若葉区役所内にて、出張相談を実施。</p> <p>増員数：相談員4人→6人</p>	令和2年度

令和2年度 新規事業及び拡充事業等      こころの健康センター

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	ギャンブル等依存相談	拡充	<p>市民からのギャンブル等依存症に関する相談を、専門家（司法書士）をして応じ、適切な助言等を行うことにより、地域精神保健福祉の向上に資することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2か月に1回の相談⇒毎月1回の相談</li> <li>・ 1回の相談に4人分の相談枠を設け、1人の相談は、1時間としている。</li> <li>年間相談24回⇒年間相談48回</li> </ul>	令和2年度

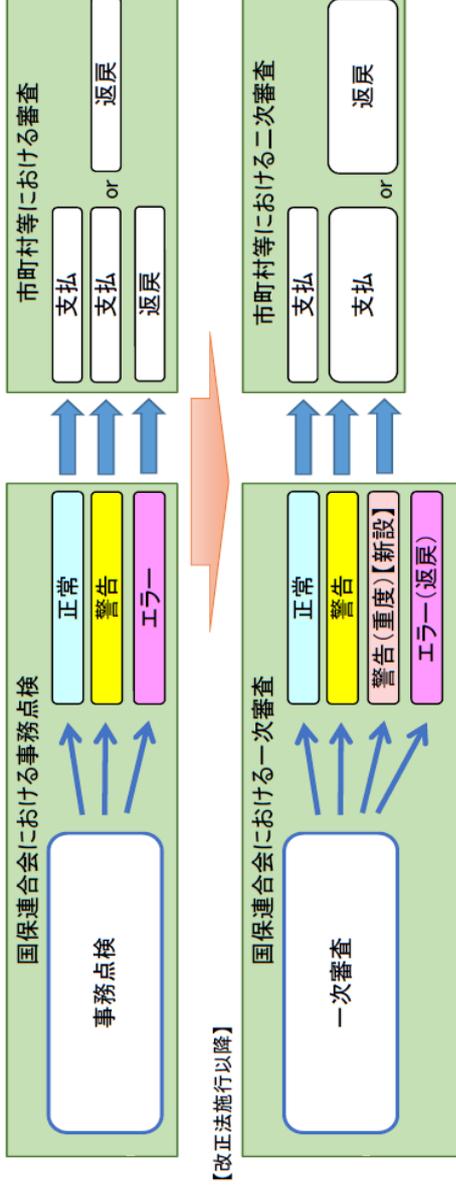
資料8(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

令和2年度 障害者関係行事予定

開催日	行事名	会場	主催者／委託先(予定)
5	第29回千葉市身体障害者スポーツ大会 (陸上・水泳・卓球・S.T.T・アーチェリー競技) 第28回千葉市ゆうあいピック(卓球競技) 【申込締切日:4月13日(月)必着】	青葉の森スポーツプラザ 陸上競技場 他 ハーモニープラザ 多目的ホール ハーモニープラザ 多目的ホール	千葉市／一般社団法人千葉市身体障害者連合会 千葉市／千葉市手をつなぐ育成会 千葉市／一般社団法人千葉市身体障害者連合会
5	心のふれあいフェスティバル	中央公園 他	千葉市・千葉県／千葉県精神保健福祉協議会
5	第28回千葉市ゆうあいピック(陸上・FD・水泳・ボウリング競技) 【申込締切日:4月13日(月)必着】	青葉の森スポーツプラザ 陸上競技場 他	千葉市／千葉市手をつなぐ育成会
6	第29回千葉市身体障害者スポーツ大会(FD競技) 知的障害児激励会(特別支援学級特別支援学校児童生徒激励会) (～7月1日(水))	青葉の森スポーツプラザ 陸上競技場 千葉ポートアリーナ	千葉市／一般社団法人千葉市身体障害者連合会 千葉市／千葉市特別支援教育研究協議会
9	ダイライトフル・フェスタ	千葉公園体育館	千葉市／千家連
10	第26回千葉市障害者作品展 ～9日(金)まで	文化センター	千葉市／一般社団法人千葉市身体障害者連合会
10	第28回千葉市ゆうあいピック ソフトボール競技の部	千葉大学附属特別支援学校 他(予定)	千葉市／障害児者の将来を守る父の樹会
10	第20回全国障害者スポーツ大会 2020燃ゆる感動かごしま大会 (～26日(月)) ※選手団派遣は、10月22日(木)～10月27日(火)まで(予定)	白波スタジアム(県立鴨池陸上競技場) 他	文部科学省・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・鹿児島県 他
11	ふれあいボウリング大会	アサヒボウリングセンター	千葉市／千家連
11	第28回千葉市ゆうあいピック バスケケットボール競技の部	千葉公園体育館	千葉市
12	第22回千葉市障害者福祉大会	ハーモニープラザ 多目的ホール	千葉市／一般社団法人千葉市身体障害者連合会
12	千葉市精神障害者ソフトバレーボール大会	千葉ポートアリーナ	千葉市／千葉県精神保健福祉協議会
12	肢体不自由児激励会(クリスマス会)	ハーモニープラザ 多目的ホール	千葉市／千葉市肢体不自由児者父母の会
2	千葉市フレンドリーマッチ(練習会) バスケケットボール競技の部	千葉公園体育館	千葉市
2	こころの健康教室	ハーモニープラザ 多目的ホール	千葉市／千家連
3	スプリングフェスティバル	ハーモニープラザ 多目的ホール	千葉市／千家連
時期未定	第28回千葉市ゆうあいピック サッカー競技の部	フクダ電子スクエア(予定)	千葉市

### 国保連合会における一次審査と市町村等における二次審査

○ 審査支払事務の見直しによる国保連合会の一次審査と市町村等の二次審査の概要は、以下のとおり。  
【改正法施行以前】



【改正法施行以降】

○ 審査支払事務の見直しにより、国保連合会にて新たに実施する内容は、以下のとおり。

実施項目	国保連合会にて新たに実施する内容
「警告」から「エラー(返戻)」への移行	事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。
「警告(重度)」の追加	報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。
審査内容の拡充	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例：同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック など
一次審査結果資料の作成	市町村における二次審査を効率的に行うことができるようにするため、結果に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連合会の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。

#### 4. 『一次審査処理結果票(事業所)』について(旧:点検処理結果票(事業所))

### (2)帳票のレイアウト

(ID-R11002) 障害者総合支援		平成30年 6月10日 〇〇〇国民健康保険団体連合会		1頁
一次審査処理結果票		平成30年 6月受付分		エラー・警告件数 3件
到達番号	20180610000000000000	入力ファイル名	20180610000.csv	障害福祉サービス費
事業所番号	1310000011	事業所名	事業所A	
種別※1/コード		エラー内容※2		
サービス提供番号	市町村番号	情報1/サービス種類※3/レコード	項目名称1	項目値1
	受給者証番号	情報2/サービス種類※3/レコード	項目名称2	項目値2
明	PP04	※支給量: 請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています		補足1
平成30年 4月	131016	請求明細書	22 明細 決定サービスコード	補足2
	1300000200		221000	生活介護基本決定
明	PP14	※支給量: 請求明細書のサービス提供量(利用日数)が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています		
平成30年 4月	131016	請求明細書	22 明細 決定サービスコード	生活介護基本決定
	1300000200		221000	
明	PP89	▲支給量: 請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっております		
平成30年 4月	131016	請求明細書	22 集計 サービス種類コード	生活介護
	1300000200		22	

1. 帳票タイトルの変更

2. 改ページ単位情報のヘッダ部への移動

3. 見出しの変更

4. 様式名称の出力

5. サービス種類コード等の追加

6. 補足の追加

7. 出力項目の情報の追加

8. 明細の出力順変更

9. レコード種別名称による並び順変更

10. 1ページに表示する明細行数の変更

11. 改ページ単位の変更

※1 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

※2 エラー内容欄(先頭1桁)「※:警告」、「▲:警告(重点)」、「★:警告(エラー移行対象)」、「記号無し:エラー」

※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

## 国保連審査の強化について

- ・ 障害福祉サービス  
平成30年3月31日以前・・・支払に関する事務を委託  
平成30年4月 1日以降・・・審査及び支払に関する事務を委託
- ・ 地域生活支援  
現在・・・支払に関する事務を委託

### 1 警告→返戻（エラー）への段階的な移行

事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、警告から返戻（エラー）に移行されます。

令和元年11月審査より警告から返戻（エラー）に移行されたエラーコードについては、別添資料1をご覧ください。

令和2年度においては、請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等について、警告から返戻（エラー）への移行が行われる予定とのことですのでご注意ください。

（請求に関する用語）

- 正常・・・受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報
- 警告・・・機械的に判断がつかないもの
- 返戻（エラー）・・・各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの

（国保連による一次審査）

- ①受付審査・・・請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合
- ②資格審査・・・受給者台帳と突合
- ③支給量審査・・・サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認また、サービス提供実績記録票との突合によるチェックが実施されます。

①→②→③の順に審査が行われ、受付審査で返戻（エラー）が出た場合には資格審査及び支給量審査は行っていないため、体制等による不突合の解消をした場合に、次の資格審査で返戻（エラー）となる可能性もあります。（この取扱いについては、以前から変更ございません。）

## 2 国保連の一次審査及び市町村の二次審査について

### 【国保連の一次審査】

- ※：警告、▲：警告（重度）、★：警告（エラー移行対象）、記号なし：エラー
- ・毎月10日で事業所の請求が締切りとなり、11日に一次審査（機械審査）を実施。
- ・エラーとなれば、10%以上と100万円以上はシステム上でエラーリストを送付。また、100%（全件）と100万円以上は国保連から事業所へ電話連絡を行う。

### 【市町村の二次審査】

- ・毎月概ね20～25日の午前中までに実施。
- ・国保連の一次審査結果を基に、※：警告、▲：警告（重度）、★：警告（エラー移行対象）について確認。（そのため、事業所においても「一次審査処理結果票」の確認をお願いします。）
- ・市では警告について確認し、請求誤り及び算定要件の確認ができないもの等に関しては、返戻する旨を事業所へ電話連絡しています。
- ・市が返戻としたものは、「SAO1…事業者の請求誤り」と表示されますので、「一次審査処理結果票」の警告内容を確認し、再請求を行ってください。その際は、過誤申立書は不要です。

### 【返戻と過誤の違い】

- ・返戻：請求が通っていないもの
- ・過誤：請求が通っている請求を取り下げるもの

### 3 警告内容について

#### 【利用者負担額の警告 例】

- ・ PQ20…▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています
- ・ EG26…▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません
- ・ PP12…※支給量：管理結果利用者負担が管理結果票と明細書で不一致

PQ20 については、上限額管理事業所の登録がある場合は請求誤りの可能性があり、上限額管理事業所の登録がない場合は、利用者が高額障害福祉サービスの償還払いの対象となります。上限額管理事業所として登録する場合は、各区保健福祉センター高齢障害支援課へ相談の上、書類を提出してください。

※利用者負担額が変更される場合もありますので、受給者証の確認をお願いします。

#### ～お願い～

請求内容の確認や返戻等について、毎月 20～25 日頃に市から事業所あてに問合せを行っておりますが、連絡が取れない場合でも、明らかな誤りや算定要件の確認ができないときは、返戻となる場合がありますので、引き続きご協力をお願いいたします。

### 4 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

別添資料 2（厚生労働省主管課長会議資料）をご覧ください。

添付資料掲載場所（国保中央会のHP）

<https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

「警告」から「エラー（返戻）」へ移行する  
エラーコード一覧等（令和元年11月審査対応）

令和元年10月23日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

# 1. 警告からエラー(返戻)への移行(第二段階)について

# 1. 警告からエラー(返戻)への移行(第二段階)について

## (1) 概要

- 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会で実施する一次審査において、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「警告」から「エラー(返戻)」に移行する。  
なお、移行にあたっては関係機関への影響を考え、段階的に移行することとし、第一段階として請求情報の整合性チェックに関するものを中心に149コードを平成30年11月審査分よりエラーへ移行した。
- 令和元年度においては、第二段階として各種台帳情報との突合による整合性チェック等に関するものについて、サービス提供事業所等への周知期間を確保の上、令和元年11月審査分(令和元年10月サービス提供分)からエラーへ移行する。
- なお、「平成31年5月審査(4月サービス提供分)における障害者自立支援給付審査支払等システムの対応等について」(厚生労働省・社会援護局障害福祉部企画課 平成31年3月28日付事務連絡)(以下、「平成31年3月28日付事務連絡(令和元年11月)の移行対象外エラーコード一覧」の別添2に示していたコードのうち、移行対象外となるエラーコードを「3. 第二段階(令和元年11月)の移行対象外エラーコード一覧」に示す。

 : 障害審査支払等システムのリリース

No	時期	対応内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	第一 段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加	 5月					
			事業所への周知 警告(★)	11月				
2		警告からエラーに移行						
3	第二 段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加	 11月					
4		警告からエラーに移行						
5		チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加						
6	第三 段階	警告からエラーに移行						

※: 警告  
★: 警告(エラー移行対象)

エラー

5月

11月

5月

11月

5月(予定)

事業所への周知

11月(予定)

エラー

各種台帳情報の整備

警告(※)

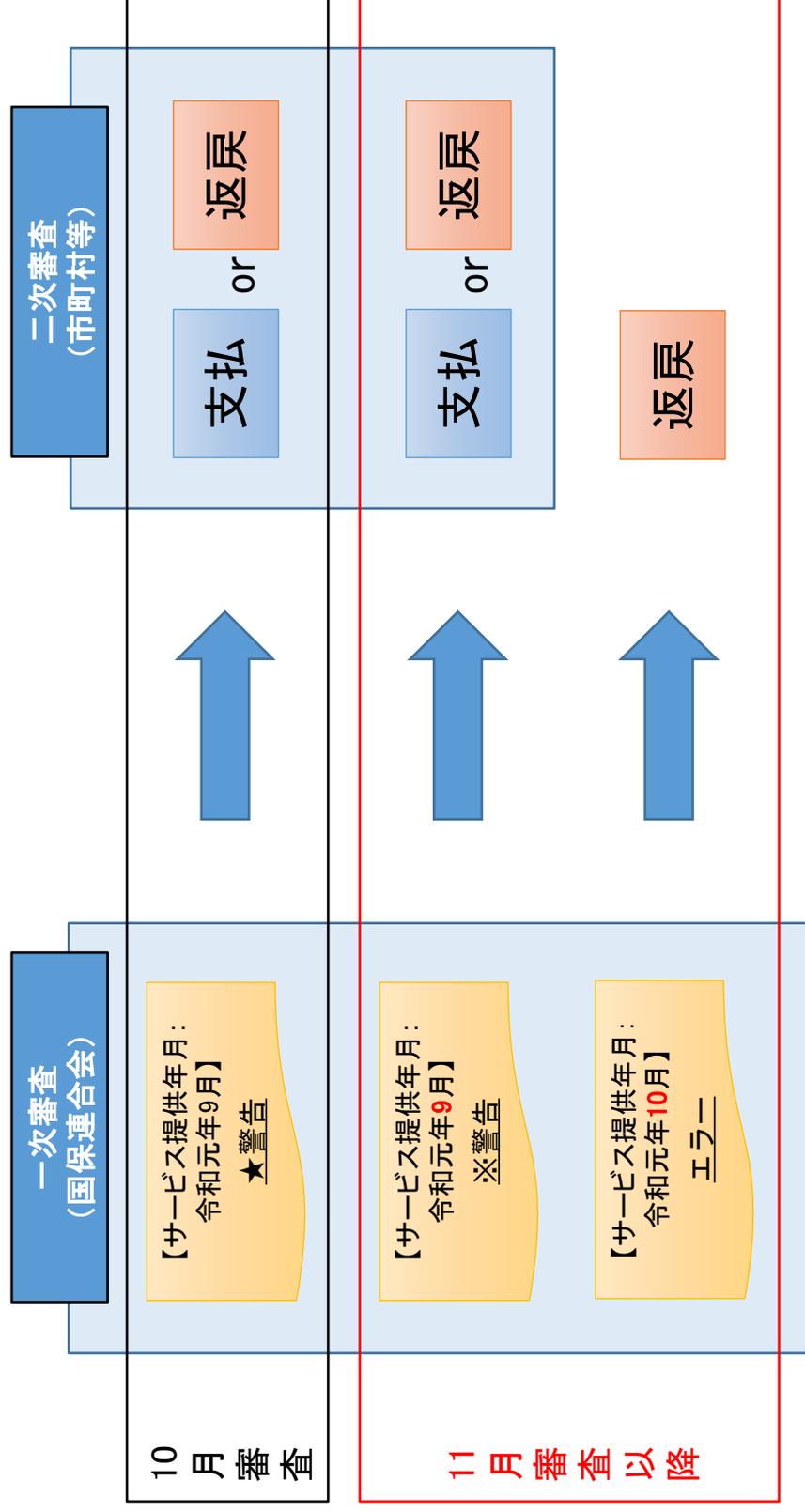
警告(★)

## 2. 第二段階(令和元年11月)の移行対象エラーコード一覧

## 2. 第二段階（令和元年11月）の移行対象エラーコード一覧

### (1) 第二段階（令和元年11月）の移行対象エラーコードについて

○ 令和元年11月審査分より126コードをエラーへ移行する。（次ページ以降参照。）  
なお、移行するエラーコードは、令和元年11月審査以降、請求情報のサービス提供年月が9月以前の場合は警告、10月以降の場合はエラーとなる。



(注) 次ページ以降の表におけるエラーコード及びエラーメッセージは、11月審査以降の内容である。

## 2. 第二段階（令和元年11月）の移行対象エラーコード一覧

### (2) サービス提供実績記録票に対するチェック

○受給者台帳の補足給付額を超えていないこと。

エラーコード		エラーメッセージ
No	エラーコード	
1	EG32	資格：実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(円/日)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
2	EG67	資格：実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(日額)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(円/日)」を超えています

○算定回数(日数)が算定可能回数(日数)を超えていないこと。

エラーコード		エラーメッセージ
No	エラーコード	
3	PU12	受付：提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超えています
4	PU80	受付：実績記録票の提供実績の合計2の「初回加算(回)」が算定可能回数を超えています
5	PW01	受付：実績記録票の提供実績の合計2の「緊急時対応加算(回)」が算定可能回数を超えています
6	PW02	受付：実績記録票の提供実績の合計2の「福祉専門職員等連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
7	PW04	受付：実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
8	PW05	受付：実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援指導連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
9	PW07	受付：体験利用支援加算Ⅰが算定可能回数を超えています
10	PW08	受付：体験利用支援加算Ⅱが算定可能回数を超えています
11	PW23	受付：実績記録票の提供実績の合計の「自立生活支援加算(回)」が算定可能回数を超えています
12	PW26	受付：実績記録票の提供実績の合計2の「地域移行加算(回)」が算定可能回数を超えています
13	PW37	受付：実績記録票の提供実績の合計2の「事業所内相談支援加算(回)」が算定可能回数を超えています

○加算の算定に係る日付項目の設定値が正しいこと。

エラーコード		エラーメッセージ
No	エラーコード	
14	EL88	受付：実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
15	EL89	受付：実績記録票の「自立生活支援加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
16	EL90	受付：実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が設定されている場合、「移行日(年月日)」の設定が必要です
17	EL91	受付：実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」より前の日付となっています
18	EL93	受付：実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」から30日を超えた日付となっています
19	EL94	受付：実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています

## 2. 第二段階（令和元年11月）の移行対象エラーコード一覧

○重度障害者等包括支援において単位数が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
20	PS81	受付:実績記録票の重度包括の「加算後単位数」が「基本単位数」に「加算」の割合を乗じた単位数と一致していません
21	PS82	受付:実績記録票の重度包括の「単位数」が「加算後単位数」と「派遣人数」から算出した値と一致していません
22	PT32	受付:実績記録票の重度包括の「基本単位数」が「適用単価」から算出した単位数と一致していません

○明細情報内の項目の設定値が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
23	PS84	受付:重度包括の実績記録票の「サービス内容」に同一日付で「短期入所」、または「共同生活援助」の明細が2件以上存在しています
24	PT87	受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「開始時間」の設定が必要です
25	PT88	受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「終了時間」の設定が必要です
26	PU14	受付:実績記録票の「サービス内容」と「重度包括・加算」の関係が不正です
27	PU51	受付:実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています
28	PU61	受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されています
29	PU62	受付:同じ「提供通番」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
30	PU63	受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」及び「日付」の最終行に設定されています
31	PU64	受付:同じ「提供通番」及び「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
32	PU96	受付:同じ「日付」で最初の1時間の「算定時間数」が1時間と一致していません
33	PU97	受付:同じ「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
34	PW06	受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「低所得者利用加算」は設定できません
35	PW09	受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 往」は設定できません
36	PW10	受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません
37	PW18	受付:実績記録票の「利用人数」に値が設定されていません
38	PW27	受付:実績記録票の緊急時対応加算が設定されている場合、「サービス内容」は身体介護または通院介助(身体介護伴う)である必要があります

## 2. 第二段階（令和元年11月）の移行対象エラーコード一覧

○単位数表標準マスタとの関係が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
39	EE84	受付:入院時支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
40	EE85	受付:家庭連携加算に該当する単位数表が存在していません
41	EE86	受付:訪問支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
42	EE87	受付:帰宅時支援加算に該当する単位数表が存在していません
43	EE88	受付:入院・外泊加算に該当する単位数表が存在していません
44	EE93	受付:欠席時対応加算に該当する単位数表が存在していません
45	EG66	資格:重度包括の単位数単価が単価表に存在しません

## 2. 第二段階（令和元年11月）の移行対象エラーコード一覧

### (3) 請求明細書に対するチェック

○ 受給者台帳の設定値との関係が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
46	EG14	資格: 請求明細書の「特定入所障害児食費等給付費・算定日額」が障害児支援受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
47	EG29	資格: 上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています
48	EG30	資格: 請求明細書の特定障害者特別給付費の「算定日額」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
49	EG70	資格: 受給者台帳に特定障害者特別給付費対象者の支給決定が登録されていないため、特定障害者特別給付費は算定できません
50	EG71	資格: 受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障害者特別給付費は算定できません
51	EN02	資格: 受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません
52	PA56	資格: 受給者台帳の「旧法障害程度区分」の登録内容に該当する請求ではありません
53	PB44	資格: 受給者が65歳以上ではない、または受給者台帳の「障害支援区分」が「区分4」以上ではありません

○ 事業所台帳の設定値との関係が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
54	EE28	受付: 事業所台帳に利用日数特例情報が登録されていません
55	EE43	受付: 事業所台帳に請求明細書の日中支援加算欄の「指定事業所番号」に該当する事業所が登録されていません
56	EE47	受付: 事業所台帳の事業者負担減免届出が「免除」の場合、「事業者減免額」は「上限月額調整」と一致することが必要です
57	PB07	受付: 事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
58	PB08	受付: 事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
59	PJ56	受付: 障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
60	PJ57	受付: 障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません

○ 同一月において併せて算定が必要な報酬が算定されていること。

No	エラーコード	エラーメッセージ
61	PB45	受付: 受託居宅介護サービス費を請求する場合、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の請求が必要です

## 2. 第二段階（令和元年11月）の移行対象エラーコード一覧

○加算（算定に他の加算が必要）の算定回数、算定に必要でない他の加算の算定回数の合計を超えていないこと。

エラーメッセージ	
No	エラーコード
62	EQ21
63	EQ22
64	EQ23
65	EQ43
66	EQ44
67	EQ45

受付：送迎加算（一定の条件）の「回数」の合計が送迎加算（障害児（重症心身障害児を除く）の場合）の「回数」の合計を超えています  
 受付：保育職員加配加算（一定の条件を満たす場合）の「回数」の合計が保育職員加配加算の「回数」の合計を超えています  
 受付：心理担当職員配置加算（公認心理師の場合）の「回数」の合計が心理担当職員配置加算の「回数」の合計を超えています  
 受付：体験利用支援加算（地域生活支援拠点等の場合）の「回数」の合計が体験利用支援加算の「回数」の合計を超えています  
 受付：体験利用加算（地域生活支援拠点等の場合）の「回数」の合計が体験利用加算の「回数」の合計を超えています  
 受付：体験宿泊加算（地域生活支援拠点等の場合）の「回数」の合計が体験宿泊加算の「回数」の合計を超えています

○契約有効期間とサービス提供年月の関係が正しいこと。

エラーメッセージ	
No	エラーコード
68	EL06

受付：「契約終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は契約有効期間内または30日以内の年月である必要があります

○単位数または単位数単価が正しいこと。

エラーメッセージ	
No	エラーコード
69	EE49
70	EE50

受付：「単位数」が市町村の定める地域生活支援単位数を超えています  
 受付：請求明細書の請求額集計欄の「単位数単価」が10円ではありません

○給付率が正しいこと。

エラーメッセージ	
No	エラーコード
71	EE46

受付：請求額集計欄の「給付率」に市町村の定める地域生活支援単位数と異なる値が設定されています

## 2. 第二段階（令和元年11月）の移行対象エラーコード一覧

### （4）計画相談支援給付費請求書等に対するチェック

○同一月において併せて算定が必要な報酬が算定されていること。

No	エラーコード	エラーメッセージ
72	EF42	受付：継続障害児支援利用援助費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
73	EF50	受付：障害児支援利用援助費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
74	EF53	受付：サービス利用支援費が算定されていないため、初回加算は算定できません
75	EF54	受付：障害児支援利用援助費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
76	EF55	受付：サービス利用支援費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
77	EF57	受付：サービス利用支援費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
78	EF58	受付：継続サービス利用支援費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
79	EF60	受付：障害児支援利用援助費が算定されていないため、初回加算は算定できません

○同一月において併給できない加算が算定されていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
80	EF48	受付：初回加算と退院・退所加算は同月に算定できません
81	EF49	受付：初回加算と医療・保育・教育機関等連携加算は同月に算定できません
82	EF51	受付：入院情報連携加算Ⅰと入院情報連携加算Ⅱは同月に算定できません
83	EF52	受付：特定事業所加算Ⅰ、特定事業所加算Ⅱ、特定事業所加算Ⅲ、特定事業所加算Ⅳは同月に算定できません

○加算（算定に基本報酬が必要）の算定回数合計が、基本報酬の算定回数合計以下であること。

No	エラーコード	エラーメッセージ
84	EQ24	受付：特定事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
85	EQ47	受付：行動障害支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
86	EQ48	受付：要医療児者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
87	EQ49	受付：精神障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

## 2. 第二段階（令和元年11月）の移行対象エラーコード一覧

### (5) 請求明細書及びサービス提供実績記録票に対するチェック

○ 請求明細書の報酬の算定回数がサービス提供実績を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
88	PQ38	支給量: 請求明細書の緊急時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急時対応加算(回)」を超えています
89	PQ39	支給量: 請求明細書の初回加算の「回数」の合計が実績記録票の「初回加算(回)」を超えています
90	PQ40	支給量: 請求明細書の福祉専門職員等連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「福祉専門職員等連携加算(回)」を超えています
91	PQ41	支給量: 請求明細書の行動障害支援指導連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援指導連携加算(回)」を超えています
92	PQ42	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の「医療連携体制加算Ⅰ」の算定回数を超えています
93	PQ43	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の「医療連携体制加算Ⅱ」の算定回数を超えています
94	PQ44	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の「医療連携体制加算Ⅳ」の算定回数を超えています
95	PQ45	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅴ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の「医療連携体制加算Ⅴ」の算定回数を超えています
96	PQ46	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅵ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の「医療連携体制加算Ⅵ」の算定回数を超えています
97	PQ47	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の「回数」の算定回数を超えています
98	PQ48	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の「回数」の算定回数を超えています
99	PQ49	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の「回数」の算定回数を超えています
100	PQ50	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の「回数」の算定回数を超えています
101	PQ51	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の「回数」の算定回数を超えています
102	PQ52	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅳの「回数」の合計が実績記録票の「回数」の算定回数を超えています
103	PQ53	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅴの「回数」の合計が実績記録票の「回数」の算定回数を超えています
104	PQ54	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅵの「回数」の合計が実績記録票の「回数」の算定回数を超えています
105	PQ55	支給量: 請求明細書の医療連携体制加算Ⅶの「回数」の合計が実績記録票の「回数」の算定回数を超えています
106	PQ57	支給量: 請求明細書の事業所内相談支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「事業所内相談支援加算(回)」を超えています
107	PQ58	支給量: 請求明細書の低所得者利用加算の「回数」の合計が実績記録票の「低所得者利用加算(回)」を超えています
108	PQ60	支給量: 請求明細書の緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急短期入所受入加算(回)」を超えています
109	PQ62	支給量: 請求明細書の単独型加算(長時間)の「回数」の合計が実績記録票の「単独型加算(一定の条件)(回)」を超えています
110	PQ63	支給量: 請求明細書の重度障害者支援加算(一定の条件)の「回数」の合計が実績記録票の「重度障害者支援加算(回)」を超えています
111	PQ64	支給量: 請求明細書の定員超過特例加算の「回数」の合計が実績記録票の「定員超過特例加算(回)」を超えています
112	PQ67	支給量: 請求明細書の体験宿泊支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「体験宿泊支援加算(回)」を超えています
113	PQ68	支給量: 請求明細書の通勤訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の「通勤訓練加算(回)」を超えています
114	PQ77	支給量: 請求明細書の行動障害支援連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援連携加算(回)」を超えています
115	PQ78	支給量: 請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の「実績 送迎加算(回)」を超えています

## 2. 第二段階（令和元年11月）の移行対象エラーコード一覧

○加算の算定について、サービス提供実績に基づいていること。

エラーコード		エラーメッセージ
No	116	支給量:就労定着支援サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「1」以上であることが必要です
No	117	支給量:特別地域加算を算定する場合、実績記録票の「特別地域加算(回)」は「1」以上であることが必要です
No	118	支給量:自立生活援助サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上であることが必要です
No	119	支給量:同行支援加算を算定する場合、実績記録票の「同行支援(回)」は「1」以上であることが必要です

○請求明細書と対になるサービス提出実績記録票が提出されていること。

エラーコード		エラーメッセージ
No	120	支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が届いていません
No	121	支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が届いていません

○加算の算定に係る日付項目の設定値が正しいこと。

エラーコード		エラーメッセージ
No	122	支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」の年月と一致していません

## 2. 第二段階(令和元年11月)の移行対象エラーコード一覧

### (6) 複数のサービス提供実績記録票に対するチェック

○ 共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)と共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)の関係が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
123	PP67	支給量:実績記録票の「退居日」の翌日以降に受託居宅介護サービス費は算定できません

### (7) 請求明細書(支払済含む)に対するチェック

○ 受給者台帳の決定支給期間中の算定可能回数を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
124	PP72	支給量:算定されたサービスコードの請求明細書の「回数」の合計が決定支給期間中の算定可能回数を超えています

### (8) 各種請求情報に対するチェック

○ 事業所台帳の指定有効期間内であること。

No	エラーコード	エラーメッセージ
125	EF19	受付:事業所台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報に登録されていません
126	EF22	受付:障害児施設台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報に登録されていません

### 3. 第二段階(令和元年11月)の移行対象外エラーコード一覧

### 3. 第二段階(令和元年11月)の移行対象外エラーコード一覧

#### (1) 第二段階(令和元年11月)の移行対象外としたエラーコード一覧

○平成31年3月28日付事務連絡の別添2に示していたエラーコードのうち、以下のエラーコードについては、第二段階(令和元年11月)の移行対象外とする。

No	エラーコード	エラーメッセージ
1	EG87	※資格:請求明細書の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません
2	PA40	▲資格:受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です
3	PJ25	▲資格:受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です
4	PJ50	▲受付:障害児施設台帳の重度知的障害児収容棟設置、または肢体不自由児施設重度病棟設置が「無し」のため重度障害児支援加算は算定できません
5	PP88	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません

※主管課長会議資料抜粋（資料1－3 P.49、50）

#### 4 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

##### （1）給付費の審査支払事務の見直し

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）については、平成30年4月から本格施行となった。給付費の審査支払事務については、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進めている。（別添1）

なお、改正法成立後、国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、給付費の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け議論を行っており、令和元年度の障害者総合支援法等審査事務研究会報告書が今年度中にとりまとめられる予定である。報告書については、下記のURLに掲載される予定であるので、各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

##### （2）国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化

国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）の一次審査において「警告」とされていた項目のうち、請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を行った（第一段階）。また、令和元年度においては、事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合であるもの等について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を行った（第二段階）。

令和2年度においては、請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を行う予定である（第三段階）。

市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。

##### （3）障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム（※1）において、障害福祉サービス事業所等が給付費請求を行う際の点検機能強化を行う。また、電子請求受付システム（※2）において、報酬告示、留意事項通知、報酬算定構造等の情報の集約掲載が令和元年度に行われた。

※1 簡易入力システム・・・事業所等の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。

※2 電子請求受付システム・・・事業所等がインターネットを経由して送信したい請求情報を受け付け、支払決定額通知書等を通知するシステム。

#### (4) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いする。

審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業所等に対して周知すること。

また、令和2年度においては、市町村等における二次審査の標準化・強化の推進へ向けて、引き続き国保連における一次審査時の拡充・強化を図り、市町村と国保連とのデータ連携を効率的に行うため、市町村等向けの情報参照機能のさらなる充実を行う。

#### 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュール

別添1

障害福祉サービス等給付費の効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュールは、以下のとおり。

No	対応内容	実施時期(予定)							
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	請求時の機能強化 請求時の点検機能強化	検討		検討		検討		順次、対応を実施	
2	事業所台帳情報参照機能の追加	検討							
3	一次審査等の実施 仮審査の活用	仮審査の推奨/実施のフォロー							
4	審査機能の強化	検討		検討	検討	検討	検討	順次、対応を実施	
5	警告からエラーへの移行	検討		検討	検討	検討	検討	順次、対応を実施	
6	審査内容の拡充	検討		検討	検討	検討	検討	順次、対応を実施	
7	査定を導入	課題の検討 市町村等における二次審査の標準化を推進し、さらなる強化を図るため、検討を進める。							
8	一次審査結果資料等の作成 一次審査結果資料の作成	検討							
9	事務処理マニュアルの作成 (審査事務及び台帳整備)	検討		（暫定版）	（初版）	（改版）			
10	台帳情報等整備の改善 台帳情報等整備期間の前倒し	運用の見直し及び周知							
11	台帳情報等参照機能の追加			検討				順次、対応を実施	
12	自治体職員・国保連合会職員への研修	研修内容の検討				研修の実施			
13	事業者への研修	パンフレットの作成・配布		研修テキストの整備			研修の実施		

※令和2年度の対応スケジュールについては、障害者総合支援法等審査事務研究会での議論を踏まえ、変更となる可能性がある。

資料9-2（午後）	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について

令和元年10月から実施された就学前障害児の発達支援の無償化に関して、年度の切り替えと共に対象者が変更となります。対象者については以下のとおりとなりますのでご注意ください。

時 期	対 象 者
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

また、厚生労働省主管課長会議資料にエラーの発生例が示してありましたので参考にお示しいたします。（(5)障害福祉課／地域生支援推進室／障害児・発達障害者支援室 資料P160参照）

## 就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉県障害福祉サービス課

## 国保連システムにおける請求エラーについて(注意喚起)

障害福祉サービス等報酬の令和元年11月及び12月請求分において、就学前障害児の発達支援の無償化によると思われる請求エラー及び警告が多数発生している。特に以下2つのエラーについては、障害児支援受給者台帳の無償化対象区分と請求明細書の利用者負担額が不一致により発生している可能性があるものである。

年度の切り替えと共に対象者の変更対応が特に多い4月前後は、自治体の障害児支援受給者台帳の整備誤りや事業所の請求誤りが起こらないよう、必要に応じて市区町村及び事業者等に周知されたい。

エラーコード	エラーメッセージ	エラーの内容・発生例
EN29	請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」に応じた値と一致していません	<p>【エラーの内容】 障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」が「対象」の際に、請求明細書の「利用者負担額②」が0円以外で請求がなされた場合に出力されます。</p> <p>▼発生例①(自治体の事務が誤っているケース) 事業所は無償化対象でない児童として正しく請求しているが、自治体が障害児支援受給者台帳の無償化対象区分を「対象外」とすべきところ、誤って「対象」としてしまった。</p> <p>▼発生例②(事業者の事務が誤っているケース) 自治体は無償化対象児童として正しく障害児支援受給者台帳を整備しているが、事業所が利用者負担額を「0円」とすべきところ、誤って利用者負担を取った状態の請求をしてしまった。</p>
EN21 (※)	請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません	<p>【エラーの内容】 障害児支援受給者台帳の項目(「無償化対象区分」等)が「対象外」あるいは未設定の際に、請求明細書の「利用者負担額②」が1割相当額ではない額で請求がなされた場合に出力されます。</p> <p>▼発生例①(自治体の事務が誤っているケース) 事業所は無償化対象児童として正しく請求しているが、自治体が障害児支援受給者台帳の無償化対象区分を「対象」とすべきところ、誤って「対象外」としてしまった。</p> <p>▼発生例②(事業者の事務が誤っているケース) 自治体は無償化対象でない児童として正しく障害児支援受給者台帳を整備しているが、事業所が利用者負担を取るとすべきところ、誤って利用者負担額を「0円」として請求してしまった。</p>

(※) エラーコードEN21は無償化実施以前から存在するコードですが、今般の無償化に伴い本エラーが多発しているために注意喚起を促すものです。

## 就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について②

## 翌年度の無償化対象児童・対象外児童の抽出について

- 翌年度に向けた対応として、各自治体が国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に審査支払事務を委託している場合は、各国保連より、令和2年3月31日をもって無償化の対象外となる児童と、令和2年4月1日から新たに無償化の対象となる児童の候補者情報を抽出し、各自治体にCSVデータとして提供される予定。
- CSVデータは、令和元年10月の制度開始前の対応と同様に、抽出ツールの実行時点において国保連に連携している受給者台帳を元に、国保連から抽出データが各自治体へ3月目処に提供される予定。

## (参考)無償化対象児童数

就学前障害児の発達支援の無償化の対象は以下のとおり。(令和元年10月1日時点)

	3歳児	4歳児	5歳児	計
都道府県・指定都市・中核市	11,492人	14,004人	15,809人	41,305人
その他の市区町村	16,940人	20,997人	24,539人	62,476人
計	28,432人	35,001人	40,348人	103,781人

※ 各年齢階層は満年齢でなく、平成31年4月2日現在の年齢に基づく。

(厚生労働省 障害保健福祉部障害福祉課調べ)

(様式第二)

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号  令和 0 1 年 1 0 月分

助成自治体番号

申請者  
 ・課税世帯(市町村民税所得割額が28万円以上)  
 ・無償化対象児童のみを養育(兄弟姉妹なし)

受給者証番号

給付決定保護者氏名

給付決定に係る障害児氏名

利用者負担上限月額 ① 3 7 2 0 0

本来の所得区分に応じた負担上限月額を記載  
 ※従来の記載方法から変更なし。

利用者負担上限額管理事業所番号  指定事業所番号  管理結果  管理結果額

事業所名称

サービス種別 6 1 開始年月日 令和 0 1 年 0 4 月 0 1 日 終了年月日 令和 年 月 日 利用日数 1 5 入院日数

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
児童発達支援基本決定	6 1 1 5 1 1	8 2 7 1 5	1 2 4 0 5		
児童発達指導員等加配加算I ≥ 15	6 1 4 0 4 4	1 5 5 1 5	2 3 2 5		
児童送迎加算I	6 1 6 2 4 0	5 4 3 0	1 6 2 0		

1 ページ

サービス種類コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数単価	総費用額	1割相当額	利用者負担額②	上月負担額②ののりこみ	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額	給付費	自治体助成分請求額	合計
	1 5 日	1 6 3 5 0	1120 円/単位	1 8 3 1 2 0	1 8 3 1 2	0	0	0	0	0	1 8 3 1 2 0		0	

多子軽減対象児童や無償化対象児童の場合は、各々適用後の金額を記載

無償化対象児童は上限額管理が不要であるため、利用者負担額②と同額を記載

(総費用額 - 決定利用者負担額)の結果を記載 ※無償化対象児童の場合、総費用額となる

特定入所障害児食費等給付費 算定日額 日数 給付費 校中 校目

注. 当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第3号に定める無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、「利用者負担上限月額」欄には、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を記入することとする。

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための

児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、  
対象者の利用者負担を無料とします。

### 無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

### 対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、  
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い  
いただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

**無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。**

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：千葉市障害福祉サービス課 [TEL:245-5227](tel:245-5227)

各区高齢障害支援課（中）221-2152（花）275-6462（稲）284-6140

（若）233-8154（緑）292-8150（美）270-3154

児童相談所

[TEL:277-8880](tel:277-8880)

資料10(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

## 過誤請求事務について

請求に誤りがあった場合、本市へ過誤申立書を提出することにより、請求を取り下げることができます。なお、提出期限は毎月25日、25日が閉庁日の場合は翌開庁日(25日が土曜日の場合、27日月曜日が提出期限)必着となっております。

- 1 提出先 千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課  
(千葉市利用者の方のみ)
- 2 提出方法 下記の方法により、ご提出ください。25日必着になりますので、郵送の場合はご注意ください。  
メール: shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp  
FAX: 043-245-5630  
郵送: 住所 〒260-0026  
千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階  
宛先 千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課  
件名 「過誤申立書在中」
- 3 再請求 相殺処理不可の防止のため、過誤申立書を提出した場合は、翌月10日までに(同月過誤)再請求をしてください。
- 4 提出件数 提出件数が50件を超える等、提出件数が多くなる場合には、事前にご相談ください。
- 5 千葉市からの連絡  
再請求が必要になる場合であっても、千葉市からは連絡いたしません。各事業所において忘れずに再請求して下さい。
- 6 相殺不可の場合  
相殺不可の場合は、国保連から事業所に連絡があります。国保連から連絡がありましたら、必ずその旨を当課にご連絡いただきますようお願いいたします。  
また、この場合、再度過誤申立書の提出が必要になりますが、ご連絡を頂かないと、再度の過誤申立ができなくなる恐れもありますので、ご協力をお願いします。
- 7 様式  
平成31年3月26日より過誤申立書の様式を変更しています。それ以前の様式や他自治体の様式でのご提出が見受けられますので、ご注意ください。なお、様式はホームページに掲載しております。

- ① 毎月25日までに提出された分は、国保連において翌月請求分と相殺処理されます。
- ② 毎月26日以降に提出された分については、翌々月請求分と相殺処理されます。

(例 ①)

3/25 までに提出	過誤申立書	▲ 30 万円
4/10	4 月受付分の請求	100 万円
5/15	4 月受付分の支払	70 万円

→5月の国保連からの支払額が減少することになります。

(例 ②)

3/26 以降に提出	過誤申立書	▲20 万円
5/10	5 月受付分の請求	100 万円
6/15	5 月受付分の支払	80 万円

→6月の国保連からの支払額が減少することになります。

注1

ご注意ください！

過誤申立による返還額が各月の支払額を超える場合、相殺処理ができません。

2/26~3/25	過誤申立書	▲150万円
4/10	4月受付分の請求	100万円
5/15	4月受付分の支払	100万円

▲150万円相殺不可  
→実際支払100万円

→分割して過誤申立を行うことで相殺できる可能性が高まります。



~3/25	過誤申立書	▲50万円(分割①)
4/10	4月受付分の請求	100万円
~4/25	過誤申立書	▲50万円(分割②)
5/10	5月受付分の請求	100万円
5/15	4月受付分の支払	50万円
6/15	5月受付分の支払	50万円

▲50万円(分割①)  
→実際支払50万円

▲50万円(分割②)  
→実際支払50万円

これ以降に  
▲50万円(分割③)など

注2

ご注意ください！

過誤分の再請求を行わなかった場合、相殺後の金額が極端に少なくなる場合があります。

2/26~3/25	過誤申立書	▲100万円
4/10	4月受付分の請求	101万円
5/15	4月受付分の支払	1万円

通常請求分のみ請求。  
再請求を忘れたため、  
▲100万円相殺された。  
→実際支払 1万円

→相殺後の額の確認をお願いします。場合により、分割して過誤申立することをご検討ください。

資料11-1(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 介護職員等による喀痰吸引等の実施について

平成24年4月の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で「たんの吸引等」の行為が実施できるようになっております。

喀痰吸引等を行うためには、事業所として都道府県知事の登録及び認定書の交付が必要になります。登録を受けずに喀痰吸引等を実施して加算を受け取っている場合、実地指導等により加算の返還を求めることもございますので、十分に注意してください。

千葉市内各事業所におきましては、喀痰吸引等の医療行為を行う際の条件などについて、改めてご確認いただき、法令を順守した事業の運営をお願いいたします。

### (1) 介護職員等が行うことができる喀痰吸引等の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

### (2) 介護職員等が喀痰吸引等を行うための条件

下記の条件を全て満たす必要があります。

#### ① 喀痰吸引等研修の受講【実際に喀痰吸引を行う介護職員等の研修】

都道府県が登録した研修機関にて一定の研修（第一～三号研修の受講）を終了し、都道府県知事より認定証が発行された者。

#### ② 喀痰吸引等を行うための事業者としての登録

都道府県知事に登録申請を行い、喀痰吸引等を実施する登録を受けた事業所。  
 ※事業所の登録については、事業所ごと及び提供するサービスごとに登録を受ける必要があります。なお、介護保険及び障害福祉サービスの両方で喀痰吸引等を行う場合、介護保険、障害福祉それぞれの登録が必要になります。

千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/kakutan/index.html>

### (3) 喀痰吸引等支援体制加算の算定について

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援・日中一時支援】

喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者[(2)②]の認定特定行為業務従事者[(2)①]が、医療機関との連携より喀痰吸引等を行った場合に一日につき所定単位数を加算する。(単位数：100単位/日)

ただし、特定事業所加算（I）を算定している場合は、算定しない。

#### ※ 注 意 ※

介護職員等が喀痰吸引等を行う場合、加算を算定しない、もしくは加算がない事業でも従業者の研修の受講及び都道府県への事業者の登録が必要です。

### (4) 第3号研修テキストの改訂

現在、厚生労働省で調査研究を実施しており、第3号研修テキストの改訂を行っています。

(5) 千葉県喀痰吸引等研修支援事業について

千葉県では、千葉県在住の障害者（児）を対象とした、喀痰吸引等研修の第3号研修にかかる経費について、一部を助成する制度を行っております。

詳細につきましては「千葉県喀痰吸引等研修支援事業について」をご確認ください。

☆Check☆

～ 喀痰吸引等研修 第一～三号研修とは ～

不特定多数の者に対する研修

特定の者に対する研修

○第一号研修で可能な喀痰吸引等の医療行為

○第二号研修で可能な喀痰吸引等の医療行為

○第三号研修で可能な喀痰吸引等の医療行為

不特定多数の者に対する下記の行為

口腔内の喀痰吸引  
 鼻腔内の喀痰吸引  
 気管カニューレ内部の喀痰吸引  
 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養  
 経鼻経管栄養

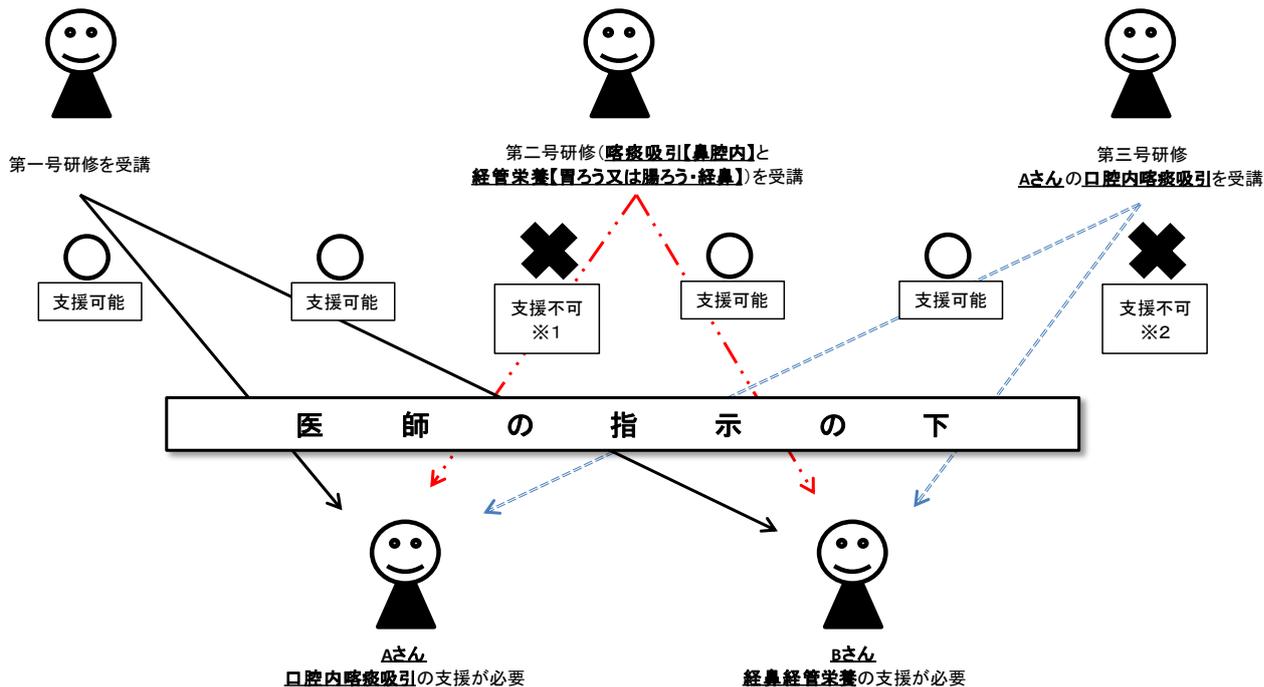
不特定多数の者に対する下記の任意の実地研修を受けた行為

口腔内の喀痰吸引  
 鼻腔内の喀痰吸引  
 気管カニューレ内部の喀痰吸引  
 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養  
 経鼻経管栄養

特定の者に対する必要な行為

例1) Aさんの口腔内喀痰吸引の実地研修を受講  
 ⇒ Aさんの口腔内喀痰吸引が可能

※別の利用者Bさんの口腔内喀痰吸引を行うには、Bさんの口腔内喀痰吸引の研修が必要



※1 口腔内喀痰吸引の実地研修を受講すれば、支援が可能。

※2 Bさんの経鼻経管栄養の実地研修を受講すれば、支援が可能。

資料11-2(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

## 千葉市喀痰吸引等研修支援事業について

本市では、現在、喀痰吸引等の医療的ケアを提供できるサービス事業所が不足しており、医療的ケアを必要とする方や、そのご家族は、不安を抱えている状況です。

そこで、医療的ケアを行える事業所を増加させるため、平成26年度から、ヘルパー等医療職以外のものが医療的ケアを行うために必要な喀痰吸引等研修のうち、第3号研修にかかる経費について、一部を助成する制度を開始しました。

当該事業は対象者が千葉市在住の障害者（児）であれば、介護保険サービス事業所でも利用することが可能です。是非ご活用いただき、医療的ケアが必要な利用の支援にご協力いただくようお願い致します。

「千葉市喀痰吸引等研修支援事業ホームページ」

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai/fukushi/kakutankyuu-intoukennsyuu.html>

### 1 喀痰吸引等研修支援事業の概要

#### (1) 目的

喀痰吸引等医療的ケアを必要とする在宅障害者が、安心して日常生活を送れるよう、喀痰吸引等を実施できるヘルパーを増やすため、医療職以外のヘルパー等が、特定の者に対して喀痰吸引等医療的ケアを行うための研修（第3号研修）を受ける費用を助成する。

#### (2) 事業内容

##### ① 助成対象費用

喀痰吸引等研修（3号研修）を要する費用のうち、基本研修と実地研修のいずれか一方に係る費用（教科書代等の実費負担は除く）

##### ② 助成金額

助成対象費用の半額と補助基準額を比べどちらか安い方を助成する。

【補助基準額】

基本研修 5,000 円（講義）

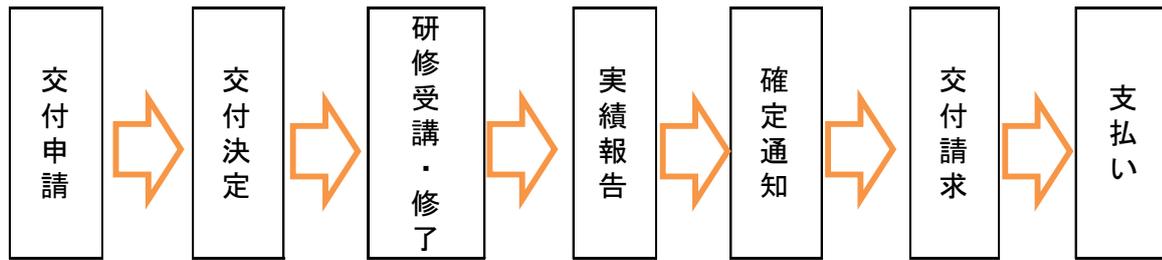
実地研修 2,500 円（看護師等の指導のもと本人に喀痰吸引等を実施）

#### (3) 助成対象

所属する職員等に、研修を受講、修了させ、その後千葉市在住の障害者等に対し喀痰吸引等を行わせることを予定している事業所（①公立の事業所、②千葉市内の障害者支援施設以外の第一種社会福祉施設を除く）

※ 「事業所」として想定されるのは障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、幼稚園、学校、**介護保険サービス事業所**（障害者を対象とする場合のみ）等が想定される。

## 2 申請から支払いまでの流れ



受講料の支払いは必ず**交付決定後**に行うこと。  
(交付決定前に支払った場合は助成対象とならない。)

### (1) 交付申請

- ① 提出時期 … 研修受講開始前 かつ 受講料支払い前
- ② 提出書類 … 千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付申請書（様式第1号）  
【添付書類】
  - ア 登録研修機関に対して研修の申し込みを行う際に提出する書類の写し
  - イ 研修を受講する職員との雇用契約書写し（要原本証明）
  - ウ 登録研修機関の研修費用の内訳がわかる資料
  - エ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書（様式第3号）
  - オ 喀痰吸引等を受ける千葉市民の住民票  
※「オ」の住民票については、「個人情報確認に係る同意書（様式第2号）」を提出すれば、省略することができる。

### (2) 交付決定

交付申請の審査後、『千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）』が交付される。

### (3) 実績報告

- ① 提出時期 … 研修修了後 かつ 受講料支払い後
- ② 提出書類 … 千葉県喀痰吸引研修支援事業助成金実績報告書（様式第11号）  
【添付書類】
  - ア 認定特定行為業務従事者認定証写し
  - イ 助成対象経費について研修機関が発行する領収書（原本提出）
  - ウ 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録通知書写し又は登録を受ける旨の誓約書（様式第12号）
  - エ 研修実施日の分かる書類（実施状況報告書等）

### (4) 確定通知

実績報告の審査後、『千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付額確定通知書（様式第13号）』が交付される。

### (5) 交付請求

千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付請求書（様式第14号）提出

### (6) 助成金支払い

千葉県から助成金支払い（口座振り込み）

#### 提出先

〒260-0026  
千葉県千葉市中央区千葉港2番1号  
千葉県高齢障害部障害福祉サービス課

#### 問い合わせ先

電話 043-245-5228  
FAX 043-245-5630  
E-mail [shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp)

資料12(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 高齢障害者の介護保険サービスの 利用者負担を軽減します！

65歳以上の障害者の方が、介護保険サービスを利用するようになったときの利用者負担額について、一定の条件により、障害福祉制度から償還する仕組みが平成30年4月より設けられました。

申請の受付先は、各区保健福祉センターとなります。

- 各区保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班
- 中央区：043-221-2152／花見川区：043-275-6462／稲毛区：043-284-6140
- 若葉区：043-233-8154／緑区：043-292-8150／美浜区：043-270-3154

### 1 対象者

以下の全ての要件を満たす方

- (1) 65歳に達する日前5年間にわたり介護保険相当障害福祉サービス(注)の支給決定を受けていたこと
- (2) 65歳に達する日の前日において、所得区分が市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当し、かつ、本制度申請時に、市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当すること
- (3) 65歳に達する日の前日において障害支援(程度)区分が2以上であること
- (4) 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと

※ 平成30年4月1日以前に既に65歳に到達していた方であっても、上記要件を満たしていれば対象となります。

### 2 償還の対象

平成30年4月以降に提供された障害福祉相当介護保険サービス(注)に係る利用者負担分

(注)

介護保険相当 障害福祉サービス	障害福祉相当 介護保険サービス
居宅介護	訪問介護
重度訪問介護	通所介護
生活介護	短期入所生活介護
短期入所	地域密着型通所介護
	小規模多機能型居宅介護 (介護予防は含まれません)

平成30年4月1日より

関連資料2

# 高齢障害者の方の 利用者負担軽減制度

が始まります。

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

## 償還の流れ

65歳に達する前5年以上  
対象の障害福祉サービスを利用

介護保険  
へ移行

対象の介護保険  
サービスを利用

利用者負担を事業所等に支払

利用者負担の償還

対象のサービス

ホーム  
ヘルプ

デイ  
サービス

ショート  
ステイ

**償還を受けるには、事前に市町村障害福祉担当課への申請書の提出が必要です。**

要件に該当することを申告し、市町村から決定を受ける必要があります。

詳細は裏面をご覧ください

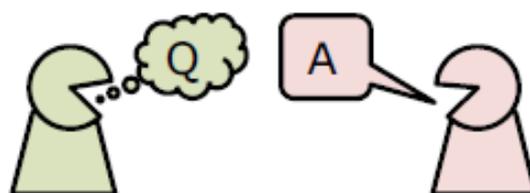


## 対象となる方

### 次の①～④を全て満たす方

①	65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。
②	利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあつては、前年度）において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時も同様。）
③	障害支援区分（障害程度区分）が区分2以上であったこと。
④	65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

## よくある質問



**Q** 申請時に、どういった書類が必要になりますか？

**A** 申請を受け付ける市町村によって異なりますが、過去の障害福祉サービスの支給決定通知書や介護保険サービス事業所より発行される領収書等の添付を求められることがあります。

なお、上記の書類がなくても申請可能な場合もありますので、詳細はお住まいの市町村障害福祉担当課までお問い合わせください。

**Q** 63歳の時に入院して、障害福祉サービスを利用していない期間があります。この制度の対象になりますか？

**A** 長期入院等のやむを得ない事由により、障害福祉サービスの支給決定を受けていなかった場合など、この制度の対象になる場合があります。

資料 13(午前・午後)	令和 2 年 3 月 18 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 障害福祉サービス等情報公表制度の運用について

### 1 運用開始

情報公表システムから届いたメールに記載されている ID・パスワードでシステムにログインし、情報の登録を行ってください。

ID・パスワードは1つの事業者（法人）に1つ発行されます。複数の事業所の指定を受けている事業者についても、ID・パスワードは事業者に1つだけです。

事業者がシステム上で情報を登録するためには、事業所の基本情報を当課で登録する必要がありますので、事業所の基本情報が登録されていない場合は、当課までご連絡ください。

#### 【ログインURL】

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

#### 【マニュアル】

具体的な操作方法については、下記に掲載されている操作説明書（マニュアル）を参照して入力を行ってください。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinforpub/jigyoy/>

### 2 更新（毎年度**必ず**実施）

- ・更新期間…**令和2年4月1日（水）～5月29日（金）**（毎年度4～5月）
- ・更新時点…令和2年4月1日時点
- ・更新内容…**全情報・全事業所**
- ・更新作業…別紙「※登録済みの情報に変更がない場合は、以下の3ステップで更新申請が可能です！」を参照

### 3 変更（都度実施）

#### 【重要な事項】（都度**必ず**実施）

「法人等及び事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先」に変更があった場合は、変更から10日以内に入力し、承認申請を実行してください。

#### 【その他の事項】（都度**任意**実施）

毎年度4月1日時点の更新で足りませんが、事業者の判断で随時変更することも可能ですので、変更内容を入力後、承認申請を実行してください。

資料 13(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

#### 4 入力内容

##### 【特定処遇改善加算に関する見える化要件】

該当の事業所は、承認処理等の関係上、できるだけ令和2年3月中に入力し、承認申請を実行してください。

##### 【医療的ケアを必要とする利用者の受入体制】

該当の事業所は、情報公表システムに入力してください。



医療的ケアを必要とする利用者の受入体制	
吸引	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
吸入・ネブライザー	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
経管栄養（胃ろうを含む）	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
中心静脈栄養	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
導尿	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
在宅酸素療法	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
咽頭エアウェイ	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
パルスオキシメーター	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
気管切開部の管理（ガーゼ交換等）	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
人工呼吸器の管理	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり

#### 5 その他

ID・パスワードが不明であり、情報公表システムからのメールが見つからない場合は、別紙「障害福祉サービス等情報公表システム ログインID確認依頼書（千葉県様式）」を当課宛てにメールにてご提出ください。

## ※登録済みの情報に変更がない場合は、以下の3ステップで更新申請が可能です！

(1) システムにログイン後、『事業所情報の照会・編集を行う』を押します。

(2) 検索画面で条件を指定せずに、そのまま検索ボタンを押します。

(3) 検索結果画面より、申請を行いたい事業所の選択欄を全てチェックし、アクション欄より『承認者へ申請する』を選択して実行ボタンを押します。  
 以上で、自治体への事業所情報の更新・承認申請は完了です。

年 月 日

千葉市障害福祉サービス課 宛て

障害福祉サービス課  
メールアドレス「 [shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp) 」

### 障害福祉サービス等情報公表システム ログインID確認依頼書

ログインID及びパスワードが不明のため、ログインID等が記載されたメールが届くよう依頼します。

事業者名称（法人の名称）		
事業者（法人）のシステムからの連絡用メールアドレス		
法 千 人 葉 内 市 の に 主 所 な 在 事 の 業 ある 所	※IDは法人ごとに1つのため、法人内の 主な事業所をご記入ください。	
	事業所番号	
	事業所名称	
	主なサービスの種類（一つ） ※居宅介護、生活介護、児童発達支援等	
担当者名 ※課名等の所属がある場合は所属もご記入ください。		
担当者連絡先		

※ 作業完了後情報公表システムからメールにより連絡差し上げますが、1週間以上経過してもメールが届かない場合は、下記担当宛てにご連絡ください。

※ パスワードのみ不明の場合は、ログイン画面で「パスワードをお忘れの場合はこちら」をクリックし、その後の指示に従ってください。

※ 本依頼書は、法人ごとに一枚ご提出ください。事業所ごとに提出する必要はございません。

※ 本依頼書は、できるだけメールで送付願います。

(担当)

千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課

TEL : 043-245-5227 (指導班 障害児通所・入所)

TEL : 043-245-5174 (施設支援班 施設系・日中活動系)

TEL : 043-245-5228 (地域支援班 訪問系・相談系)

E-mail : [shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp)

※下記千葉市処理欄

受付日	/
処理日	/
担当者	

資料14-1(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

令和2年2月3日

障害福祉サービス事業者  
障害児通所支援事業者  
地域生活支援給付事業者  
様

千葉市保健福祉局高齢障害部  
障害福祉サービス課長

千葉市地域生活支援給付事業に係る統合上限額管理の取扱いについて

日頃より、千葉市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
本市では、利用者負担の軽減を図る観点から、千葉市地域生活支援給付に係る利用者負担額を、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額と合算し、統合上限額の管理を行っています。  
これまでの統合上限額管理者の決定ルールにつきまして、ルールが分かり難い等市内事業所からのご意見を踏まえ、統合上限額管理者決定のルールを下記のとおり変更することとしました。運用は令和2年4月1日からとなりますが、事前にお知らせいたしますので、ご確認ください。

記

- 1 通知日  
正式な通知については、令和2年3月を予定しています。
- 2 変更時期  
令和2年4月1日以降に千葉市地域生活支援給付事業のサービス更新時期を迎えた時
- 3 変更内容  
統合上限額管理者の決定ルール  
※詳細は別添(案)のとおり
- 4 その他  
事業者説明会でもご説明する予定です。  
なお、当該説明会には千葉市に登録のある市外の地域生活支援給付事業者も参加頂くことが可能です。

事業者説明会は中止となったため、不明点は直接お問い合わせください。

障害福祉サービス課  
施設支援班 043-245-5174  
地域支援班 043-245-5228

別 添

資料 14-2(午前・午後) 令和 2 年 3 月 18 日

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉県障害福祉サービス課

令和 2 年 3 月 1 8 日

障害福祉サービス事業者  
障害児通所支援事業者 様  
地域生活支援給付事業者

千葉県保健福祉局高齢障害部  
障害福祉サービス課長

### 千葉県地域生活支援給付事業に係る統合上限額管理の取扱いについて（通知）

日頃より、千葉県福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、利用者負担の軽減を図る観点から、千葉県地域生活支援給付に係る利用者負担額を、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額と合算し、統合上限額の管理を行っています。

これまでの統合上限額管理者の決定ルールにつきまして、ルールが分かり難い等市内事業所からのご意見を踏まえ、統合上限額管理者決定のルールを下記のとおり変更することとしましたので、通知します。

#### 記

#### 1 統合上限額管理事業所となる事業所

登録地域生活支援給付サービス事業所

#### 2 複数の登録地域生活支援給付サービスを利用する場合の管理事業所となる優先順位

- (1) 移動支援
- (2) 日中一時支援
- (3) 訪問入浴サービス

上記の中で最も高い順位の事業所と複数契約している場合は、原則として契約量が最も多い事業所が管理事業所となります。

ただし、提供されるサービス量（標準的な報酬額の多寡）、生活面を含めた利用者との関係性（利用者負担を徴収する便宜）、事業所の事務処理体制等を総合的に勘案し、利用者及び事業所間で協議の上了承が得られれば、登録地域生活支援給付サービス事業所の中で統合上限額管理事業所を任意に定めることも可能とします。

#### 3 今後の取扱いの留意点

##### (1) みなし登録地域生活支援給付サービス事業者の登録制度について

令和 2 年 4 月 1 日以降において、障害福祉サービス等のみを提供している事業者が統合上限額管理を行うことがないため、新規のみなし登録は行いません。

##### (2) 上限額管理事業所の変更時期について

旧ルールに基づき統合上限額管理事業所が設定されている利用者については、対象者が令和 2 年 4 月 1 日以降にサービス更新時期を迎えた時、新ルールに基づいた統合上限額管理事業所の変更が必要です。

なお、遅くとも令和 3 年 3 月 3 1 日までに、新ルールに基づいた統合上限額管理事業所の変更を行ってください。

※詳細については別紙参照

障害福祉サービス課

施設支援班 0 4 3 - 2 4 5 - 5 1 7 4

地域支援班 0 4 3 - 2 4 5 - 5 2 2 8

## 千葉市地域生活支援給付の統合上限額管理事務の取扱いについて

### 統合上限額管理とは？

○統合上限額管理とは、千葉市地域生活支援給付における上限額管理のことです。地域生活支援給付に係る利用者負担額は、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額と合算し、統合的に上限額を管理、決定するためこのように呼ばれています。

### 1 令和2年4月1日以降の統合上限額管理の概要

障害福祉サービスの仕組みと同様に、上限額管理事業所を定め、当該事業所が統合上限額管理を行い、管理を行った登録事業所に対して一律に加算を行う。

#### (1) 統合上限額管理対象者

地域生活支援給付受給者証(三)の欄中「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄に「有」と記載されており、以下に該当する方

- ア 障害福祉サービスに加えて地域生活支援給付を利用する方
- イ 障害児通所支援に加えて地域生活支援給付を利用する方
- ウ 地域生活支援給付を複数の事業所で利用する方

#### (2) 統合上限額管理事業所となる事業所

##### 登録地域生活支援給付サービス事業所

※ 障害福祉サービス事業所や、障害児通所支援事業所が、地域生活支援給付の統合上限額管理者となることはありません。

登録地域生活支援給付サービス事業所中で複数の事業所を利用する場合には以下の優先順位とする。

- (ア) 移動支援
- (イ) 日中一時支援
- (ウ) 訪問入浴サービス

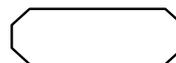
上記の中で最も高い順位の事業所と複数箇所契約している場合は、原則として契約量が最も多い事業所が統合上限額管理事務を行う。

#### ☆ 統合上限額管理事業所選定例 ☆

凡例 … 障害福祉サービス事業所



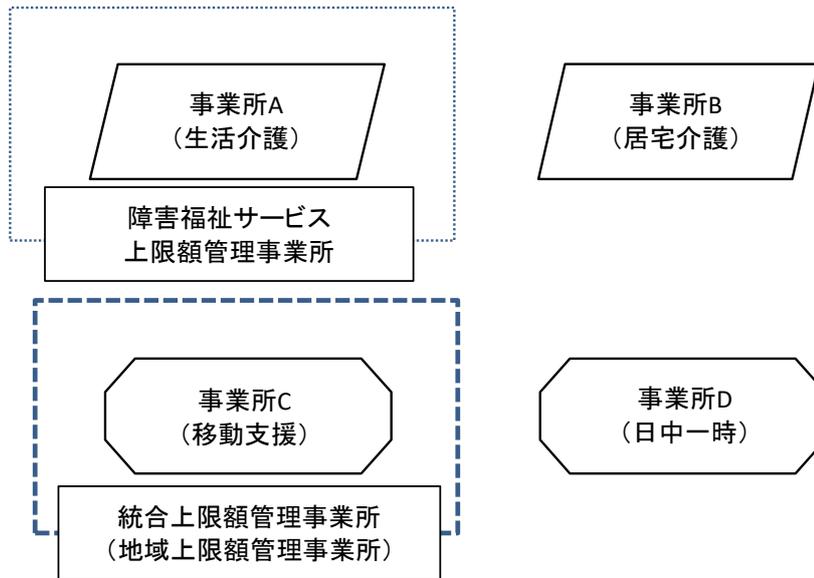
… 地域生活支援給付事業所



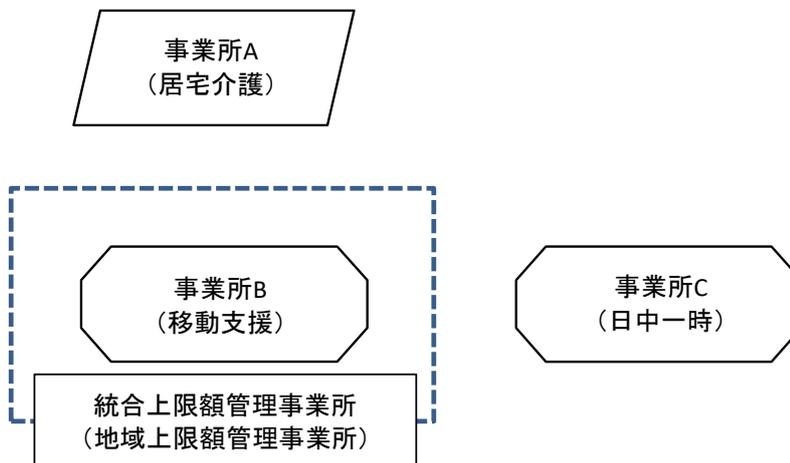
… 障害児通所支援事業所



例1) 障害福祉サービスと併給、障害福祉サービスで上限管理有り



例2) 障害福祉サービスと併給、障害福祉サービスで上限管理無し



☆統合上限額管理の流れ 1)

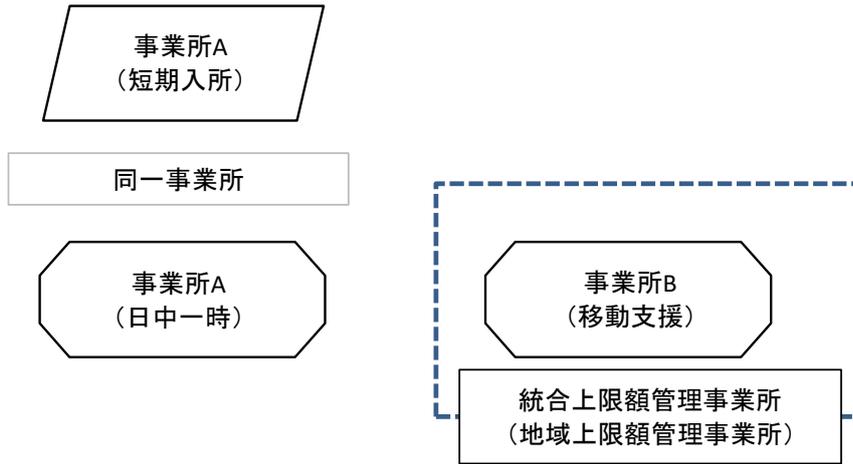
例1) と同様の事業所を利用 利用者負担上限月額 37,200 円

	サービス名	利用料	負担額(1割)	管理後負担額	
事業所A	生活介護	100,000円	10,000円	10,000円	○障害福祉サービス上限額管理事業所
事業所B	居宅介護	100,000円	10,000円	10,000円	
事業所C	移動支援	100,000円	10,000円	10,000円	○統合上限額管理事業所
事業所D	日中一時	100,000円	10,000円	7,200円	

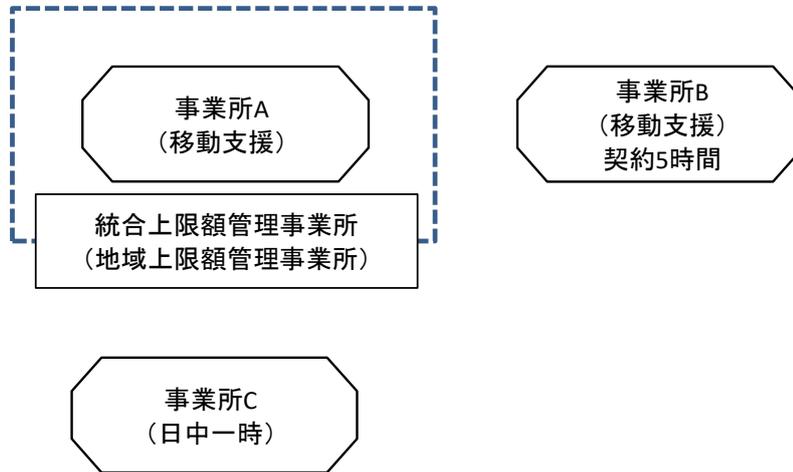
- ① 事業所C(統合上限額管理事業所)は、事業所A(障害福祉サービス上限額管理事業所)に障害福祉サービス上限額管理結果を確認する。
- ② 利用者負担上限月額から障害福祉サービスの負担額を控除し、地域生活支援事業の負担上限月額を決定する。  
 $37,200\text{円(利用者負担額)} - 20,000\text{円(障害福祉サービスの負担額)} = 17,200\text{円(地域の上限負担額)}$
- ③ 事業所Cは事業所Dの利用者負担額を確認する。
- ④ 1(2)の優先順位の順に、利用者の負担額が、上限月額を超えないように各事業所の負担額を調整する。  
 優先順位1: 事業所C【移動支援】負担額10,000円 優先順位2: 事業所D【日中一時】負担額10,000円  
 $17,200\text{円(地域の上限負担額)} \geq 10,000\text{円(事業所C【移動支援】の負担額)} \Rightarrow \text{超えない}$   
 $17,200\text{円(地域の上限負担額)} - 10,000\text{円(事業所C【移動支援】の負担額)} = 7,200\text{円(残り負担額)}$   
 $7,200\text{円(地域の残り負担額)} \leq 10,000\text{円(事業所D【日中一時】の負担額)} \Rightarrow \text{超えるので調整}$   
 $7,200\text{円(地域の残り負担額)} - 7,200\text{円(事業所D【日中一時】の調整後負担額)} = 0\text{円(残り負担額)}$
- ⑤ 事業所Cは事業所Dに統合上限額管理結果を伝える。(事業所Dの利用者負担額は7,200円になる旨)

統合  
上限  
管理

例3) 障害福祉サービスと併給、障害福祉サービスで上限管理無し、同事業所が障害福祉サービスと地域生活支援給付の双方を提供



例4) 地域生活支援給付単給、移動支援で複数事業所と契約



☆統合上限額管理の流れ 2)

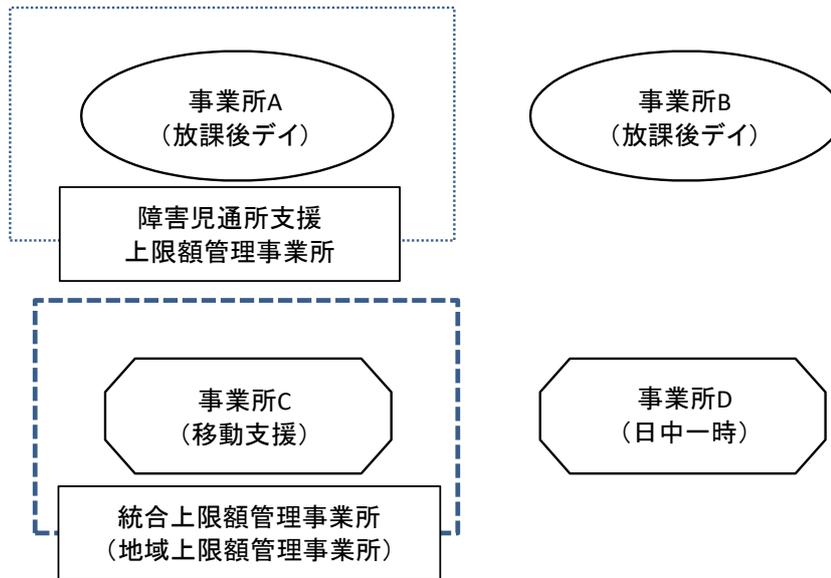
例3) と同様の事業所を利用 利用者負担上限月額 9,300 円

	サービス名	利用料	負担額(1割)	管理後負担額	
事業所A	短期入所	50,000円	5,000円	5,000円	障害福祉サービスの上限管理なし
	日中一時	50,000円	5,000円	0円	
事業所B	移動支援	50,000円	5,000円	4,300円	○統合上限額管理事業所

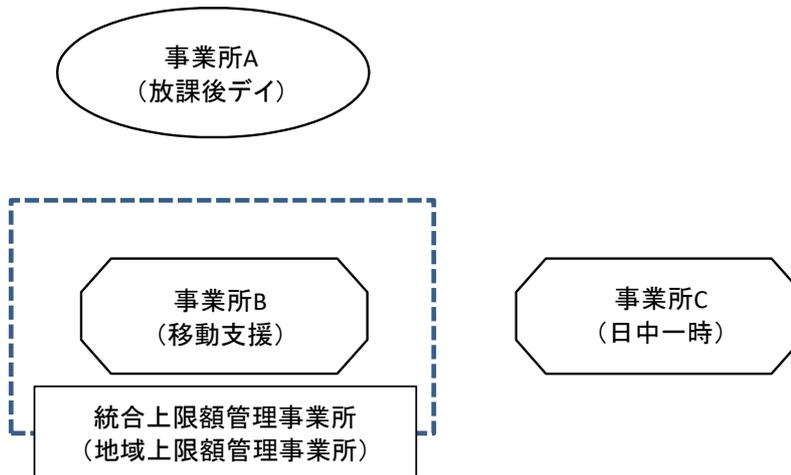
- ① 事業所B(統合上限額管理事業所)は、事業所Aに障害福祉サービス【短期入所】と地域生活支援事業【日中一時】の利用者負担額を確認する。
- ② 利用者負担上限月額から障害福祉サービスの負担額を控除し、地域生活支援事業の負担上限月額を決定する。  
 $9,300\text{円(利用者負担額)} - 5,000\text{円(障害福祉サービスの負担額)} = 4,300\text{円(地域の上限負担額)}$
- ③ 1(2)の優先順位の順に、利用者の負担額が、上限月額を超えないように各事業所の負担額を調整する。  
 優先順位1: 事業所B(【移動支援】負担額5,000円) 優先順位2: 事業所A(【日中一時】負担額5,000円)  
 $4,300\text{円(地域の上限負担額)} \leq 5,000\text{円(事業所B【移動支援】の負担額)} \Rightarrow \text{超えるので調整}$   
 $4,300\text{円(地域の上限負担額)} - 4,300\text{円(事業所B【移動支援】の調整後負担額)} = 0\text{円(残り負担額)}$   
 $0\text{円(地域の上限負担額)} \leq 5,000\text{円(事業所A【日中一時】の負担額)} \Rightarrow \text{超えるので調整}$   
 $0\text{円(地域の上限負担額)} - 0\text{円(事業所A【日中一時】の調整後負担額)} = 0\text{円(残り負担額)}$
- ④ 事業所Bは事業所Aに統合上限額管理結果を伝える。(事業所Aの地域の利用者負担額は0円になる旨)

統合上限額管理

例5) 障害児通所支援と併給、障害児通所支援で上限管理有り



例6) 障害児通所支援と併給、障害児通所支援で上限管理無し



☆統合上限管理の流れ 3)

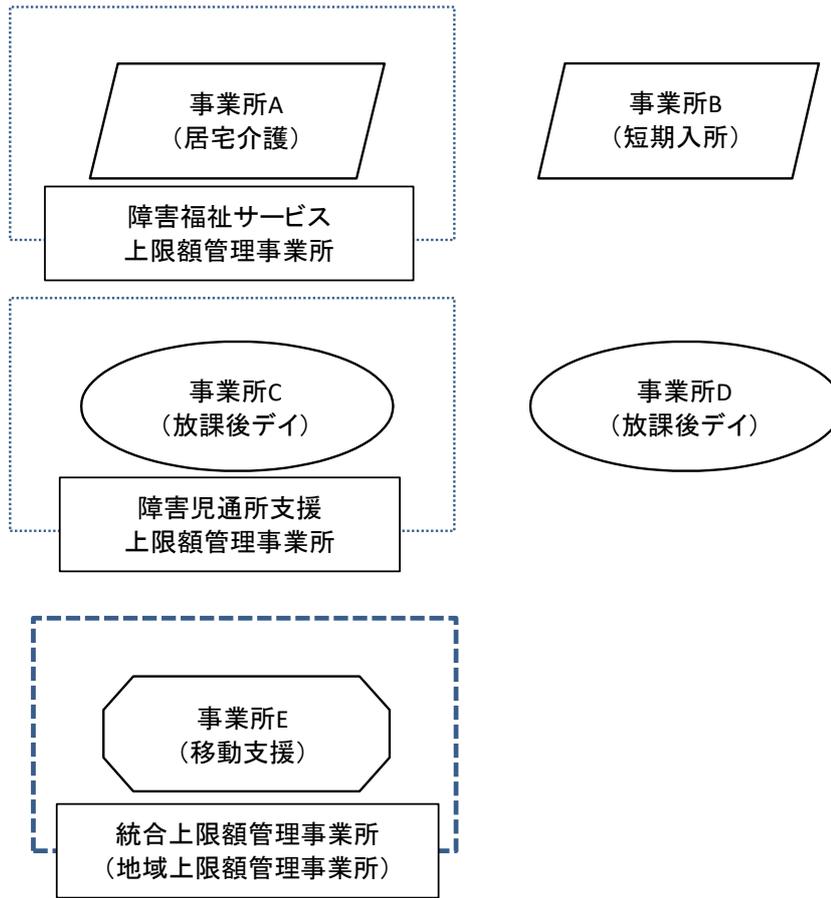
例6) と同様の事業所を利用 利用者負担上限月額 37,200 円

	サービス名	利用料	負担額(1割)	管理後負担額	
事業所A	放課後デイ	100,000円	10,000円	10,000円	障害福祉サービスの上限管理なし
事業所B	移動支援	100,000円	10,000円	10,000円	○統合上限管理事業所
事業所C	日中一時	100,000円	10,000円	10,000円	

- ① 事業所B(統合上限管理事業所)は、事業所Aに障害児通所支援事業のの利用者負担額を確認する。
- ② 利用者負担上限月額から障害児通所支援の負担額を控除し、地域生活支援事業の負担上限月額を決定する。  
 $37,200\text{円(利用者負担額)} - 10,000\text{円(障害児通所支援の負担額)} = 27,200\text{円(地域の上限負担額)}$
- ③ 1(2)の優先順位の順に、利用者の負担額が、上限月額を超えないように各事業所の負担額を調整する。  
 優先順位1: 事業所B【移動支援】負担額10,000円 優先順位2: 事業所C【日中一時】負担額10,000円  
 $27,200\text{円(地域の上限負担額)} \geq 10,000\text{円(事業所B【移動支援】の負担額)} \Rightarrow \text{超えない}$   
 $27,200\text{円(地域の上限負担額)} - 10,000\text{円(事業所B【移動支援】の負担額)} = 17,200\text{円(残り負担額)}$   
 $17,200\text{円(地域の残り負担額)} \geq 10,000\text{円(事業所C【日中一時】の負担額)} \Rightarrow \text{超えない}$   
 $17,200\text{円(地域の残り負担額)} - 10,000\text{円(事業所C【日中一時】の調整後負担額)} = 7,200\text{円(残り負担額)}$
- ④ 事業所Bは事業所Cに統合上限管理結果を伝える。(事業所Cの地域の利用者負担額は10,000円になる旨)

統合上限管理

例7) 障害福祉サービス及び障害児通所支援と併給、障害福祉サービス及び障害児通所支援で上限管理有り



☆統合上限額管理の流れ 4)

例7)と同様の事業所を利用 利用者負担上限月額 4,600 円

	サービス名	利用料	負担額	管理後負担額	
事業所A	居宅介護	10,000円	1,000円	1,000円	○障害福祉サービス上限額管理事業所
事業所B	短期入所	10,000円	1,000円	1,000円	
事業所C	放課後デイ	20,000円	2,000円	2,000円	○障害児通所支援上限額管理事業所
事業所D	放課後デイ	20,000円	2,000円	2,000円	
事業所E	移動支援	20,000円	2,000円	0円	○統合上限額管理事業所

- ① 事業所E(統合上限額管理事業所)は、事業所A(障害福祉サービス上限額管理事業所)に障害福祉サービス上限額管理結果を、事業所C(障害児通所支援上限額管理事業所)に障害児通所支援上限額管理結果をそれぞれ確認する。
- ② 利用者負担上限月額から障害福祉サービスと障害児通所支援の負担額を控除し、地域生活支援事業の負担上限月額を決定する。  

$$4,600\text{円(利用者負担額)} - 2,000\text{円(障害福祉サービスの負担額)} - 4,000\text{円(障害児通所支援の負担額)} = 0\text{円(地域の上限負担額)}$$
- ③ 1(2)の優先順位の順に、利用者の負担額が、上限月額を超えないように各事業所の負担額を調整する。  
 優先順位1:事業所E(【移動支援】負担額2,000円) ※地域生活支援事業所の利用は1事業所のみ  

$$0\text{円(地域の上限負担額)} \leq 2,000\text{円(事業所E【移動支援】の負担額)} \Rightarrow \text{超えるので調整}$$

$$0\text{円(地域の上限負担額)} - 0\text{円(事業所E【移動支援】の調整後負担額)} = 0\text{円(残り負担額)}$$
- ④ 調整の結果事業所Eの地域の利用者負担額は0円になる

統合上限額管理

※ 障害福祉サービスと障害児通所支援は、別の法律に基づき実施されているサービスのため、それぞれで上限額の管理及び負担額の徴収をする必要がある。地域生活支援事業は千葉市の定めたルールに基づき実施されており、上限額管理においては、障害福祉サービスと障害児通所支援の負担額を地域生活支援事業の負担額と合算して、利用者の負担上限月額を超える金額のうち地域生活支援給付の利用者負担額を地域生活支援給付費として千葉市が給付している。

### (3) 統合上限額管理に係る事務処理について

統合上限額管理に係る事務処理については、原則として障害福祉サービスにおける利用者負担上限額管理事務と同様の仕組みで行うこととする。詳細は以下のとおりとなるため、該当する各事業所については、千葉市地域生活支援給付利用者負担上限額管理事務依頼(変更)依頼届の作成等をお願いしたい。

ア 登録地域生活支援給付サービス事業者は、新たに受給者と契約を締結した際、受給者証において統合上限額管理対象者であることを確認した場合は、速やかに統合上限額管理事業者に契約締結の旨を連絡する。また、自らが契約を行うことにより統合上限額管理対象者となることが判明した場合、障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援給付すべての受給者証を確認し、利用者がルールに基づいて統合上限額管理事業所となる事業所を選定できるよう援助をお願いする。

イ 関係事業所となった登録地域生活支援給付サービス事業者は、サービス利用が無かった月においても、その翌月3日までに統合上限額管理事業所に対し、対象者の地域生活支援給付の利用が無かった旨の連絡を行うこと。

### (4) 統合上限額管理加算について

統合上限額管理を行った事業所に対し、管理結果が管理結果票上での結果でも所定の単位数を加算する。

加算単位数

164単位

※ なお、上記において「管理を行った」とは、対象者が地域生活支援給付を実際に利用した場合を言い、契約はあったが地域生活支援給付の利用が無かった場合においては加算を行わないこととする。

### (5) みなし登録地域生活支援給付サービス事業者の登録制度について

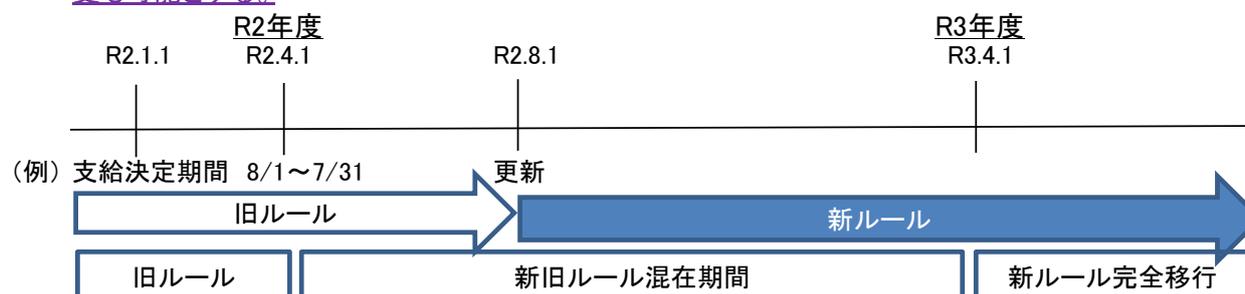
地域生活支援給付の登録を受けていない事業者が、旧ルールに基づき管理事業所となった場合、みなし登録事業者として統合上限額管理を行っていたが、令和2年4月1日以降において、新規のみなし登録は行わない。なお、現在みなし登録地域生活支援給付サービス事業者の登録を受けている事業者が統合上限額管理を行っている地域生活支援給付の利用者については、対象者が令和2年4月1日以降にサービス更新時期を迎えた時、新ルールに基づき統合上限額管理事業所を変更する。

### (6) 統合上限額管理事業所の変更時期について

令和2年4月1日以降において、旧ルールに基づき統合上限額管理事業所が設定されている利用者については、対象者が令和2年4月1日以降にサービス更新時期を迎えた時、新ルールに基づき統合上限額管理事業所を変更する。

なお、やむを得ない事情で更新時期に利用者が上限額管理事業所を変更することが出来ない場合は、遅くとも令和3年3月31日までに、新ルールに基づいた統合上限額管理事業所の変更を行うこと。みなし登録の事業者から変更する場合も、同様の取扱いとする。

※令和2年4月1日より前に統合上限額管理事業所を変更する必要がある場合や新規サービス利用者等については、令和2年4月1日より前に新ルールに基づいた統合上限額管理事業所への変更も可能とする。



## 地域生活支援給付におけるサービス利用状況と上限額管理加算の有無等

項番	自事業所の地域生活支援給付の利用		他事業所の地域生活支援給付の利用		障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用	利用者負担額(1割相当額)の状況	管理結果	上限額管理加算の可否	上限額管理結果票作成の要否
	有り	無し	利用の有無	利用事業所数					
1	有り		有り			障害福祉サービス、障害児通所支援の分だけで上限到達	1	○	要
2						自事業所分だけで上限到達	1	○	要
3						全事業所分を合算しても上限以下	2	○	要
4						全事業所分を合算して上限到達	3	○	要
5			無し		有り	障害福祉サービス、障害児通所支援の分だけで上限到達	1	○	要
6						自事業所分だけで上限到達	1	○	要
7						全事業所分を合算しても上限以下	2	○	要
8						全事業所分を合算して上限到達	3	○	要
9					無し		無し	×	不要
10	無し		有り	1	有り	障害福祉サービス、障害児通所支援の分だけで上限到達	1	○	要
11						全事業所分を合算しても上限以下	2	○	要
12						全事業所分を合算して上限到達	3	○	要
13						無し		無し	×
14				2以上	無し	障害福祉サービス、障害児通所支援の分だけで上限到達	1	○	要
15						全事業所分を合算しても上限以下	2	○	要
16						全事業所分を合算して上限到達	3	○	要
17							無し	無し	×

管理結果

- 1 障害福祉サービス、障害児通所支援又は管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。□
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

千葉市地域生活支援給付の利用者負担額上限額管理事務の取扱いについて

【旧】～令和2年3月31日

○管理事業所となる順位

以下のアからオの順位とする

- ア 障害児通所支援における上限額管理事業所
- イ 障害福祉サービスにおける上限額管理事業所
- ウ グループホーム
- エ 登録地域生活支援給付サービス事業所

○みなし登録地域生活支援給付サービス事業者について

地域生活支援給付の登録を受けていない事業者が、上記ルールに基づき管理事業所となった場合、みなし登録事業者として統合上限額管理を行う。

【新】令和2年4月1日～

○管理事業所となる順位

登録地域生活支援給付サービス事業所

※ 障害福祉サービス事業所や、障害児通所支援事業所が、地域生活支援給付の統合上限額管理者となることはありません。

○みなし登録地域生活支援給付サービス事業者について

地域生活支援給付の登録を受けていない事業者が、管理事業所となることにならなくなるため、みなし登録は不要となる。

## 令和元年度指定障害福祉サービス事業者等 （日中系・居住系・障害児支援）の実地指導の結果について

※関係法令、事業者指定・登録基準関係通知等は、障害福祉サービス課のホームページに掲載しています。

### 1 報酬請求に係る事例

#### ア 個別支援計画未作成減算・通所支援計画等未作成減算（共通）

- 次のいずれかに該当する利用者（児）につき減算するものであること。
- （1）サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。
- （2）基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

#### 個別支援計画の作成（共通）

者基準省令第58条、児基準省令第27条

- 個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者（児）の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者（児、及びその保護者）の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うこと。
- アセスメントに当たっては、利用者（児及びその保護者）に面接をすること。
- 個別支援計画の作成に当たっては、サービス提供に当たる担当者等を招集して会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること。また、会議の日時、参加者及び内容等を記録し、保管すること。
- 個別支援計画は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が作成すること。

○個別支援計画への位置づけが加算算定要件になっているもの  
（児発・放テ）

加算の種類	その他注意点
家庭連携加算	
事業所内相談支援加算	個別支援計画作成に当たってのモニタリングのための面談とは明確に分けること。
訪問支援特別加算	
延長支援加算	保育所等の子育て支援に係る一般施策での受け入れ先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援の利用計画に記載されていること。
医療連携体制加算	平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL.2問1-7

**個別支援計画の見直し (共通)**

者基準省令第58条、児基準省令第27条

計画見直しの時期の目安は、サービス種類ごとに異なる。見直しの結果、必要な場合は、計画の変更を実施する。また、計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について利用者（児、及びその保護者）の同意を得ること。

- 療養介護、生活介護、共同生活援助、就労継続支援、障害児通所支援

⇒6月に1回以上。

- 自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労定着支援

⇒3月に1回以上。

**イ 加算算定に必要な要件 (児)**

□**児童指導員等加配加算 (I)** 報酬告示

基準上必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を常勤換算で1名以上配置すること（理学療法士等、児童指導員等を算定する場合にあっては、従業者の総数のうち、児童指導員等又は保育士を常勤換算で2名以上配置することも要件）。

(例)

職員	勤務形態	月	火	水	木	金
児童指導員A	常勤	■	■	■	■	■
児童指導員B	非常勤	■	■	休	■	休
保育士C	非常勤	☆	☆	■	休	■
保育士D	非常勤	☆	休	☆	☆	☆

月～金営業、13時～17時サービス提供（利用者10名）

従業員の所定労働時間9時～18時（休憩1時間）

常勤職員の週所定労働時間40時間の場合

■が基準人員となり、それ以外の従業者による勤務である☆が加配の常勤換算に含まれる勤務時間となります。

この場合、1週あたり、☆（8時間勤務）×6回＝48時間加配となり、1か月を4週とすると、48時間×4＝192時間加配となります。

常勤職員の1か月の所定労働時間が160時間であれば、 $192 \div 160 = 1.2$ となり、常勤換算で1名以上を満たします。

また、加配分は全て保育士を配置しているため、児童指導員等加配加算 (I) の理学療法士等の区分が算定できます（上記例では、従業者の総数のうち、児童指導員等又は保育士を常勤換算で2名以上配置する要件も満たしています）。

資料16（午後）	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

#### ウ 加算算定に必要な要件（日中）

##### □送迎加算（Ⅰ） 留意事項通知第二の2(6)⑭

1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施していること。

##### □重度者支援体制加算（Ⅰ） 報酬告示

前年度において障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における利用者の数の100分の50以上であると届け出た場合、利用定員に応じ、算定可能。なお、障害基礎年金1級の受給状況については、年金証書・年金決定通知書等で確認し、事業所で確認書類の写しを保管すること。

#### エ 加算算定に必要な要件（共通）

##### □欠席時対応加算 報酬告示

急病等により利用を中止した際に、利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があり、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助の実施とともにその相談内容を記録した場合に算定すること。

欠席に関する記録は、以下のとおり。

- ① 欠席連絡のあった日
- ② 連絡してきた相手
- ③ 連絡を受けた対応者
- ④ 欠席の理由
- ⑤ 当日の利用者の状況
- ⑥ 次回の利用日等

## 2 人員基準違反

#### ア 従業員の員数（共通）

- 指定基準上必要な従業員を確保すること。
- 人員欠如の未然防止を図るよう努めること。

#### イ その他（共通）

- 事業者と適正な雇用契約を締結した従業員がサービス提供に当たること。  
（主な事例）
  - ▼契約期間が期限付きの従業者について、実態としては現在も雇用されているが、紙面上は契約期間が終了している。
  - ▼雇用契約書の勤務時間が未記入となっている。
  - ▼従事すべき業務に関する事項が記載されていない。
  - ▼職員に対する辞令等の交付がなく、任命状況が不明確となっている。
  - ▼雇用契約書に就業場所が明示されておらず、職員配置の状況が不明確であった。

資料16（午後）	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

### 3 その他の基準違反

#### ア 重要事項の掲示（者・日中・児）

事業所内の見やすい場所に以下の掲示をすること。

- ・運営規程の概要
- ・従業者の勤務の体制
- ・協力医療機関
- ・苦情解決の相談窓口、体制及び手順等
- ・その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

#### イ 変更の届出（共通）

□事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を千葉市長に届け出ること。

- ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の氏名等
- ・運営規程

※本市ホームページに掲載の「変更届提出書類一覧」を確認。

#### ウ 身体拘束実施に必要な手続（共通）

者基準省令第73条、児基準省令第44条  
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者（児）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。また、拘束を継続する必要があるかどうか定期的に検討を行い、その検討記録を残すこと。

#### エ 領収書及び代理受領の通知（共通）

者基準省令第23条・第82条、第児基準省令第23条・第25条

利用者から金銭の支払を受けた場合には領収書を、市から法定代理受領を行う介護給付費等の支給を受けた場合には、その額を利用者（障害児通所支援の場合は通所給付決定保護者）に通知する。

資料16 (午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

(例)

	平成 年 月 日
(支給決定障害者等氏名)	様
住 所 事業者 (所在地) 氏 名 <span style="float: right;">①</span> (名称及び代表者氏名)	
介護給付費・訓練等給付費代理受領のお知らせ  以下のとおり介護給付費・訓練等給付費を代理受領したので、お知らせします。	
金額	千 円
平成 年 月分	
内 訳	サ ー ビ ス 名 金 額 摘 要

**オ 秘密保持等の措置 (共通)** 者基準省令第 36 条、児基準省令第 47 条  
 事業者は、従業者等が在職中及び退職後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、事業所等で定める就業規則、秘密保持規程等に明記したうえで、さらに以下の措置を取ること。  
 ・雇用契約書に記載  
 ・守秘義務の誓約書を作成 等

**カ 従業員の研修の実施 (共通)** 者基準省令第 68 条、児基準省令第 38 条  
 従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や、事業所内での研修への参加の機会を計画的に確保すること。また、内部研修として、虐待防止や身体拘束廃止に関する研修を実施するとともに、その記録を作成すること。

**キ 非常災害対策 (共通)** 者基準条例第 70 条、児基準省令第 40 条  
 非常災害に際して必要な具体的計画を策定し、関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、定期的に避難、救出等の訓練を実施すること。

**ク 従業員の健康診断 (共通)** 労働安全衛生規則第 43 条・第 44 条  
 事業者は、常時使用する従業者 (※従業者のうち、事業者負担で健康診断を実施する必要のある対象については、厚労省の示す基準を確認すること。) に対

資料16（午後）	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

し、一年以内ごとに一回、定期的に、医師による健康診断を行うこと。なお、健康診断の受診後においては、その結果を確認し記録を残すなど、従業員の健康管理と感染症予防に努めること。

また、職員の雇用時に健康診断を実施するか、又は採用前3か月以内に健康診断を受けた者がいる場合には、結果を証明する書面を提出させること。

**ケ 記録の整備（共通）** 者基準省令第42条等、児基準省令第54条  
 従業員、設備、備品、会計、支援の提供に関する記録を整備し、支援の提供に関する記録は5年以上保存しなければならない。

**コ サービス提供の記録（日中・GH）** 基準省令第19条  
 サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項について記録し、利用者からサービスを提供したことについて、確認を受けること。（実績記録票への利用者確認印の押印等）

**サ 工賃の支払等（日中）** 基準省令第85条、第201号  
 生産活動に従事する者には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。（剰余金を発生させない。）

**シ 利用者負担額等の受領（者・日中・GH）**  
 基準省令第82条・159条・第210条の4  
 利用者から受領する費用の種類及びその額について、運営規程に記載すること。  
 なお、共同生活援助において、敷金・礼金・保証金については、入居者から受領できる費用として認められていないので、受領してはならないこと。

**ス 食事の提供（日中）** 基準省令第86条  
 利用者へ食事を提供する際は、利用者の心身の状況及びし好を考慮すること。（し好調査の実施等）

#### 4 その他注意事項

従業員の退職等で加算の算定ができなくなった場合は、速やかに体制届を提出し、加算体制を変更すること。体制の届出が間に合わず、既に届出ている体制と異なる請求をする場合は、障害福祉サービス課に連絡すること。

資料17-1(午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 平成31(令和元)年度(H31.3.1～R2.2.29)に報告のあった事故事例

事故の種類	件数	年齢・性別	障害種別	事故概要
転倒事故	35	49歳・女性	知的・精神	就寝中居室内で歩いて転倒(と思われる)して床に顔をぶつけ、左目付近の皮下出血。通院の必要なし。睡眠剤服薬のため足元が覚束なかった模様。
		3歳・男性	-	活動中、絨毯に躓き転倒、遊具の縁に眉間を強打した。
		76歳・男性	身体	車いすのブレーキをかけ忘れ、職員が目を離れた隙に転落。
		44歳・男性	知的	てんかん発作時の転倒による後頭部裂傷。
		54歳・男性	身体・知的	ベットから落下し左後頭部を床に強打し出血・破傷、3針縫合。
		55歳・女性	知的	てんかん発作による転倒で受診。異常なし。
		3歳・男性	-	バランスを崩し、額に打撲、内出血。
		72歳・女性	身体・知的	ホワイトボードに麻痺している足を引っ掛けて転倒し、受診。転倒による異常なし。
		4歳・男性	精神	遊具から転倒した。異常なし。
		18歳・女性	知的	バンのバットを運搬中に段差のあるところを踏み外して転倒。右足の甲の足首寄り骨折。
		39歳・男性	知的	階段から足を滑らせ転倒し、右足首と右足親指の亀裂骨折。
		26歳・男性	知的	昼食時、いすにつまずいて右眉上部を裂傷、5針縫合。
		59歳・女性	身体	トイレで移乗時に転倒・しりもちをつき、足をねん挫。
		55歳・女性	知的	ベンチに座っている際、てんかん発作により転倒。右肘を骨折。
		55歳・女性	知的	階段を降りる途中で足を踏み外し、右前頭部を3針縫う裂傷。
		29歳・女性	知的	てんかん発作による転倒で受診。
		43歳・男性	知的	糊付けローラーを洗っている際に指を切った。5針縫う。
		50歳・男性	知的	作業中、意識不明による転倒。
		3歳・男性	-	お出かけ学習の際に階段から5段転がり落ちる。頭部に瘤、腰部にあざを確認。
		25歳・男性	知的	送迎車から降車した際、転倒し右上腕部を骨折。
		65歳・男性	知的	転倒による救急車要請。異常なし。
		44歳・男性	知的	車椅子からの転倒により、左顔面部分に裂傷。
		53歳・男性	知的	移動中に角材につまづき転倒し、骨折する。
		50歳・男性	知的	トイレで転倒。
		34歳・女性	身体・知的	他の利用者とはぶつかり、転倒。
		55歳・女性	知的	転倒により、左手中指骨折及び左手打撲。
49歳・女性	知的	朝方居室内で転倒し右大腿骨頸部骨折。		
49歳・男性	知的	机の脚に躓いて転倒し、左大腿骨骨折。		
3歳・男性	-	踏み台を傾かせ転倒。		

事故の種類	件数	年齢・性別	障害種別	事故概要
		70歳・女性	知的	夕食の配膳時に転倒し、右腕打撲。
		34歳・男性	知的	朝、事業所に到着後しばらくして、手の震え、けいれんを経て頭から床に倒れて救急搬送。急性硬膜外血腫で入院・手術。
		50歳・女性	身体	歩行練習の際に転倒し、左上腕骨近位骨折。
		8歳・男性	-	自由時間中に鬼ごっこやボール遊びをしていた際、利用児童同士が接触したことにより、転倒し肘付近を強打。
		32歳・男性	知的	転倒し口腔内を損傷。
		35歳・男性	知的	リビングで転倒、右脛の上を切る。
行方不明	10	60歳・男性	知的	勤務後に事業所帰宅しなかった。2時間後に発見された。
		30歳・男性	知的	7/2朝、グループホームの住居から出奔。同日21時すぎ、横浜で発見。
		18歳・男性	知的	散歩中走り出し行方不明。3時間後、保護。
		18歳・女性	知的	事業所を飛び出し、3時間後に市外で保護される。
		6歳・男性	知的	外出先の店から飛び出し、警察で保護される。
		19歳・男性	知的	深夜、GHを抜け出し、コンビニで発見。
		20歳・男性	知的	居室への移動時に外出、警察で保護された。
		50歳・男性	知的・精神	GHに帰って来ず、連絡がつかない状態に。3日後に連絡が入り、稲毛駅にて保護。
		50歳・男性	知的・精神	外出先を告げずに外出し、地域活動支援センターにて保護。
19歳・男性	知的	早朝GHから抜け出し、吉野家で無銭飲食。		
活動中の怪我等 ※転倒以外	27	11歳・男性	知的・身体	活動中、利用者が別の利用者に頭突きをした。
		男性		来苑時、自動扉に手をかけた際、右手を挟まれ、親指付け根の皮が2センチむけた。
		37歳・男性	身体	訓練中に作業療法士が、右環指(第4指)の腫脹と皮膚色の変化に気付く。レントゲンの結果、右環指基節骨骨折との診断あり。骨折の原因は特定できず。
		5歳・女性	-	活動中、球体ブランコと床の間に足を挟む。剥離骨折により全治2～3カ月。
		56歳・男性	精神	スタッフの指示を待たずに作業を進め、指を裂傷。
		43歳・男性	知的	昼間職員不在のGHの自室で窓に指を挟み、左手小指第一関節の上を切断。
		28歳・女性	身体	入浴後着衣中、利用者が車いすの隙間に右足を挟み、甲部分に1センチの痣。
		15歳・女性	知的	テーブルが転倒し右足甲を打撲。
		44歳・女性	知的	入浴の際にお湯を飲んでしまい、その後、下肢硬直、手指抹消冷感の症状あり。
		47歳・女性	精神	納品後、乗車の際に左手指を挟みこみ、受診。圧挫傷の診断。
		30歳・男性	身体	右ひざ打撲。原因不明。
		73歳・女性	身体	職員による入浴チェアへの移乗補助により痛みを訴える。病院受診、異常なし。
		6歳・男性	-	玄関ドアに左第2指から第4指まで挟む。患部を冷やした後、受診。異常なし。
		20歳・男性	知的	調理作業中にスライサーで指先を負傷し、縫合。
38歳・男性	身体	調理中にまな板が落下し、強打。打撲と診断。		
25歳・女性	精神	施設外就労先で階段を降りる際にバランスを崩して足を捻挫。		
3歳・男性	-	遊具から転倒し、足首を打撲。		
46歳・女性	身体	マットから椅子型ストレッチャーに移乗を行う際に、第5指を丸めたまま床の着地し、発赤。		

事故の種類	件数	年齢・性別	障害種別	事故概要
		47歳・男性	知的	ガス台に近づき、服に火が燃え移り、やけど。
		9歳・男性	知的	音楽運動療法中、一緒に手をつないでいた児童に左手薬指を噛まれ、出血した。
		5歳・男性	知的	職員が倉庫のドアを開閉した際、右手親指をドアにはさんだ。
		5歳・男性	知的	おもちゃの一部を誤飲。
		45歳・男性	身体	車いすからベッドへの異常時に肩に負担がかかり、左肩頸部骨折。
		32歳・女性	精神	訓練時間中に抗うつ薬を大量服用、救急搬送。医師の指示によりしばらく安静にした後帰宅。
		不明・女性	-	原因特定の困難な左ひざ上部の骨折
		15歳・女性	知的	ボルダリング遊具から飛び降りて右足首の骨にヒビが入った。
		8歳・女性	知的	児童が車のドアに手をかけているのに気づかず、職員がドアを閉めてしまい、打ち身となる。
送迎中の事故・怪我等	9	14歳・男性	精神	送迎中、車内でパニックを起こし隣席の職員に噛みつく。
		44歳・女性	知的	社用車に乗り込む際にスライドドアに手を挟む。打撲と診断される。
		22歳・男性	知的	目を離した隙に、おでこを自傷。
		39歳・男性 22歳・男性	身体	送迎中、交差点で右折してきた対向車がぶつかった。けがはない。
				送迎中、横断歩道の標識に左ミラー破損、左車体に傷をつける自損事故。けがはない。
		46歳・男性	精神	送迎車のスライドドアに手を挟み、救急搬送。
		49歳・男性	身体	施設外就労に向かうために車に乗る際に、足が上がらず転倒。
		18歳・男性	知的	送迎時、助手席のドアを開けて車外に出た後、近くの会社事務所に立ち入りカウンターにあった花瓶を投げて割ってしまった。
		41歳・男性	知的	送迎で車両出口より飛び降りようとしたところ、車両扉の上部に額をぶつけ、転倒。後頭部を車両のステップにぶつけた。
利用者同士のトラブル	5	38歳・男性	知的	他の利用者の手を噛みついてしまい、念のため病院へ通院。
		49歳・男性	知的	他利用者に触れようとした際、手の甲を噛まれ負傷。
		33歳・男性	知的	利用者同士のトラブルにより、転倒し救急搬送。膝蓋骨脱臼の診断。
		48歳・男性	身体・知的	利用者同士のトラブルにより転倒。左眉上を裂傷、7針縫合。
		9歳・女性	-	他利用者が投げたおもちゃが頭に当たり前頭部左生え際付近から出血、止血後受診。
感染症等の発生	4	複数	-	薬液庫の破損に気付かず、浴槽でレジオネラ菌が発生した。職員・利用者に体調不良は見られず。
		複数	-	風邪等による体調不良者の発生。
		複数	-	利用者及び職員がインフルエンザA型に集団感染。
		25歳・男性	知的	自宅で食べた生ガキによりノロウイルスに感染。事業所利用中に体調不良、救急搬送、入院。
死亡	2	20歳・女性	身体	風邪により死亡。
		31歳・男性	知的	起床の声掛けの際に心肺停止状態であることを発見、救急搬送されるが死亡。外傷や脳の以上もないため突発的な心臓発作の可能性が高い。

事故の種類	件数	年齢・性別	障害種別	事故概要	
その他	52	29歳・男性	身体・知的	移動支援サービス中、利用者の行為にヘルパーが謝罪を求めたが、無然とした利用者の態度の思わず利用者の頬を叩いた。	
		58歳・男性	精神	通所日でないのに行くと言い出し、制止した職員を殴る。	
		52歳・男性	知的	住居の窓から乗り越えてしまい、地面に足・腰を打ち付けてしまった。	
		18歳・男性	知的	自分の居室で、夜から朝にかけて所持していたはさみで両足親指をえぐり出血。	
		18歳・男性	知的	夜、壁をけり右足から出血。	
		26歳・女性	知的	他利用者の精神安定剤を職員が誤飲させてしまった。	
		35歳・女性	知的	利用者と支援員が同時に倒れこんだ際、利用者の膝が支援員の右胸下付近に当たり、骨折。	
		5歳・男性	精神	砂を耳に詰めた。異常なし。	
		39歳・男性	知的	右手首の腫れのため、受診。前腕尺骨折の診断。	
		52歳・男性	身体	右肩前側広範囲に青アザと腫れを見つけ、受診。右肩外科頸骨折の診断。	
		42歳・男性	身体	右手第3指の腫れを見つけ、受診。骨折は確認できず、保存療法で対応。	
					職員の作業中による負傷。
		51歳・男性	身体	単独での外出の際に転倒し、鎖骨を骨折。	
		52歳・女性	知的	左前腕の裂傷があり、受診し、4針縫合。	
		48歳・男性	知的	髭剃り支援中に支援員の指先が左目に当たり、負傷。	
		56歳・男性	身体・知的	右大腿骨骨折。(原因不明だが、発熱により尿路感染疑いで導尿を行った際に骨折した可能性あり。)	
		45歳・男性	知的	体調不良による救急搬送。肺炎の診断。	
		58歳・女性	知的	右足首の亀裂骨折。原因不明。	
		52歳・男性	身体	味噌汁をこぼし、右下肢を火傷。	
		29歳・女性	知的	買い物中に他の利用客をつねる。	
		55歳・女性	知的	左足甲に腫れがあり受診。左中足骨骨折の診断。	
		33歳・男性	-	原因不明。右上上腕骨骨折。	
		48歳・男性	精神	職員の発言に激高した利用者が、職員に暴力をふるう。	
		4歳・女性	-	給食にビニール片が混入。口に含んでしまう(はきだした)。	
		47歳・男性	精神	酩酊状態で来所。迷惑行為により警察介入。	
		49歳・男性	身体	車で通勤中、信号待ち時に後ろから追突され前の車に接触。首と腰の捻挫。	
		65歳・男性	知的	鼻下の裂傷。原因不明。	
		23歳・女性	知的	急に利用者が興奮し、職員の首に掴み掛かる。	
					公用車で信号待ちの際、後ろから追突される。
					職員が帰りの送迎時、保護者へお渡しすべき書類を紛失した。
		44歳・男性	知的	左足薬指の怪我のため、受診。	
26歳・男性	知的	トイレ誘導中支援員が目を離したときに作業室に突進、別の支援員を突き飛ばし、突き飛ばされた支援員が右脇腹肋骨の骨折と数か所の打撲。			
73歳・男性	身体・知的	腸閉塞・肺炎による救急車搬送。			
45歳・女性	精神	誤薬事故。(食分量により服薬の有無が変わるが、誤ってしまった。)			

事故の種類	件数	年齢・性別	障害種別	事故概要
		28歳・男性	知的	強度行動障害の入所者が特性による一連の行動の最中、浴室に駆け込むところで壁の角に左肩の上をぶつけて裂傷。医療機関で4針縫合。
		47歳・男性	精神	2階ベランダより飛び降り、救急搬送。
		14歳・男性	精神	てんかん発作がおき救急搬送。
		3歳・女性	身体	右大腿部の熱感・腫張に気づき受診。右大腿骨頸部骨折の診断。
		52歳・女性	身体	おむつ交換時に看護師が右大腿部頸上骨折を発見。寝たきりで骨密度が低く、過去に骨折の既往歴4回ある方。
		26歳・男性	身体	面会時に家族が爪切りをした際深爪、3針縫合。
		33歳・女性	知的	左足を引きずる様子が見られ、受診。骨折の診断。
		53歳・男性	知的	利用者が近隣店舗での窃盗。
		59歳・女性	知的	嘔吐のため、救急搬送。腸閉塞のため、入院。
		32歳・女性	精神	訓練時間終了後の振り返り時に自殺願望を訴え、スタッフで対応不可能と判断し119番通報。救急隊の指示により警察にも通報。バトカーでかかりつけ医へ搬送し医師が対応。(家族も同席)
		63歳・女性	身体	移乗介助時の抱えによる左わき腹への圧迫。
		44歳・男性	精神	自己管理の薬を大量服薬し、卒倒。
		4歳・女性	-	卵アレルギー児童の卵摂取によるアナフィラキシーショック。
		20歳・男性	知的	爪保護テープを使用したところ、指の皮膚悪化が見られた。
		28歳・男性	知的	夜間に居室で尿取りパッドの中身を異食。特に治療は必要なしとの診断。
		37歳・女性	精神	近隣のホテルから飛び降り自殺を図った。
		22歳・男性	精神	リストカット。
		21歳・女性	精神	過剰服薬。

障害企画課及び障害者自立支援課については、報告先を、障害福祉サービス課に読み替えてください。

TEL：043-245-5228（訪問系・相談支援事業所）

043-245-5174（日中活動系・居住系事業所）

043-245-5227（障害児支援事業所）

FAX：043-245-5630

E-mail：[shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp)

資料17-2（午後）

令和2年3月18日

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市障害福祉サービス課

25千保障第2407号

平成26年2月20日

各障害福祉サービス等事業者 代表者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部

障害企画課長

障害者自立支援課長

### 障害福祉サービス等事業所における事故発生時の報告について（通知）

このことについて、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者（以下、事業者等という）は、平成18年9月29日付け厚生労働省令（171号、172号及び173号）により、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないことが義務付けられています。

また、その他の福祉サービス事業においても、同様の義務付けがされているところです。

本市においては、事故報告に関する取扱いを以下のとおりとしますので、事故等が発生した場合、速やかに報告するとともに、利用者及び職員等の事故を未然に防ぐため、万全の対策を講じるようお願いいたします。

### 記

#### 1 報告の範囲

##### （1）サービス提供中にケガや死亡事故が発生したとき

ア サービス提供中とは、事業所内（訪問系サービスにおいては、利用者の居宅等）で発生したもののほか、送迎・通院中、行事中に発生した事故も含む。

イ ケガの程度は、原則として医療機関での受診を要したものとする。（擦過傷や打撲など軽易なケガを除く。）

ウ 利用者同士の過失事故及び自傷・他害行為による事故を含む。

##### （2）感染症や食中毒が発生したとき

下記「ア」～「ウ」に該当する場合は、速やかに、感染症等が疑われる者の人数、症状等を報告するとともに、併せて保健所に連絡し、指示を求めるなどの措置を講じること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者、又は重篤患者が1週間に2名以上発生したとき。

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上、又は全利用者の半数以上発生したとき。

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めたとき。

- (3) 施設入所者等の行方不明が発生したとき（警察に、捜索願を出した場合）
- (4) 職員の法令違反、不祥事件等が発生したとき（利用者の処遇に影響がある場合）
- (5) その他、災害時等、施設長等の判断により、報告が必要であると認めたとき

## 2 報告方法

- (1) 第一報 事故等が発生した場合、安全確認、状況確認等の対応を適切に行った後、速やかに電話又はFAXで報告すること。
- (2) 文書報告 別紙「事故（災害）報告書」を参考に、速やかに文書で報告すること。
- (3) 経過報告 文書報告後、対象者が死亡する等、状況に変化があった場合は、速やかに再報告を行うこと。

## 3 報告対象事業所等及び報告先

### (1) 事故報告

報告対象事業所	報告先（担当）
<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 障害福祉サービス事業所等 短期入所、療養介護、重度障害者等包括支援、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び障害者支援施設、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活介護、共同生活援助</li> <li>❑ 障害児入所施設 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設</li> <li>❑ 障害児通所支援事業所等 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター</li> <li>❑ 地域生活支援給付サービス事業所 移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援、生活サポート</li> <li>❑ その他の事業所 心身障害者福祉作業所、心身障害者小規模作業所、精神障害者共同作業所、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援、福祉ホーム、地域活動支援センター、生活ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 千葉県障害企画課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎1階 TEL：043-245-5174 FAX：043-245-5630 E-mail：<a href="mailto:shogaikikaku.HWS@city.chiba.lg.jp">shogaikikaku.HWS@city.chiba.lg.jp</a></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 福祉ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 千葉県障害者自立支援課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎1階 TEL：043-245-5173 FAX：043-245-5549 E-mail：<a href="mailto:shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp">shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp</a></li> </ul>

(2) 保健所

- ア 感染症が疑われる場合 感染症対策課 TEL : 043-238-9974
- イ 食中毒が疑われる場合 食 品 安 全 課 TEL : 043-238-9935

**4 報告様式**

別紙「事故（災害）報告」を基本とする。

**5 注意事項**

- (1) 利用者の家族及び援護の実施者、措置機関等にも併せて連絡を行うこと。
- (2) 関係法令等に報告等の定めがある場合は、別途、所定の報告を行うこと。  
(例：感染症等発生時における保健所への報告)
- (3) 報告に当たっては、個人情報の取扱いに注意すること。

# 事故（災害）報告書

平成 年 月 日

（あて先）千葉市障害企画課長  
（あて先）千葉市障害者自立支援課長

事業（施設）種別  
事業所（施設）名称  
所在地  
設置法人（団体等）  
施設長（管理者）名  
緊急連絡先

平成 年 月 日に発生した事故（災害）について、次のとおり報告します。

事故・災害の概要			
発生日時	平成 年 月 日（ 曜日）	時	分
ふりがな 当事者名	生年月日 年 月 日	性別 男・女	障害種別及び程度区分 身・知・精・児
内容（発生場所、発生（発見）時の状況、発生原因等）			
発生からの対応状況			
今後の対応（関係者への連絡、再発防止のための取組、改善内容、報道対応等）			

注1 当事者名が複数の時は、必要により別紙に記入してください。

注2 事故、死亡については、経過の分かる記録等を添付してください。

## (参考) 事故・事件発生時の対応方法の例

### 1 ケガや死亡事故が発生したとき

項目	内容等
□ 事故・事件の発生	
□ 安全確認・状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 医師、看護職員その他の職員は、協力医療機関等と連携し、応急処置を行う。</li> <li>□ 火災等発生時は、速やかに利用者等の避難誘導・安全確認を行う。</li> <li>□ 事故・事件発生時の情報・状況を正確に把握する。</li> </ul>
□ 施設長等への報告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 速やかに施設長等に報告するとともに、施設長等は必要な指示を行う。</li> </ul>
□ 消防署への通報(状況に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 火災の消火や救急車の出動を要請する。</li> <li>■ ○○○○○○消防署 TEL: 000-000-0000 FAX: 000-000-0000</li> </ul>
□ 警察への通報(状況に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ○○○○○○警察署 TEL: 000-000-0000 FAX: 000-000-0000</li> </ul>
□ 利用者の家族等への報告・説明・謝罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 利用者・家族の緊急連絡先は必ず把握しておくこと。</li> </ul>
□ 千葉市等への報告 ①第一報 ②文書報告 ③経過報告(状況に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 報告に当たっては、個人情報の取扱いに注意すること。</li> <li>□ 本市以外の関係機関への報告方法については、当該機関の指示に従うこと。</li> <li>■ 千葉市障害企画課 TEL: 043-245-5174 FAX: 043-245-5630</li> <li>■ 千葉市障害者自立支援課 TEL: 043-245-5173 FAX: 043-245-5549</li> <li>■ ○○市町村(援護の実施者) TEL: 000-000-0000 FAX: 000-000-0000</li> <li>■ ○○市町村(措置機関) TEL: 000-000-0000 FAX: 000-000-0000</li> </ul>

※項目や実施順序等は、事業所等の状況に合わせて適宜調整してください。

## 2 感染症や食中毒等が発生したとき

項目	内容等
<input type="checkbox"/> 感染症・食中毒等の疑いの発生	
<input type="checkbox"/> 施設長等への報告等	<input type="checkbox"/> 速やかに施設長等に報告する体制を整えるとともに、施設長等は必要な指示を行う。
<input type="checkbox"/> 医療機関との連携	<input type="checkbox"/> 医師、看護職員その他の職員は、協力医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずる。 <input type="checkbox"/> 情報・状況を正確に把握する。
<input type="checkbox"/> 消防署への通報(状況に応じて)	<input type="checkbox"/> 救急車を要請する。
<input type="checkbox"/> 症状等の記録	<input type="checkbox"/> 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
<input type="checkbox"/> 利用者の家族等への報告・説明・謝罪	<input type="checkbox"/> 利用者・家族の緊急連絡先は必ず把握しておくこと。
<input type="checkbox"/> 保健所への連絡	<input type="checkbox"/> 「ア」～「ウ」に該当する場合は、速やかに、保健所に連絡し、指示を求めるなどの措置を講じること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生したとき。            イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生したとき。            ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めたとき。         </div> (感染症が疑われる場合) <input type="checkbox"/> 千葉県保健所感染症対策課 TEL: 043-238-9974 (食中毒が疑われる場合) <input type="checkbox"/> 千葉県保健所食品安全課 TEL: 043-238-9935
<input type="checkbox"/> 千葉県等への報告 ①第一報 ②文書報告 ③経過報告(状況に応じて)	<input type="checkbox"/> 感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を取りまとめのうえ、報告すること。 <input type="checkbox"/> 報告に当たっては、個人情報の取扱いに注意すること。 <input type="checkbox"/> 本市以外の関係機関への報告方法については、当該機関の指示に従うこと。 <input type="checkbox"/> 千葉県障害企画課 TEL: 043-245-5174 FAX: 043-245-5630 <input type="checkbox"/> 千葉県障害者自立支援課 TEL: 043-245-5173 FAX: 043-245-5549 <input type="checkbox"/> ○○市町村(援護の実施者) TEL: 000-000-0000 FAX: 000-000-0000 <input type="checkbox"/> ○○市町村(措置機関) TEL: 000-000-0000 FAX: 000-000-0000

※項目や実施順序等は、事業所等の状況に合わせて適宜調整してください。

※「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(H17.2.22付厚生労働省健康局長等通知)を参考に適切に対応すること。

### 3 施設入所者等の行方不明が発生したとき

項目	内容等
□ 行方不明事故の発生	
□ 施設長等への報告	□ 速やかに施設長等に報告する体制を整えるとともに、施設長等は必要な指示を行うこと。
□ 状況確認	□ 行方不明発生時の情報・状況を正確に把握する。 □ 入所者数等の人数確認を行う。
□ 施設等内の搜索	□ 施設等職員が手分けして搜索する。
□ 施設等外の探索	□ 家族や知人等、心当たりの先に連絡し、所在を探索する。
□ 警察・消防署への通報（状況に応じて）	□ 警察、消防署に通報し、搜索を依頼する。 ■ ○○○○○○警察署 TEL：000-000-0000 FAX：000-000-0000 ■ ○○○○○○消防署 TEL：000-000-0000 FAX：000-000-0000
□ 利用者の家族等への報告・説明・謝罪	□ 利用者・家族の緊急連絡先は必ず把握しておくこと。
□ 千葉県等への報告 ①第一報 ②文書報告 ③経過報告（状況に応じて）	□ 行方不明発生時の状況等を報告する。 □ 本市以外の関係機関への報告方法については、当該機関の指示に従うこと。 ■ 千葉県障害企画課 TEL：043-245-5174 FAX：043-245-5630 ■ 千葉県障害者自立支援課 TEL：043-245-5173 FAX：043-245-5549 ■ ○○市町村（援護の実施者） TEL：000-000-0000 FAX：000-000-0000 ■ ○○市町村（措置機関） TEL：000-000-0000 FAX：000-000-0000 □ 千葉県所管課は、個人情報の取扱いに十分留意したうえで、千葉県健康福祉部障害福祉課、各区地域振興課、高齢障害支援課等に捜査協力、情報提供を依頼する。

※項目や実施順序等は、事業所等の状況に合わせて適宜調整してください。

(参考) 感染症対策等に係る通知等一覧

項目	通知等名称
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">感染症対策関係</p>	<p style="text-align: center;"><b>関係通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」 (平成 22 年 12 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)</li> <li>❑ 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」 (平成 22 年 12 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)</li> <li>❑ 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」 (平成 19 年 9 月 20 日雇児総発第 0920001 号、社援基発第 0920001 号、障企発第 0920001 号、老計発第 0920001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)</li> <li>❑ 「ノロウイルスに関する Q &amp; A について」 (平成 18 年 12 月 8 日雇児総発第 1208001 号、社援基発第 1208001 号、障企発第 1208001 号、老計発第 1208001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)</li> <li>❑ 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」 (平成 17 年 2 月 22 日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)</li> <li>❑ 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」 (平成 15 年 7 月 25 日社援基発第 725001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」</li> <li>❑ 「社会福祉施設における衛生管理について」 (平成 20 年 7 月 7 日雇児総発第 0707001 号、社援基第 0707001 号、障企発第 0707001 号、老計発第 0707001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」</li> <li>❑ 「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」 (平成 13 年 4 月 24 日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、C 型肝炎について(一般的な Q &amp; A) (平成 18 年 3 月)</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>関係ホームページ</b></p>
<p style="text-align: center;"><b>防災対策関係</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>関係通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」 (昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)</li> <li>❑ 「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」 (平成 10 年 8 月 31 日社援第 2153 号、厚生省社会・援護局長通知)</li> <li>❑ 「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」 (平成 11 年 1 月 29 日文施指第 53 号、社援第 212 号、11 林野治第 172 号、建設省河砂発第 6 号、消防第 8 号、文部省大臣官房長、厚生省社会・援護局長、林野庁長官、建設省河川局長、自治省消防庁次長連名通知)</li> </ul>

注：組織改正に伴い、報告先が変更されていますので、以下のとおりに読み替えてください。

報告対象事業所	報告先（担当）
<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 障害福祉サービス事業所等 重度障害者等包括支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助</li> <li>❑ 地域生活支援給付サービス事業所 移動支援、訪問入浴サービス</li> <li>❑ その他の事業所 一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 千葉県障害福祉サービス課地域支援班 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 中央コミュニティセンター1階 TEL：043-245-5228 FAX：043-245-5630 E-mail：<a href="mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp">shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp</a></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 障害福祉サービス事業所等 短期入所、療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び障害者支援施設、共同生活援助、就労定着支援</li> <li>❑ 地域生活支援給付サービス事業所 日中一時支援</li> <li>❑ その他の事業所 福祉ホーム、生活ホーム、地域活動支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 千葉県障害福祉サービス課施設支援班 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 中央コミュニティセンター1階 TEL：043-245-5174 FAX：043-245-5630 E-mail：<a href="mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp">shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp</a></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 障害児入所施設 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設</li> <li>❑ 障害児通所支援事業所等 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター</li> <li>❑ その他の事業所 心身障害者福祉作業所、心身障害者小規模作業所、精神障害者共同作業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 千葉県障害福祉サービス課指導班 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 中央コミュニティセンター1階 TEL：043-245-5227 FAX：043-245-5630 E-mail：<a href="mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp">shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp</a></li> </ul>

資料18(午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務要件等の改正について

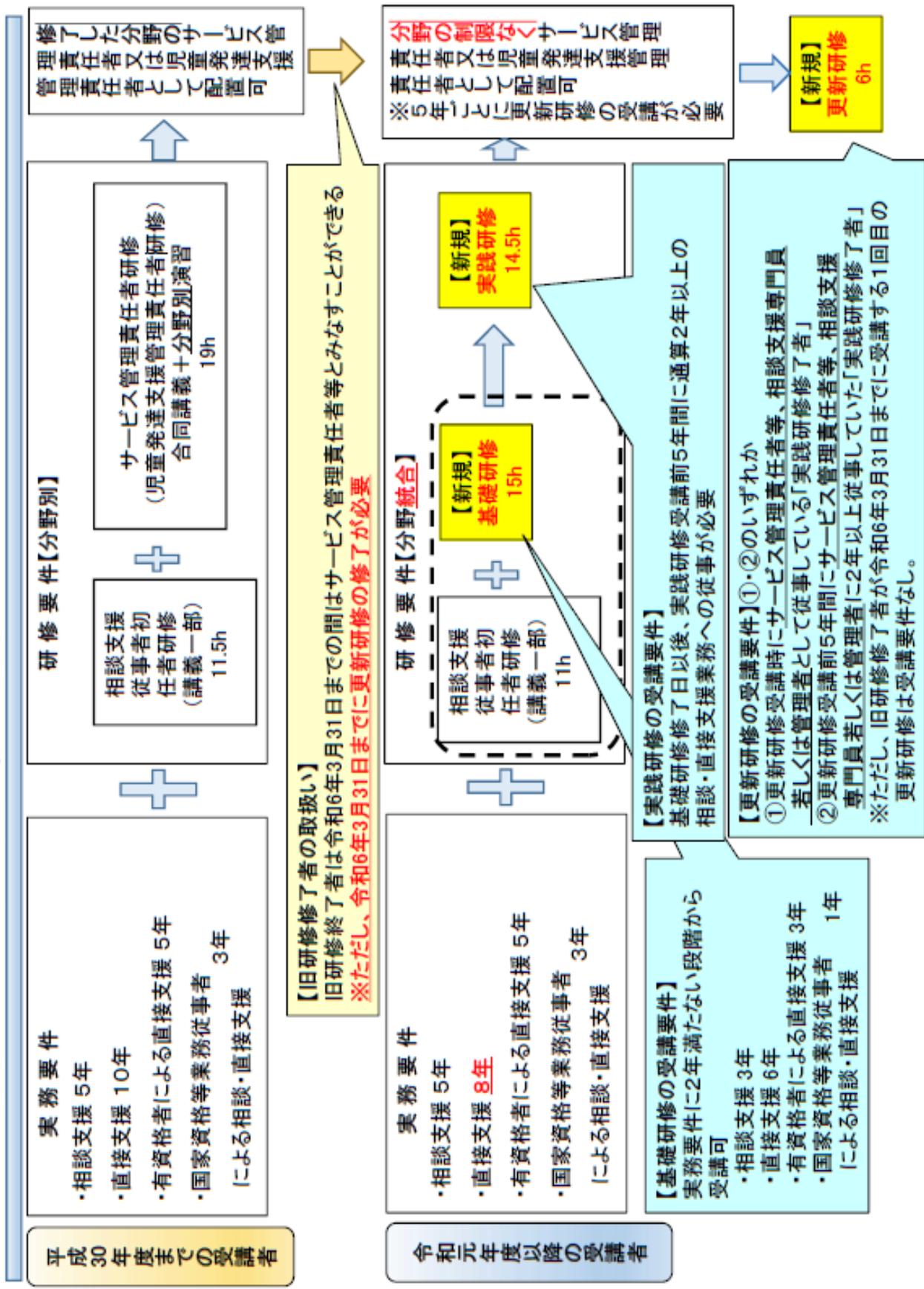
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務要件等については、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）が平成31年3月29日厚生労働省告示第109号により制度改正が行われております。

改正内容については、「「サービス管理責任者研修事業の実施について」の改正について（平成31年3月29日障発0329第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」等により示されており、各事業所におかれましては、既にご了知のことと思いますが、今後、更新研修を期限内に受講しなければならないなどの対応が必要となることから、厚生労働省告示、別添資料（千葉県ホームページ掲載）などを参考に内容を改めて確認の上、遺漏のないよう対応をお願いします。

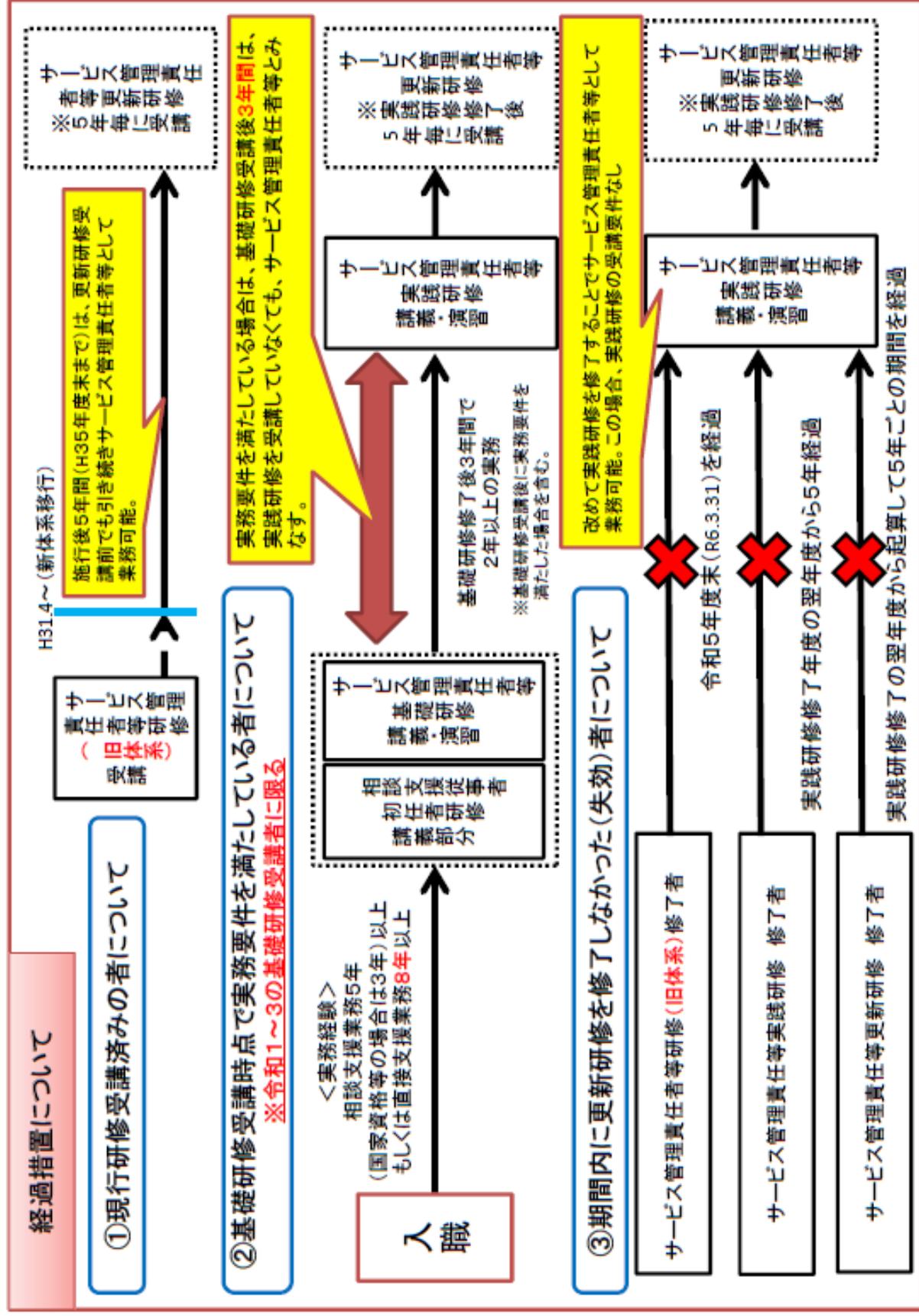
【参考】千葉県ホームページURL

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/kenshuu/index.html>

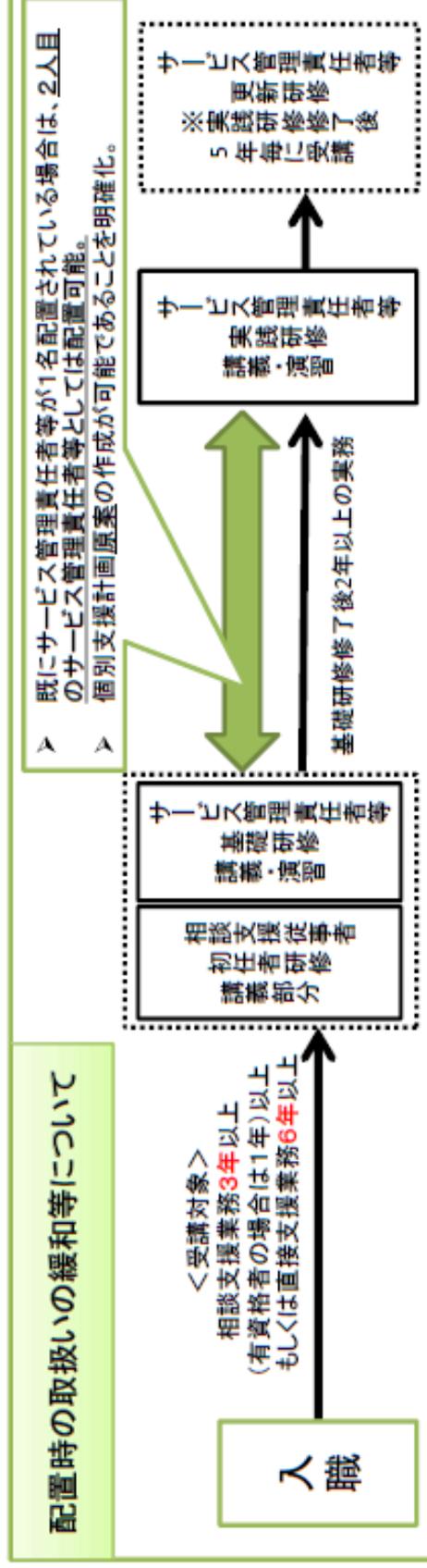
# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



## 千葉県の実施スケジュール(案)

	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
基礎研修	令和1年度から開始				
実践研修			令和3年度から開始		
更新研修				令和2年度から開始	

## サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
		現行 (～H30)	改定後 (R1～)
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	<p>施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）</p> <p>医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）</p> <p>(2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修修了者</p> <p>(3) 国家資格等※1を有する者</p> <p>(4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上ある者</p> <p>相談・教育相談の業務に従事する者</p> <p>就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p> <p>特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	5年以上	5年以上
	<p>施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p> <p>盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p> <p>上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）</p> <p>(2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修修了者</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 児童指導員任用資格者</p> <p>上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）</p>	10年以上	8年以上
	③有資格者等	5年以上	5年以上
		3年以上	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、福祉士、介護士、介護士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。



資料19 (午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 障害福祉サービス事業所等に係る 「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について

### 1 令和2年度当初体制届について

千葉市内の全ての日中系・居住系の障害福祉サービス事業所等においては、人員基準や給付費の加算要件を満たしているか等の確認を行うため、年度当初に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出していただいております。

**提出期限については、令和2年4月8日(水)とします。(変更が生じる場合は、別途、ご連絡させていただきます。)**

なお、届出書が提出されなかった場合、4月分の請求に支障が出る場合がありますので、ご留意願います。

### 2 障害福祉サービス事業者等の指定及び千葉県登録地域生活支援給付費サービス事業者の登録の更新手続きについて

(1) 指定障害福祉サービス事業者等の指定及び千葉県登録地域生活支援給付費サービス事業者の登録は、6年ごとにこれらの更新を受けなければ、効力を失います。

(2) 指定及び登録の更新を受けるためには、新規指定及び新規登録と同様の申請手続きが必要となります。ただし、既に提出している内容に変更がない場合は、一部の書類を省略することができます。対象となる事業者には、更新日の2ヶ月前をめぐりに当課からそれぞれ案内をする予定ですが、更新時期については各事業者においてもご留意ください。

### 3 新規(更新)申請、変更の届出、事業の廃止等の手続きについて

#### (1) 提出期限

項目	提出期限
指定・登録の新規(更新)申請	前々月の末日
指定の変更申請	前々月の末日
指定・登録内容の変更	変更後10日(事業所移転や共同生活住居の追加については、建築物の確認をすることから、事前に相談ください。)
事業の廃止・休止	廃止・休止日の1か月前
事業の再開	変更後10日
入所施設の辞退	辞退日の3か月前
給付費の体制に関する事	前月15日(加算が算定できなくなる場合には速やかに届け出ること)
業務管理体制の整備に関する事	遅延なく

資料19 (午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

## (2) 各種届出様式

下記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

なお、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の書類については随時更新します。

- 日中系・居住系（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、短期入所、共同生活援助、障害者支援施設）

[http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai-fukushi/nittyu\\_kyojyu.html](http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai-fukushi/nittyu_kyojyu.html)

- 日中系（地域）（日中一時支援）

[http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai-fukushi/nittyu\\_chiiki.html](http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai-fukushi/nittyu_chiiki.html)

## (3) 提出先（送付先に注意ください）

下記あてにご提出ください。（郵送可）

保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課 施設支援班（日中系・居住系）

〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所

※持参される場合は

千葉県千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

TEL：043-245-5174（施設支援班）

FAX：043-245-5630

電子メール：[shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp)

資料 20（午後）	令和 2 年 3 月 18 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 就労定着支援における個別支援計画作成について

就労定着支援事業の提供に係る個別支援計画の作成については、

基準省令：見直しを6月に1回以上行う

解釈通知：計画を見直すべきかどうかについての検討を3月に1回以上行う

とされており、見直しの時期について解釈が統一されていない状態であった。

今回、「就労定着支援の円滑な実施について（平成30年7月30日付厚生労働省課長通知） 1 就労定着支援の指定基準の解釈について（8）就労定着支援計画の作成等」に、「サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成後、就労定着支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画の変更を行うこと。」とあることから、就労定着支援計画の見直しは3月に1回以上行うことに解釈を統一する。

添付資料 「就労定着支援の円滑な実施について」

（平成30年7月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

障 障 発 0 7 3 0 第 2 号  
平 成 3 0 年 7 月 3 0 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 就労定着支援の円滑な実施について

就労定着支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして平成 30 年 4 月から実施されています。

また、これに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 2 号。以下「指定基準」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）の一部改正（平成 30 年厚生労働省告示第 82 号。以下「報酬」という。）が本年 4 月 1 日から施行され、これに係る指定基準の解釈、報酬の留意事項についても、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日障発 0330 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、それぞれお示したところです。

さらに、就労定着支援については、その円滑な実施に向け、就労定着支援の実施について（平成 30 年 2 月 28 日付け事務連絡（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援係））において、指定に係る留意点等を事前にお示ししています。

一方、現在、就労定着支援については、就労移行支援サービス費に係る就労定着支援体制加算を本年 9 月 30 日までの間、算定可能としたこと等から、就労定着支援事業の実施が低調な地域もあります。このため、少なくとも本年 10 月 1 日からは、一般就労への移行実績がある就労移行支援事業所等には、障害者の職場定着を推進する観点からも積極的に就労定着支援を実施していただく必要があることから、改めて就労定着支援の円滑な実施に向け、下記のとおり、就労定着支援に係る指定基

準の解釈、報酬の留意事項、支給決定の取扱い等をお示しします。

については、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 就労定着支援の指定基準の解釈について

#### (1) 就労定着支援の趣旨（指定基準第 206 条の 2 に係る取扱い）

就労定着支援については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である 6 月を経過した後、引き続き就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴う環境変化により生じた生活面・就業面の課題解決等に向けて必要な支援を行う障害福祉サービスである。

職場での就労定着は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営む上で大変重要であるだけでなく、共生社会の実現に資するものであることから、就労移行支援等の利用を希望して一般就労を目指す障害者には、市町村又は相談支援員から、あらかじめ就労定着支援サービスのことを説明し利用を推奨することが重要である。

また、就労定着支援は通常の事業所で雇用された障害者を対象に行う障害福祉サービスであることから、就労定着支援事業者は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）の基本理念についても理解した上で、適切なサービスを提供することが望ましい。

障害者雇用促進法第 4 条の基本理念において、「障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努めなければならない」と定められている。また、同法第 5 条では事業主の責務として、「すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであって、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない」と定められている。

これらを踏まえ、就労定着支援の個別支援計画においては、障害者の職業人としての自立に関する課題及び事業主による適正な雇用管理の実施に関する課題を明確にした上で、課題を解決するための具体的な支援方針・内容を整理し、計画的に支援に取り組むことが重要である。

(2) 従業者の員数（指定基準第 206 条の 3 に係る取扱い）

従業者の配置は、前年度の平均の利用者の数に応じて配置することになるが、新規に指定を受ける場合の就労定着支援の利用者の数は、新設の時点から 6 月未満の間は、便宜上、一体的に運営する就労移行支援等を受けた後に就労し、就労を継続している期間が 6 月に達した者の数の過去 3 年間の総数の 70% を利用者の数とし、新設の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における全利用者の延べ数を 6 で除して得た数とする。

新規に指定就労定着支援事業を実施する場合の利用者の数は、指定の申請日から遡って過去 3 年間に於いて、就労移行支援等を受けた後に就労し、就労継続している期間が 6 月に達した者の数の総数に 70% を乗じて得た数とする。

ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

(3) 設備及び備品等（指定基準第 206 条の 5 に係る取扱い）

就労定着支援は、指定基準第 206 条の 7 に規定する要件を満たした就労移行支援等を行う指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設等が実施主体となることから、就労移行支援等と同一の事業所等において一体的に運営する場合にあっては、改めて、事務室、受付や相談のためのスペース、設備及び備品等を設ける必要はない。

(4) 就労定着支援事業者の実施主体（指定基準第 206 条の 7 に係る取扱い）

就労定着支援事業者は、就労移行支援等に係る指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設等であって、過去 3 年間に於いて平均 1 人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている場合に、実施主体としての要件を満たすこととなり、就労定着支援の事業者指定は事業所単位で実施することとなる。

また、就労移行支援等の事業運営が 3 年に満たない場合であっても、就労移行支援等の利用を経て通常の事業所に雇用された者が 3 人以上いる場合には、就労定着支援の実施主体としての要件を満たすこととする。

なお、当該指定は次期更新の際まで有効なものであり、就労定着支援の指定を受けた後、毎年この要件を満たすことが必要となるものではなく、指定の更新の際に、当該就労定着支援事業所が指定基準を満たしているかどうかを確認することとする。

(5) 職場への定着のための支援の実施（指定基準第 206 条の 8 に係る取扱い）

① 関係機関との連絡調整及び連携

就労定着支援の実施にあたっては、利用者の就労の継続を図るため、利用者を雇用する事業主、指定障害福祉サービス事業者や医療機関等の支援機関

との連絡調整及び連携を行うこととしている。就労定着支援事業者は、利用者に関わる他の支援機関を主体的に把握して適宜情報共有し、就労継続に向けた支援について方向性の摺り合わせや役割分担を行うなど、地域における支援機関間のネットワークを構築して支援を行うことが望ましい。

なお、他の支援機関との利用者の個人情報等の共有等に当たっては、予め書面にて利用者の同意を得るなどの適切な手続きを経ることに留意すること。

また、就労定着支援の支給決定期間は最大3年間となるが、就労定着支援事業所自らの判断により、支給決定期間終了後も本人の希望に応じて支援を継続することを妨げるものではない。ただし、支援を終了する場合においては、本人の希望や状況、事業主の状況等に応じて支援の継続が必要な場合は障害者就業・生活支援センターや地方自治体が設置する就労支援機関等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）に適切に引き継ぐこと。この場合には、円滑な引継ぎのため支援終了前から、本人や事業主の状況等に応じて障害者就業・生活支援センター等の支援機関に利用者の支援に必要な情報を本人の了解の下で伝達することが必要であり、支援終了後においても支援機関から障害者の職場定着のための必要な協力が求められた場合には、協力して支援を行うよう努めなければならない。

## ② 支援内容

利用者に対する職場への定着のための支援については、利用者との対面による支援を月1回以上行うことを要件としており、本人の状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するだけでなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるようにすることを目的に支援することが必要である。

利用者を雇用する事業主に対しては、月1回以上の訪問による支援を努力義務としている。利用者の中には、障害を開示せずに就職する場合があります、就労定着支援員が事業主に接触できない場合もあるため努力義務としたところである。しかしながら、就労定着支援においては、利用者を雇用する事業主に対して障害特性について理解を促し、特性に応じた適切な雇用管理ノウハウを付与するための支援を実施することも求められるため、障害非開示での就職のような、特段の合理的な理由がある場合を除いては、月1回以上の事業主の訪問を可能な限り行うことが求められる。

なお、利用者との対面による支援を月1回以上行わない場合には、当該利用者に対する当該月の就労定着支援の基本報酬は算定できないこととなるので留意すること。

## (6) 記録の整備（指定基準第206条の11第2項第1号に係る取扱い）

就労定着支援事業者は、利用者の他の支援機関の利用状況を把握した場合や、他の支援機関と情報共有した場合は、これらの利用状況や連携状況をケース記

録等に整備するとともに、就労定着支援を提供した場合には、別紙様式 1 を参考にしながら、支援記録を整理することが望ましい。

(7) サービス提供拒否の禁止（指定基準第 206 条の 12 で準用する指定基準第 11 条に係る取扱い）

就労定着支援については、当該就労定着支援事業所の定着率に応じて基本報酬が決定されるものであるため、定着率の増加は事業所にとっての重要課題となる。しかし、定着率を高めるために、利用者を選別することは認められず、就労定着支援の利用を希望する障害者に対しては、原則として応じなければならない。

なお、正当な理由がなく、就労定着支援の提供を拒む場合は、指定基準第 11 条の趣旨に反していることから、指定権者として、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消しや停止を検討することが必要であるとともに、障害者に対し指定就労定着支援に係る支給決定を行う際には、サービス提供拒否の禁止の規定があることを十分に周知し、サービス利用を拒否された場合の連絡先を開示するなど、違反があったことを確実に把握できるよう工夫することが重要であることに留意すること。

(8) 就労定着支援計画の作成等（指定基準第 206 条の 12 で準用する指定基準第 58 条に係る取扱い）

就労定着支援においても、就労定着支援に係る個別支援計画（以下「就労定着支援計画」という。）の作成を行うこととなるが、サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成後、就労定着支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも 3 月に 1 回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画の変更を行うこと。

なお、就労定着支援計画は別紙様式 2 を参考に作成されたい。

## 2 就労定着支援の報酬の留意事項について

(1) 就労定着支援サービス費の区分について

就労定着支援サービス費については、利用者数及び就労定着率に応じて基本報酬を算定する仕組みとなり、就労定着率は、過去 3 年間に就労定着支援を受けた総利用者数のうち前年度末において就労が継続している者の数の割合から算出することとしている。

ただし、新たに指定を受ける場合の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する就労移行支援等において、指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合から算出する。

なお、就労定着支援サービス費の区分に関する届出書は別紙様式 3 を参考に

作成し、届け出させること。

## (2) 就労移行支援における就労定着支援体制加算と就労定着支援について

就労移行支援における就労定着支援体制加算については、就労定着支援が平成30年4月から創設されることに伴い廃止する。ただし、平成30年4月から就労定着支援を利用する障害者は、既に通常の事業所に雇用されていることから、新サービスである就労定着支援の説明や新たな支給決定事務も生じるため、平成30年9月30日までは、就労定着支援サービス費の算定に代えて就労定着支援体制加算を算定することも可能としている。

就労定着支援の指定により事業を開始する時期については、各事業所の判断に委ねることになるが、就労定着支援の指定日以降は、就労移行支援の就労定着支援体制加算は算定できないことに留意すること。

## 3 就労定着支援に係る支給決定の取扱い

就労定着支援は、就労移行支援等の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等による6月以上の職場定着支援の義務等があることを踏まえ、新たに通常の事業所に雇用されてから6月経過後の障害者が利用する障害福祉サービスとなる。

厚生労働省が実施した平成27年度障害者支援状況等調査研究事業「障害者の就労の支援の在り方に関する調査」(平成28年3月みずほ情報総研株式会社)では、「就職した障害者本人に課題解決が必要であることの理解を得ること」が困難な事項として掲げられている。このため、就労定着支援については、職場定着を推進していく観点から暫定支給決定を経ないで利用できるサービスとし、障害者本人が利用を希望しない場合以外は、職場定着支援が途切れないように就職後7月目から確実に支援を受けられるように支給決定を行う必要がある。

なお、就職後7月目の時点で障害者本人が職場定着支援の必要性を理解できず就労定着支援の利用を希望しなかった場合又は支援途中で利用を希望しなくなった場合においても、後刻、改めて就労に伴う環境の変化により生活面や就業面で困難さを実感し、当該就職に伴う就労定着支援の利用を希望するときには、3年6月から就労継続期間を除いた期間に限り支給決定を行って差し支えない。

また、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する就労移行支援等又は他の就労移行支援等を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上3年6月未満の障害者が利用対象者になるが、その場合の利用期間は、3年6月から就労継続期間を除いた期間とする。

## 4 就労定着支援に係る指定の申請等について

- (1) 就労定着支援に係る指定を受ける際は、以下に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出すること

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 指定を受けようとする事業者が提供する指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所の名称及び所在地
- 六 事業所の平面図
- 七 利用者の推定数
- 八 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十四 誓約書
- 十五 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十六 その他指定に関し必要と認める事項

(2) 就労定着支援の指定申請に係る様式については、別紙様式4を参考に準備すること

## 5 就労定着支援と連携すべき就労支援機関との関係について

### (1) 地域障害者職業センターとの関係

障害者雇用促進法第19条に規定される地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）では、関係機関に対する助言・援助の業務（以下「助言・援助業務」という。）を実施している。就労定着支援の提供にあたり、地域センターの障害者職業カウンセラーによる専門的な助言・援助を受けることが必要であると考えられる場合には、当該障害者、事業主及び支援の状況等について連絡し、必要な助言等を求めることが望ましい。

また、地域センターが実施する職場適応援助者による支援事業との関係については、以下に示すところによるが、職場適応援助者による支援は地域センターが作成又は承認する支援計画に基づき実施されるものであることから、就労定着支援の利用者に対して職場適応援助者による支援が必要と考える場合は、事前に地域センターとよく相談することが求められる。また、職場適応援助者による支援を行う場合には、地域センターとの相談・調整の後、就労定着支援に係る個別支援計画に位置づけることが必要である。

① 訪問型職場適応援助者養成研修の受講及び訪問型職場適応援助者の配置について

就労定着支援事業者は、広範囲にわたる障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害等）の理解や企業に対する支援ノウハウ（職務遂行能力向上、職務再設計、雇用管理上の助言等）を十分に有した上で、適切な支援を行うことが求められるが、その実施に当たっては、就労定着支援員に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定した民間の研修機関が実施する訪問型職場適応援助者養成研修を受講させることが有効と考えられることから、就労定着支援に係る報酬の加算として職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算を設けることとしている。

ただし、当該養成研修は例年受講希望者が多く、申込者数が受け入れ可能人数を大幅に超過している実態もあるため、地域によっては希望があっても研修を受講することができない場合があることに留意されたい。

なお、訪問型職場適応援助者養成研修を修了した者を、就労定着支援事業者が訪問型職場適応援助者として配置するにあたっては、指定基準に定める人員配置基準を満たしていることが必要であり、サービス提供の職務に従事しない時間帯に、その職員が訪問型職場適応援助者の業務に従事することは可能である。

一方、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）（以下「助成金」という。）の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができないので留意されたい。

② 自法人に訪問型職場適応援助者の配置がない就労定着支援事業所と地域センターとの協同支援について

自法人に訪問型職場適応援助者が配置されていない場合で、就労定着支援員だけでは支援が困難な事例（対象者が初めての障害種別である、初めての復職支援事例である等のため支援ノウハウが不十分等）がある場合には、就労定着支援事業所から地域センターに、助言・援助業務における職場適応援助に係る協同支援（配置型職場適応援助者が就労定着支援員と協同で支援することをいう。）を要請し、定着支援のためのノウハウの提供を受けることも有効である。

ただし、就労定着支援利用者及び事業主へのサービス提供主体は就労定着支援事業者であり、責任をもって支援に取り組むことが求められることから、いつまでも協同支援に頼るのではなく、自施設又は自法人内に訪問型職場適応援助者を配置し、必要に応じて当該訪問型職場適応援助者が就労定着支援

員と連携して支援を実施できるようになることが望ましい。このため、就労定着支援員と配置型職場適応援助者との協同支援を実施できる期間は、就労定着支援事業者が新規に指定を受けてから3年が経過するまでとする。

③ 自法人に訪問型職場適応援助者の配置がある就労定着支援事業所と地域センターとの協同支援について

自法人に訪問型職場適応援助者が配置されている場合であっても、当該訪問型職場適応援助者だけでは支援が困難な事例（対象者が初めての障害種別である、初めての復職支援事例である等のため支援ノウハウが不十分等）がある場合には、自法人の訪問型職場適応援助者から地域センターに協同支援を要請し、職場適応援助のためのノウハウの提供を受けることも有効である。

ただし、あくまでも就労定着支援事業者が、責任をもって支援に取り組むことが求められることから、積極的に自施設内でのノウハウ蓄積やスキル向上に努め、就労定着支援員と自法人の訪問型職場適応援助者が連携して、就労定着支援サービスを提供できるようになることが望ましい。

また、この場合に自法人の訪問型職場適応援助者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）（以下「助成金」という。）の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することはできないので留意されたい。

(2) 障害者就業・生活支援センターとの連携

障害者雇用促進法第27条に規定される障害者就業・生活支援センター（以下「支援センター」という。）においては、障害者の就業面及び生活面に関する一体的な支援を実施しており就労定着支援と機能が重複することから、就労定着支援の利用期間中は、利用者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を就労定着支援事業所が主体的に行うことが求められる。

ただし、就労定着支援の実施に当たっては、関係機関との連絡調整及び連携を行うこととしていることから、以下に掲げる事項については、就労定着支援事業所が、個別支援計画に位置づけた上で支援センターの協力を得ることは妨げない。

① 利用者及び事業主への対応に係る助言・援助

就労定着支援事業者が、サービスの提供にあたり、広範囲にわたる障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害等）の理解や企業に対する支援ノウハウ（職務遂行能力向上、職務再設計、雇用管理上の助言等）について十分に習得していないため、支援センターのノウハウが必要である場合、その他、自立支援協議会で協議した結果、支援センターからのノウハウ提供が必要と認められた場合においては、就労定着支援事業者から支援センターに利

用者や事業主の情報を連絡し、必要な助言・援助を求めること。

② チーム支援における連携

利用者が、ハローワークが実施するチーム支援の対象となっており、当該就労定着支援事業者と支援センターが構成員となっている場合には、利用者及び事業主に対して連携して支援すること。

③ 集団による交流機会等への参加

支援センターが実施する在職者の交流会や勉強会、レクリエーション等の集団プログラムであって、利用者にとって参加することが有意義なものではあるが、就労定着支援事業者が同様のプログラムを提供できない場合に、支援センターの集団プログラムに就労定着支援の利用者が参加すること。

④ 就労定着支援のサービス提供終了後の支援センターへの引き継ぎ

就労定着支援の支給決定期間は最大3年間となるが、就労定着支援事業所自らの判断により、支給決定期間終了後も本人の希望に応じて支援を継続することを妨げるものではない。ただし、支援を終了する場合には、本人の希望や状況、事業主の状況等に応じて支援の継続が必要な場合は支援センターに適切に引き継ぐこと。この場合には、円滑な引継ぎのため支援終了前から、本人や事業主の状況等に応じて支援センターが必要な支援を効果的に行うことができるよう、利用者が抱える課題や支援を行う上で必要な情報を本人の了解を得た上で、伝達するとともに、引継の頻度や方法等（利用者との面談に支援センターが同席する等）を工夫し、必要な支援が切れ目なく継続するよう留意すること。

また、支援終了後においても支援センターから障害者の職場定着のための必要な協力が求められた場合には、協力して支援を行うよう努めることが求められ、就労定着実績体制加算はこの支援を実施することを促すために設けることとしていることに留意すること。

## 【就労定着支援記録票】

作成日：平成 年 月 日		作成者： 印	管理者	サービス管理 責任者	就労定着支援員
利用者		雇用事業主（勤務先事業所）			
支援日時		支援実施場所・方法			
平成 年 月 日（ ）		雇用事業主内（ ）・事業所内（ ）			
支援時間： ～：		・その他（ ）・電話・メール			
当日の目的					
生活習慣や日常生活の状況					
現状と課題			支援内容		
職場での状況					
現状と課題			支援内容		
関係機関の利用状況					
その他特記事項					
次回の支援予定					
時期	場所・方法		目的		

## 【就労定着支援計画書】

作成日：平成 年 月 日		計画作成者： 印		管理者	サービス管理 責任者	就労支援員
評価日：平成 年 月 日		評価作成者： 印				
ふりがな		性別	生年月日（年齢）		支援区分	障害者手帳
対象者氏名			昭和・平成 年 月 日（ 歳）			身体・療育・精神
雇用事業主 (業種： ) (所在地) (連絡先) (担当者： )		就職まで利用していた事業所からの引き継ぎ事項（就職日： 年 月 日）				
職場環境			業務内容			
物理的環境：休憩室有無、音や光等		人的環境：キーパーソン、上司・同僚の属性等				
労働条件			関わっている支援機関			
雇用形態：（正規・非正規[パート・アルバイト、契約社員・嘱託、派遣]）						
契約上の賃金：			休日：			
1日の勤務時間（休み時間）： ( )						
健康状態（診断名、服薬状況等）			生活環境及び生活面のサポート体制（家族との同居の有無、家事の自立状況等）			

## 利用目標（利用者のニーズ）

長期 目標	設定日	年 月		目標 達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年 月			
短期 目標	設定日	年 月		目標 達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年 月			

## 支援内容・評価

目標達成に向けた支援方針・内容・期間・頻度		評価			残っている課題と対策
		実施	達成	効果、満足度など	
①	月 日 ~ 月 日	実施	達成		
		一部	一部		
		未実施	未達成		
②	月 日 ~ 月 日	実施	達成		
		一部	一部		
		未実施	未達成		
③	月 日 ~ 月 日	実施	達成		
		一部	一部		
		未実施	未達成		

特記事項	総括評価

上記計画の内容について説明を受けました。 平成 年 月 日	上記計画書に基づきサービスの説明を行い 内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。 平成 年 月 日
ご本人氏名： 印	相談支援専門員様/事業所様
ご家族氏名： 印	

就労定着支援 ○○○ 事業所No. 000000000	〒000-0000 住所：○○県○○市○○ 00-00 Tel. 000-000-0000/Fax. 000-000-0000	管理者： 説明者：
--------------------------------	--	--------------



就労継続者の状況  
(就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)

前年度末における 就労継続者数	
--------------------	--

## 【過去3年間における就労定着支援の利用者数】

	氏名	就職日	就職先事業所名	就労定着支援の 利用開始日	前年度末時点の 継続状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

注1 前年度末時点の継続状況には、就労が継続している場合には「継続」、離職している場合には「離職」と記入。

注2 行が足りない場合は適宜追加して記入。

就労継続者の状況  
 (就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)  
 (新規指定の場合)

指定を受ける 前月末日の 就労継続者数	
---------------------------	--

## 【過去3年間における一般就労への移行者数】

	氏名	就職日	就職先事業所名	指定を受ける 前月末日の継続状況
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

注1 指定を受ける前月末日時点の継続状況には、就労が継続している場合には「継続」、離職している場合には「離職」と記入。

注2 行が足りない場合は適宜追加して記入。

受付番号

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 - )				
		.....				
連絡先	電話番号			FAX番号		
管理者	フリガナ	住所		(郵便番号 - )		
	氏名					
	当該就労定着支援事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)					
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称				
兼務する職種及び勤務時間等		.....				
当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等の条文				第 条 第 項 第 号		
前年度の平均利用者数(人)				人		
一体的に運営する事業所の前年度の平均利用者数(人)				人		
従業者の職種・員数		サービス管理責任者		就労定着支援員		
		専従	兼務	専従	兼務	
		従業者数	常勤(人)		非常勤(人)	
主な揭示事項						
営業日						
営業時間						
主たる対象者		特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者				
利用料						
その他の費用						
通常の事業実施地域						
その他参考となる事項		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者
		その他				
添付書類		別添のとおり(定款、寄付行為及び登記簿謄本又は条例等、事業所平面図、運営規程、経歴書、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等))				

(備考)

1. 「受付番号」欄は、記入しないでください。
2. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
3. 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は推定数を記入してください。
4. 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
5. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
6. 「通常の事業の実施地域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。
7. 事業所指定を受ける一体的に運営する事業所の過去3年の一般就労の移行実績が分かる書類を添付してください。

(別紙様式4の別添)

平成 年 月 日

一般就労移行実績

【申請日の属する日から遡って過去3年間において、一般就労に移行した者を記載すること】

	氏名	就職日	就職先事業所名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

注1. 申請日の属する日から遡って過去3年間において、一般就労に移行した者について記入する。  
一般就労の定義、雇用継続の状況は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所への移行は除く。

注2. 就労定着支援を申請する事業所ごとに作成し、指定申請書に添付すること。

注3. 申請日の属する日から遡って過去3年間において、一般就労移行者数が3人以上いる場合は指定要件を  
満たすことになる。

注4. 適宜、欄は追加してください。

資料 21（午後）	令和 2 年 3 月 18 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

## 就労移行支援事業の適正な実施について

「就労移行支援事業の適正な実施について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（令和元年 1 月 5 日付け障障発 1 1 0 5 第 1 号））により、令和 2 年 2 月 1 日から下記の運用となっているため、留意すること。

### 1 就労移行支援の利用者の就職状況の把握について

利用者が就職した場合には、支給決定権者である市町村に適時に報告すること。

また、就労移行事業所は、重要事項説明書の退所理由に就職する場合を明記するなど、利用開始時に利用者へ、就職が退所事由となることの説明を徹底すること。

### 2 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について

就労移行支援サービス費については、利用者が就職した日の前日まで算定が可能。

利用者が就労移行支援の利用を経て就労した後は、引き続き当該就労移行支援を利用し就労移行支援サービス費を算定することはできない（施設外支援の対象となるトライアル雇用の期間を除く）。

ただし、市町村が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて就労移行支援の利用について支給決定を行った場合に限り、就職した後も新たに就労移行支援を利用することが可能。

以下の 3 点に当てはまる可能性がある利用者については、支給決定権者に相談。

- ・ 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながる場合
- ・ 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならない場合
- ・ 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であると見込まれる場合

### 3 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出をする場合には、前年度における就職後 6 月以上の定着者の状況を確認するため、就労移行支援を利用後に就労し、届出時点で雇用が継続していること（年度途中で退職した場合には、6 月以上雇用が継続したこと）を確認できる書類を添付すること。

また、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても把握する必要がありますので、上記の添付資料については、事業所においても保管すること。

**【添付資料の例】**

- ・ 雇用契約書
- ・ 労働条件通知書又は雇用契約証明書の写し 等

※就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えない。

**4. 報告・提出先**

(1) 上記1・2の利用者の就職状況の報告・支給決定について

千葉市が支給決定した利用者については、支給決定した各区高齢障害支援課へ報告・相談。

(2) 上記3の届出について

下記宛てに提出（郵送可）。

保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課 施設支援班

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

TEL：043-245-5174（施設支援班）

FAX：043-245-5630

電子メール：shogai-fukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

# 災害発生時における対応について

## 1. 用語

### ○災害とは

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因（放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故）により生ずる被害をいう。

→災害とは、広義では自然災害だけに限らず人為的なものも含まれる。

### ○防災とは

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

※いずれも災害対策基本法第2条より抜粋

## 2. 災害が発生したら

- ①まずは避難すること（雨は予報で確認できるため、早めの行動を）
- ②通信手段等の使用確認
- ③市への状況報告（被災状況解消まで、概ね、1日1回以上）
- ④施設の被害状況の把握（被害状況については、り災証明書の取得や全ての被害箇所を写真に残しておく）
- ⑤被害総額の把握（国庫補助の対象になる場合があるため）

## 3. 令和元年度に千葉市に甚大な被害をもたらした災害

### ○台風第15号（資料22-2、-3）

- ・最大瞬間風速57.5m
- ・建物被害や倒木等
- ・大規模かつ長期停電（局所のものも含み、9月末まで解消に時間がかかった）

### ○台風21号及び前線による大雨（資料22-4）

- ・土気南小学校（市内雨量観測地点）で10月25日の総雨量が329.0ミリを観測した。
- ・緑区では、14か所でがけ崩れが発生し、3人が死亡した。

## 4. 災害に関連した国庫補助（令和元年度における実施内容）

### （1）協議を実施した補助金

- ①非常用自家発電設備（施設入所・共同生活援助・短期入所）
- ②災害復旧補助（施設）・・・自己所有物件に限る

資料 22-1 (午後)	令和 2 年 3 月 1 8 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

### ③災害復旧補助（備品）

①、②は常設の要綱があるが、③については大規模な災害が発生した場合に国の方で要綱が制定される場合がある。

#### (2) 災害復旧費補助金（施設）で対象となる「災害」

・・・暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象

災害対策基本法第 2 条に定義する「災害」と比べて狭義なものとなる

#### (3) (2) の災害の規模（例示）

降雨：最大 24 時間雨量 80 ミリメートル以上

暴風：最大風速（10 分間の平均風速）15 メートル以上

## 5. 二次災害の防止

停電の長期化による熱中症や低体温症、避難の長期化での不衛生環境による感染症（インフルエンザやノロウイルス）の集団化が考えられる。

感染症への対応 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00346.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html)（厚生労働省 HP）

熱中症への対応 <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/shien/heat2018.html>

（千葉県 HP）

避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>

（厚生労働省 HP）

## 6. 平成 31（令和元）年度中に発生した災害

### (1) 1 月～8 月前半

#### ①熊本県熊本地方を震源とする地震（1 月 3 日 1 8 時 1 0 分頃）

最大震度：震度 6 弱

#### ②北海道胆振地方中東部を震源とする地震（2 月 2 1 日 2 1 時 2 2 分頃）

最大震度：震度 6 弱

#### ③阿蘇山中岳第一火口でごく小規模な噴火（4 月 1 6 日 1 8 時 2 8 分）

噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）

#### ④5 月 1 8 日から 2 0 日にかけての大雨

鹿児島県・・・500 ミリ強

宮崎県・・・400 ミリ強

鹿児島県屋久島町では 1 時間に約 120 ミリの猛烈な雨が観測された。

#### ⑤山形県沖を震源とする地震（6 月 1 8 日 2 2 時 2 2 分）

最大震度：震度 6 強

#### ⑥6 月 2 9 日から 7 月 4 日頃にかけての大雨

宮崎県えびの市・・・1,089.5 ミリの雨を観測

資料22-1 (午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

⑦梅雨前線による大雨及び令和元年台風第5号（7月18日～24日）

長崎県五島市で399.0ミリの24時間降水量を観測

⑧令和元年台風第8号による被害（8月5日から7日）

徳島県那珂町で467.0ミリの総降水量を観測

⑨浅間山の火山活動（8月7日22時08分）

噴火警戒レベル3（入山規制）

(2) 8月以降

①令和元年台風第10号（8月15日～17日）

降り始めからの総降水量が1,000ミリを超えたところがあった

②8月27日からの29日にかけて大雨

長崎県平戸市で626.5ミリ、佐賀県唐津市で533.0ミリ

③令和元年台風第15号（9月9日）

④令和元年台風第17号（9月20日～23日）

徳島県那賀町で548.0ミリ（9月19日～24日の総雨量）

⑤令和元年台風第19号及び前線による大雨

（10月10日～13日、18日～19日、25日）

神奈川県箱根町で10月12日21時までの24時間に942.5ミリの雨を観測

⑥低気圧等による大雨（10月24日～26日）

7. 平常時からの備え（災害に向けた対策）

- ・避難場所・経路の確認、物資の備蓄（夜間も含めた避難訓練の開催）
- ・ハザードマップ等、危険箇所の把握
- ・緊急連絡網等、他事業者との連携確保

【参考資料】

災害に対するご家庭での備え～これだけは準備しておこう！～（首相官邸）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/sonae.html>

避難勧告等に関するガイドラインの改定～警戒レベルの運用等について～

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/guideline\\_kaitei.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/guideline_kaitei.pdf)

千葉県防災対策課 HP

<https://www.city.chiba.jp/somu/bosai/index.html>

指定緊急避難場所・指定避難所・広域避難場所

<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/hinanbasyoichiran.html>

拠点福祉避難所

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/kyoten.html>

ハザードマップ

<https://www.city.chiba.jp/kurashi/anzen/bosai/sonae/hazard-map/index.html>

## 台風15号の被害・対応状況等について

(令和元年9月9日15時10分現在)【第1報】

総務局危機管理課・防災対策課

## 1 気象状況等

## (1) 気象警報(銚子気象台発表)

月 日	曜日	発表時刻	対象地域	警報又は注意報の発表内容
9月8日	日	4:21	千葉市	【注意報】強風・波浪・雷
9月8日	日	12:58	千葉市	【注意報】大雨・強風・波浪・雷
9月8日	日	16:30	千葉市	【警報】暴風・波浪 【注意報】大雨・高潮・雷
9月8日	日	22:50	千葉市	【警報】大雨・暴風・波浪 【注意報】洪水・高潮・雷
9月9日	月	2:02	千葉市	【警報】大雨・洪水・暴風・波浪 【注意報】高潮・雷
9月9日	月	5:16	千葉市	土砂災害警戒情報、【警報】大雨・洪水・暴風・波浪 【注意報】高潮・雷
9月9日	月	10:11	千葉市	土砂災害警戒情報【警報】大雨・洪水 【注意報】強風・波浪・雷
9月9日	月	10:28	千葉市	土砂災害警戒情報【警報】大雨・洪水 【注意報】強風・波浪
9月9日	月	10:52	千葉市	【警報】大雨・洪水 【注意報】強風・波浪
9月9日	月	13:21	千葉市	【注意報】強風・波浪

## (2) 降雨状況(雨量計観測値) ※千葉市役所と各区の雨量積算値が最大の観測点を記載

	中央区	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
観測地点	千葉市役所	大森小	檜橋中	稲毛区役所	若葉区役所	緑区役所	美浜区役所
時間最高雨量	8.0mm	6.5mm	8.0mm	6.5mm	11.5mm	8.5mm	5.5mm
累積雨量	108.0mm	100.5mm	98.5mm	86.5mm	122.0mm	113.0mm	92.5mm

※9月8日 23:20～9月9日 10:00の値

## (3) 風速状況(気象庁HP・・・観測地点:千葉特別地域気象観測所)

最大風速 35.9m (9月9日 4:28) 最大瞬間風速 57.5m (9月9日 4:28)

## 2 職員配備等

月 日	曜日	発令・解除時刻	体制等	配備人員等	備考
9月8日	日	16:30	注意配備体制	328	内消防局228人
9月9日	月	5:37	第1配備体制	1,300	内消防局447人
9月9日	月	15:10	注意配備体制	328	

## 3 被害状況等

## (1) 被害状況

区分		中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合計	
人的被害	死者							0	
	行方不明者							0	
	負傷者	重傷					2		2
		軽傷	4	2	1	1	1	1	10
住家被害	全壊							0	
	半壊					1		1	
	一部破損	21	6	20	7	8	7	69	
	床上浸水							0	
	床下浸水							0	
非住家被害 (等)	公共建物	浸水						0	
		上記以外	2		1			2	5
	上記以外 (店舗等)	浸水							0
		上記以外		2	3	4	3		12
その他	文教施設							0	
	がけ崩れ				1			1	
	道路冠水	2			3	1	1	7	
	車両被害	3						3	
	倒木	27	3	5	58	3	22	118	
	上記以外	18	7	6	29	5	4	69	
合計	77	20	36	103	22	39	297		
公共土木施設被害額 (単位:千円)		0	0	0	0	0	0	0	
その他	農業被害	被害面積		㌥	被害額		千円		

(2) 停電状況(9時40分現在)

■ 市内 94,200軒(一部、他市含む)

【主な停電箇所】

区名	町名	停電軒数
中央区	亥鼻3丁目	100未満
	蘇我1丁目	
	蘇我町2丁目	
	大蔵寺町	
	中央港1丁目	
	中央港2丁目	
	花輪町	
	東千葉3丁目	
	松ヶ丘町	
	都町2丁目	
	宮崎町	
	祐光3丁目	200
	赤井町	
	塩田町	300
	亥鼻1丁目	
	東千葉2丁目	400
	都町	
	青葉町	700
	出洲港	
	都町1丁目	600
	星久喜町	
川戸町	1500	
大森町		
仁戸名町	1600	
千葉寺町		
南生実町	1700	
矢作町		
生実町	2400	
村田長		
浜野町	3200	
花見川区	朝日ヶ丘3丁目	100未満
	朝日ヶ丘4丁目	
	朝日ヶ丘町	
	こてはし台2丁目	
	三角町	
	武石町1丁目	
	長作台1丁目	
	長作台2丁目	
	花園町	
	幕張町4丁目	
	横橋町	
	横戸町	
	幕張町	200
	朝日ヶ丘5丁目	
	内山町	300
	瑞穂3丁目	
	み春野1丁目	
	み春野2丁目	
	み春野3丁目	
	天戸町	400
	大日町	
浪花町	500	
千種町		
花園3丁目	700	
朝日ヶ丘1丁目		
瑞穂1丁目	1000	
宇那谷町		
さつきが丘2丁目	2000	
朝日ヶ丘2丁目		
瑞穂2丁目	2600	
畑町		
長作町	100未満	
小深町		
山王町	100	
天台1丁目		
天台町	200	
宮野木町		
作草部町	300	
長沼町		
長沼原町	400	
天台3丁目		
穴川3丁目	500	
千草台2丁目		
天台5丁目	600	
天台4丁目		
千草台1丁目	700	
天台2丁目		
	800	

区名	町名	停電軒数
若葉区	五十土町	100未満
	大井戸町	
	太田町	
	大広町	
	御成台3丁目	
	御成台4丁目	
	貝塚2丁目	
	貝塚	
	桜木2丁目	
	桜木町	
	下田町	
	高品町	
	旦谷町	
	千城台南2丁目	
	都賀1丁目	
	都賀4丁目	
	みつわ台2丁目	100
	愛生町	
	北谷津町	
	古泉町	
	桜木5丁目	
	佐和町	
	下泉町	
	千城台北3丁目	
	千城台南1丁目	
	みつわ台1丁目	
	谷当町	200
	和泉町	
	小倉町	
	小間子町	
	上泉町	
	川井町	
	御殿町	
	坂月町	
	更科町	
	千城台北	
	富田町	300
	みつわ台4丁目	
	源町	
	若松町	
	大宮台1丁目	
	大宮台2丁目	
	大宮台3丁目	
	大宮台5丁目	
	大宮台6丁目	
大宮台7丁目		
高根町	400	
千城台東2丁目		
西都賀2丁目		
大宮台4丁目		
金親町		
千城台南3丁目		
千城台南4丁目		
都賀3丁目		
都賀5丁目		
中田町		500
大草町		
小倉町		
桜木1丁目		
桜木		
千城台東1丁目		
都賀2丁目		
若松台		
北大宮台	600	
殿台町		
小倉台	700	
桜木北		
桜木北2丁目	800	
中野町		
西都賀1丁目	900	
貝塚町		
多部田町		
千城台東3丁目		
野呂町		
原町		
若松町		
みつわ台5丁目		1000
千城台東4丁目		
加曾利町		1200

若葉区	大宮町	1600
	東寺山町	
	桜木北3丁目	1300
緑区	あずみが丘4丁目	100未満
	板倉町	
	大金沢町	
	大椎町	
	小山町	
	おゆみ野3丁目	
	大野台1丁目	
	落井町	
	おゆみ野中央9丁目	
	おゆみ野南3丁目	
	上大和田町	
	刈田子町	
	東山科町	
	大木戸町	
	大高町	100
	茂呂町	
	おゆみ野南1丁目	200
	椎名崎町	
	中西町	300
	下大和田町	
	誉田町3丁目	400
	あずみが丘6丁目	500
	あずみが丘7丁目	
	おゆみ野有吉	
	大膳野町	
	平川町	
	誉田1丁目	600
	おゆみ野中央5丁目	
	高津戸町	700
	あずみが丘9丁目	800
辺田町		
平山町	900	
おゆみ野中央1丁目	1100	
鎌取町	1100	
古市場町	1300	
越智町	1400	
おゆみ野1丁目	1500	
おゆみ野2丁目	1600	
土気町		
高田町	2100	
誉田町2丁目	3000	

※ 詳細については、東京電力ホームページをご覧ください。  
(<http://teideninfo.tepco.co.jp/flash/index-j.html>)

#### 4 避難勧告等

##### (1) 避難勧告

発令時刻	対象地域	対象世帯人数	勧告理由
9月9日 (月)	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所	1,250世帯 2,866人	土砂災害警戒情報が発表されたため

##### (2) 避難者の受入れ

最大で3人の避難者を区役所等で受け入れたが、現時点で避難者はいない。

# 台風第15号の被害・対応状況等について

(令和元年9月11日8時00分現在)【第3報】

総務局危機管理課・防災対策課

## 1 気象状況等

### (1) 気象警報(銚子气象台発表)

月 日	曜日	発表時刻	対象地域	警報又は注意報の発表内容
9月8日	日	4:21	千葉市	【注意報】強風・波浪・雷
9月8日	日	12:58	千葉市	【注意報】大雨・強風・波浪・雷
9月8日	日	16:30	千葉市	【警報】暴風・波浪 【注意報】大雨・高潮・雷
9月8日	日	22:50	千葉市	【警報】大雨・暴風・波浪 【注意報】洪水・高潮・雷
9月9日	月	2:02	千葉市	【警報】大雨・洪水・暴風・波浪 【注意報】高潮・雷
9月9日	月	5:16	千葉市	土砂災害警戒情報、【警報】大雨・洪水・暴風・波浪 【注意報】高潮・雷
9月9日	月	10:11	千葉市	土砂災害警戒情報【警報】大雨・洪水 【注意報】強風・波浪・雷
9月9日	月	10:28	千葉市	土砂災害警戒情報【警報】大雨・洪水 【注意報】強風・波浪
9月9日	月	10:52	千葉市	【警報】大雨・洪水 【注意報】強風・波浪
9月9日	月	13:21	千葉市	【注意報】強風・波浪

### (2) 降雨状況(雨量計観測値) ※千葉市役所と各区の雨量積算値が最大の観測点を記載

	中央区	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
観測地点	千葉市役所	大森小	憤橋中	稲毛区役所	若葉区役所	緑区役所	美浜区役所
時間最高雨量	8.0mm	6.5mm	8.0mm	6.5mm	11.5mm	8.5mm	5.5mm
累積雨量	108.0mm	100.5mm	98.5mm	86.5mm	122.0mm	113.0mm	92.5mm

※9月8日 23:20～9月9日 10:00の値

### (3) 風速状況(気象庁HP・・・観測地点:千葉特別地域気象観測所)

最大風速 35.9m (9月9日 4:28) 最大瞬間風速 57.5m (9月9日 4:28)

## 2 職員配備等

月 日	曜日	発令・解除時刻	体制等	配備人員等	備考
9月8日	日	16:30	注意配備体制	328	内消防局228人
9月9日	月	5:37	第1配備体制	1,300	内消防局447人
9月9日	月	15:10	注意配備体制	328	

## 3 被害状況等

### (1) 被害状況(10日10時00分現在)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合計	
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	
	重傷	0	0	0	0	3	3	
	軽傷	7	6	1	3	0	1	18
住家被害	全壊	0	0	0	0	0	0	
	半壊	0	0	0	1	1	2	
	一部破損	17	3	19	3	11	2	55
	床上浸水	0	0	0	0	0	0	0
	床下浸水	0	0	0	0	0	0	0
非住家被害	公建	0	0	0	0	0	0	
	共物	1	0	0	0	2	3	
	上記以外	0	0	0	0	0	0	
	上記以外	2	3	3	7	1	0	16
その他	文教施設	0	0	2	0	0	2	4
	がけ崩れ	0	0	0	2	1	0	3
	道路冠水	4	0	5	2	5	0	16
	車両被害	4	0	0	2	0	0	6
	倒木	93	75	47	81	19	54	369
	上記以外	34	18	25	34	18	6	135
合計	162	105	102	135	56	70	630	
公共土木施設被害額 (単位:千円)	0	0	0	0	0	0	0	
その他	農業被害	被害面積	ㄥ		被害額	千円		

### (2) 停電状況(11日7時00分現在)

■ 市内 44,800軒

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
軒数	8,500	3,400	300	17,100	15,500	0

※ 詳細については、東京電力ホームページをご覧ください。

(<http://teideninfo.tepco.co.jp/flash/index-j.html>)

## 4 避難勧告等

### (1) 避難勧告

発令時刻	対象地域	対象世帯人数	勧告理由
9月9日 (月)	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所	1,250世帯 2,866人	土砂災害警戒情報が発表されたため

### (2) 避難者の受入れ(10日23時00分)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合計
避難者数	115	99	17	175	206	0	612

公開

# 10月25日大雨の被害・対応状況等について

(令和元年10月26日8時30分現在)【第2報】  
千葉市災害対策本部

## 1 気象状況等

### (1) 気象警報(銚子気象台発表)

月日	曜日	発表時刻	対象地域	警報又は注意報の発表内容
10月25日	金	5:14	千葉市	【注意報】大雨、強風、波浪、洪水、雷
10月25日	金	8:20	千葉市	【警報】洪水【注意報】大雨、強風、波浪、雷
10月25日	金	8:36	千葉市	【警報】大雨、洪水【注意報】強風、波浪、雷
10月25日	金	10:53	千葉市	土砂災害警戒情報、【警報】大雨、洪水【注意報】強風、波浪、雷
10月25日	金	13:45	千葉市	記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報、【警報】大雨、洪水【注意報】強風、波浪、雷
10月25日	金	21:10	千葉市	【警報】大雨、洪水【注意報】強風、波浪、雷
10月25日	金	21:20	千葉市	【注意報】大雨、洪水、強風、波浪

### (2) 降雨状況(雨量計観測値) ※千葉市役所と各区の雨量積算値が最大の観測点を記載

観測地点	中央区 千葉市役所	中央区 大森小	花見川区 檜橋中	稲毛区 稲毛区役所	若葉区 白井小	緑区 土気南小	美浜区 美浜区役所
最高雨量(10分)	14.5mm	19.5mm	10.5mm	12.0mm	18.0mm	17.0mm	6.5mm
累積雨量	182.0mm	236.5mm	191.0mm	163.0mm	321.0mm	329.0mm	125.0mm

※10月25日 3:20 ~ 24:00の値

### (3) 風速状況(気象庁HP...観測地点:千葉特別地域気象観測所)

最大風速 8.6m (10月25日 13:58) 最大瞬間風速 16.6m (10月25日 14:13)

## 2 職員配備

月日	曜日	時刻	体制	配備人員等	備考
10月25日	金	10:53	災害対策本部(第一配備)	約1300人	

## 3 被害状況等

### (1) 被害状況(26日6時00分現在)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合計	
人的被害	死者※	0	0	0	3	0	3	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	重傷	0	0	0	0	0	0
		軽傷	0	0	0	0	0	0
住家被害	全壊※	0	0	0	3	0	3	
	半壊	0	0	0	1	0	1	
	一部破損	1	0	0	0	0	1	
	床上浸水	1	1	1	4	13	0	20
	床下浸水	7	4	1	1	46	1	60
非住家被害	建公物共	浸水	0	0	0	1	0	1
		上記以外	0	0	0	0	0	0
	舗外上記等(店)	浸水	1	0	0	1	0	3
上記以外		0	0	0	2	0	2	
その他	文教施設	0	0	0	0	0	0	
	がけ崩れ	2	0	0	0	14	0	16
	道路冠水	104	4	6	31	33	4	182
	車両被害	1	0	1	3	2	0	7
	倒木	0	0	0	0	1	0	1
	上記以外	3	0	0	8	6	0	17
合計	120	9	9	48	126	5	317	
公共土木施設被害額 (単位:千円)	0	0	0	0	0	0	0	
農業被害	被害面積		㌥	被害額		千円		

※内訳:緑区板倉町でがけ崩れにより住宅1棟全壊(60歳代男性1名死亡)

緑区誉田町3丁目でがけ崩れにより住宅2棟全壊(60歳代女性1名死亡、40歳代女性1名死亡)

## 4 避難勧告等

### (1) 避難勧告・避難指示(緊急)

発令時刻	発令種別	対象地域	対象世帯人数	発令理由	解除
10/25(金)10時53分	避難勧告	緑区 (土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所)	247世帯 (568人)	土砂災害警戒情報が発表されたため	10/25(金) 14時30分 【避難指示に変更】
10/25(金)12時00分	避難勧告	中央区、花見川区、稲毛区、若葉区 (土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所)	2,002世帯 (4,594人)	土砂災害警戒情報が発表されたため	10/25(金) 14時30分 【避難指示に変更】
10/25(金)12時13分	避難勧告	緑区(大椎町、越智町)	2,720世帯 (6,062人)	村田川の水位が氾濫のおそれがある水位に到達したため	10/25(金) 21時20分
10/25(金)14時30分	避難指示 (緊急)	中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区 (土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所)	2,249世帯 (5,162人)	記録的短時間大雨情報が発表されたため	10/25(金) 21時20分

### (2) 避難者の受入れ(26日6時00分)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合計
避難者数	4	0	0	11	26	0	41

## 千葉県グループホーム家賃助成事業のご案内

千葉県では、共同生活援助（グループホーム）に入居している方で、生活保護の適用を受けていない方を対象に、グループホームの家賃を、月額 20,000 円を上限として助成を行っております。

この事業の助成要件、申請方法等の詳細は、下記のとおりとなりますので、該当となる場合にはご申請をお忘れにならないようご注意ください。

### 記

#### 1 助成対象者

千葉県から共同生活援助（グループホーム）の支給決定を受けている方で、生活保護の適用を受けていない方

#### 2 助成内容

対象者がグループホームに支払った家賃の一部を助成します（償還払い）。

##### 【助成金額】

- ① 市町村民税課税世帯  
月額家賃の 1/2 を 20,000 円まで助成
- ② 市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を除く。）  
月額家賃から、国制度による助成分（上限 10,000 円）を控除した残額の 1/2 を 10,000 円まで助成

#### 3 助成申請

申請書に、氏名、住所、振込口座等の必要事項を記入し、入居に係る賃貸借契約書又は家賃の額が記された書類の写し（重要事項説明書等）、障害福祉サービス受給者証の写し等を添付して、支給決定を受けている各区保健福祉センター高齢障害支援課 障害支援班に申請を行ってください。

#### 4 申請書提出先（各区保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班）

中央区	〒260-8511	中央区中央 4-5-1Qiball 内	(TEL: 043-221-2152)
花見川区	〒262-8510	花見川区瑞穂 1-1	(TEL: 043-275-6462)
稲毛区	〒263-8550	稲毛区穴川 4-12-4	(TEL: 043-284-6140)
若葉区	〒264-8550	若葉区貝塚 2-19-1	(TEL: 043-233-8154)
緑区	〒266-8550	緑区鎌取町 226-1	(TEL: 043-292-8150)
美浜区	〒261-8581	美浜区真砂 5-15-2	(TEL: 043-270-3154)

## 5 国制度（特定障害者特別給付費）と市制度（千葉県グループホーム家賃助成事業）の比較

国制度と市制度の比較			
	国制度	市制度	
金額（月額）	10,000円まで全額助成	（1）市町村民税課税世帯 月額家賃の1/2を20,000円まで助成 （2）市町村民税非課税世帯 月額家賃から、国制度による助成分（上限10,000円）を控除した残額の1/2を10,000円まで助成	
対象経費	<b>家賃</b> ※食材料費、光熱水費、日用品費、共益費、管理費等を除く。		
対象者			
所得区分	市町村民税課税世帯	×	○
	市町村民税非課税世帯 （低所得1・低所得2）	○	○
	生活保護世帯	○	×
支払方法	国民健康保険団体連合会への委託による事業者への支払 （障害福祉サービスに係る報酬と同じ代理受領）  1か月毎	各区高齢障害支援課による利用者への支払い （償還払い）  4か月毎 ・8月（4～7月分） ・12月（8～11月分） ・4月（12～3月分） ※支給月の5日までに現況報告書を提出	
根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法</li> <li>・障害者総合支援法施行令</li> <li>・障害者総合支援法施行規則</li> <li>・千葉県障害者総合支援法施行細則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱</li> </ul>	

## 6 留意事項

千葉県以外の市町村から共同生活援助（グループホーム）の支給決定を受けている方につきましては、千葉県グループホーム家賃助成事業の対象とはなりません。

千葉県以外の市町村でグループホーム家賃助成制度がある場合でも対象者要件や助成金額等が異なりますので、支給決定を受けている市町村にご確認をお願い致します。

資料24-1(午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 障害児通所支援・入所支援における届出事項について

### 1 令和2年度当初体制届について

- (1) 算定される単位数が増える事業所について（2、3以外）通常通り前月15日までにご提出ください。なお、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係るものは別途ご連絡いたします。
- (2) 2、3に該当する事業所においては、それぞれ必要な書類をご提出願います。（重複する場合は省略可）
- (3) 期日までに届出書が提出されなかった場合、4月分の請求に支障が出る場合がありますのでご留意願います。

### 2 報酬区分の適用について（児童発達支援・放課後等デイサービス）

開設から3か月を超えた事業所においては、障害児の延べ利用人数を用いて区分を判定してください。また、区分1を算定している事業所（放課後等デイサービスに限る）又は区分を変更する事業所は、下記に従い判定を行い、2（3）を提出してください。

#### （1）児童発達支援事業所

2019年4月1日から2020年3月末までの12か月間において、小学校就学前の障害児の延べ利用人数を全障害児の延べ利用人数で除して、2020年4月以降の報酬区分を判定してください。

※区分が変更とならない事業所においては提出の必要はありません。

#### （2）放課後等デイサービス

2019年4月1日から2020年2月末までの11か月間において、指標該当児の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して、2020年4月以降の報酬区分を判定してください。

※2020年4月以降引き続き区分2を算定する事業所においては提出の必要はありません。

令和元年度の利用実績を用いることにより区分1となる事業所については、令和元年度実績を用いることとして差支えありません。

#### （3）提出書類

- ・様式第5号の2 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（その1、その2）【共通】
- ・別紙1 障害児（通所・入所）給付費の算定に係る体制等状況【共通】
- ・別紙3 報酬算定区分に関する届出書【児童発達支援】
- ・別紙4 報酬算定区分に関する届出書【放課後等デイサービス】
- ・利用児童一覧表（区分確認用）【放課後等デイサービス】

### 3 看護職員加配加算の適用について（児童発達支援・放課後等デイサービス）

開設から3か月を超えた事業所においては、障害児の延べ利用人数を用いて当該加算が算定可能かどうかを確認してください。また、看護職員加配加算を算定している全事業所又は新たに看護職員加配加算を算定する事業所は、確認を行い、**3（2）**を提出してください。

#### （1）確認の仕方

2019年4月1日から2020年3月末までの12か月間において、医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児又は医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の延べ利用人数を、開所日数で除して得た数により、児童の状況を確認してください。

#### （2）提出書類

- ・様式第5号の2 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（その1、その2）【共通】
- ・別紙1 障害児（通所・入所）給付費の算定に係る体制等状況【共通】
- ・別紙12 看護職員加配加算に関する届出書【児童発達支援・放課後等デイサービス】
- ・利用児童一覧表（看護職員加配加算確認用）【児童発達支援・放課後等デイサービス】

### 4 自己評価について（児童発達支援・放課後等デイサービス）

別添通知のとおり

### 5 提出締切りについて（2、3、4共通）

**令和2年4月8日（水）**

書式については下記サイトに7（2）に掲載のとおりです。

### 6 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所支援事業者（以下、「指定障害児通所支援事業者等」という。）の指定の更新手続きについて

- （1）指定障害児通所支援事業者等の指定は、6年ごとにこれらの更新を受けなければ、効力を失います。
- （2）指定の更新を受けるためには、新規指定と同様の申請手続が必要となります。ただし、既に提出している内容に変更がない場合は、一部の書類を省略することができます。対象となる事業者には、更新日の2ヶ月前をめどに当課からそれぞれ案内をする予定ですが、更新時期については各事業者においてもご注意ください。

## 7 新規（更新）申請、変更の届出、事業の廃止等の手続きについて

### （１）提出期限

項目	提出期限
指定の新規（更新）申請	前々月の末日
指定の変更申請	前々月の末日
指定内容の変更	変更後１０日
事業の廃止・休止	廃止・休止日の１か月前
事業の再開	変更後１０日
入所施設の辞退	辞退日の３か月前
給付費の体制に関すること（単位数が増える場合）	前月１５日
給付費の体制に関すること（算定されなくなる場合）	速やかに
業務管理体制の整備に関すること	遅延なく

### （２）各種届出様式

下記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

なお、「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の書類については随時更新します。

○障害児通所・入所支援サービス

[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai\\_fukushi/syougai\\_ji.html](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai_fukushi/syougai_ji.html)

### （３）提出先

下記あてにご提出ください。（郵送可）

保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課 指導班（障害児通所支援等）

〒２６０－８７２２

千葉県千葉市中央区千葉港２番１号 千葉中央コミュニティセンター１階

TEL： ０４３－２４５－５２２７（指導班）

FAX： ０４３－２４５－５６３０

電子メール：[shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp)

資料24-2(午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

令和元年12月19日

児童発達支援  
市内 放課後等デイサービス 管理者 様  
共生型障害児通所支援

千葉県保健福祉局高齢障害部  
障害福祉サービス課長

提供するサービスの質の評価及び改善内容（自己評価結果等）の公表等について

日頃より、本市障害福祉行政の推進にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年千葉県条例第74号）により、対象事業者は、その提供する支援の質について、自ら評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けてその改善を図り、おおむね1年に1回以上、自己評価結果等を公表していただくこととしております。また、平成31年4月からは、自己評価結果等の公表について千葉市に届出がなされていない場合には、減算が適用されることとなっております。

つきましては、今後、質の評価や公表を行うにあたり、ご注意いただきたい点をまとめましたので、ご連絡いたします。

## 記

### 1 届出の時期

毎年4月に、自己評価結果等を公表している旨を必ず千葉市に届け出てください。

※ただし、年度途中（5月1日～3月1日）に指定を受けた事業所にあつては、指定の翌々年度4月を初回の届出とします。

### 2 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

### 3 質の評価を実施する際の注意点について

#### (1) 自己評価・保護者等による評価の実施単位について

- ・事業所毎に実施してください。（法人全体ではありません。）

#### (2) 職員による自己評価の実施方法について

- ・職員一人一人が自己評価を実施してください。

### (3) 事業所全体による自己評価について

- ・《職員による自己評価結果》を集計の上、職員全員で討議し、項目ごとに課題や工夫している点について認識をすり合わせてください。
- ・討議の結果を書面で記録し、職員間で共有してください。
- ・《保護者等による評価結果》を踏まえ、支援の提供者の認識と保護者の認識の違いを客観的に分析してください。

### (4) 公表について

- ・(3) 事業所全体の自己評価を踏まえ、事業所の強みや改善目標、目標に向けてどのような取り組みを行うか、できるだけ詳細に記載した上で公表してください。
- ・単なる、「はい」「いいえ」等の数を公表するものではありません。
- ・保護者等による評価結果については保護者にフィードバックしてください。
- ・公表の対象は(3) 事業所全体による自己評価結果を踏まえたものとなりますので、保護者等による評価結果のみを公表している場合は、併せて自己評価結果を公表してください。
- ・公表している資料に評価実施期間を明記してください。

### (5) 評価表について

厚生労働省の「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を参考にしてください。雛型ですので使いやすいように加工していただいても構いません。加工する場合や独自の調査票を活用する場合は、下記の事項を満たしてください。

- ア 当該指定通所支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- イ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ウ 指定通所支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- エ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- オ 当該指定通所支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- カ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- キ 指定通所支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

千葉県障害福祉サービス課  
指導班

TEL : 043-245-5227

FAX : 043-245-5630

MAIL : shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

資料25-1 (午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 障害児通所支援事業所の指定取消処分等について

### 1 はじめに

本市では、平成31（令和元）年度に1件の障害児通所支援事業所の指定取消処分を行いました。

そこで、過去の行政処分事例を改めて周知するとともに、児童福祉法に基づく不利益処分について、一般的な事項を説明いたします。

### 2 本市が行った行政処分

#### (1) 指定取消し

##### ア 令和元年度

事業者名（事業所名）	株式会社 YES アルファスマイル（YES アルファスマイル千葉校）
事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
取消日（処分日）	令和元年8月1日（令和元年6月13日）
取消事由	(1)障害児通所給付費の不正請求 (2)虚偽の答弁 (3)障害児通所支援に関する不正及び著しく不当な行為

##### イ 平成26年度

事業者名（事業所名）	株式会社かみんぐ（きりんくらぶ・都賀の台）
事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
取消日（処分日）	平成27年4月1日（平成27年3月6日）
取消事由	(1)児童福祉法に基づく命令遵守違反 (2)虚偽書類の報告

#### (2) 命令

##### 平成26年度

事業者名（事業所名）	株式会社かみんぐ（きりんくらぶ・都賀の台）
事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
命令内容	(1)労務管理を適切に行うこと。 (2)平成26年11月・12月分給与について、雇用契約に基づく給与を支払うこと。

※上記(1)・(2)の行政処分情報の詳細は、本市ホームページにも掲載している。

[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/gyouseisyobun\\_ichiran.htm](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/gyouseisyobun_ichiran.htm)

※令和元年度処分の詳細は、別添「記者発表資料」参照。

(3) 不正利得及び加算金の徴収決定

令和元年度

事業者名（事業所名）	株式会社 YES アルファスマイル（YES アルファスマイル千葉校）
事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
徴収決定額	8, 446, 452円 【内訳】①不正利得分：6, 033, 180円 ②加算金分：2, 413, 272円

### 3 不利益処分について

(1) 不利益処分の種類（根拠法条）とその内容

ア 命令（児童福祉法第21条の5の23第3項）

条例で定める基準に適合していない等の事実が認められ、その是正措置を勧告してもなお従わない場合、その旨を公表するとともに、勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

事業所が命令にも従わない場合は、指定の取消し、全部効力停止又は一部効力停止のいずれかの処分を行うこととなる。

イ 指定取消し（児童福祉法第21条の5の24第1項）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合であって、その違反の程度が著しいときは、指定を取り消す。

指定取消処分により、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等が行えなくなるほか、当該法人及びその役員等は5年間「欠格事由該当者」となり、他自治体においても新規指定を受けることができなくなる。

ウ 指定の全部効力停止（児童福祉法第21条の5の24第1項）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ、期間を定めて指定の全部効力停止を行う。

全部効力停止処分により、効力停止期間中は、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等を行えなくなる。

なお、効力停止期間は、概ね1月～1年程度である。

エ 指定の一部効力停止（児童福祉法第21条の5の24第1項）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ、期間を定めて指定の一部効力停止を行う。

なお、効力停止の内容は新規利用者の受入停止が想定され、効力停止期間は概ね1

月～1年程度である。

オ 不正利得及び加算金の徴収決定（児童福祉法第57条の2第2項）

指定事業者が、偽りその他不正の行為により給付費の支給を受けたときは、その支払った額につき返還させるほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額（＝40%の加算金）を徴収する。

この徴収金は、地方税の滞納処分の例により処分することができ、督促後もなお滞納状態が継続する場合、市は、裁判所の手続によることなく、預金差押え等の強制執行を行うこととなる。

（2）処分による事実上の影響

ア 処分の公表及び周知

本市では、指定取消処分及び全部又は一部の効力停止処分をしたときは、記者発表をするほか、市ホームページにも行政処分情報を掲載し、厚生労働省、他自治体及び市内事業所への周知もあわせて行う。

さらに、指定取消処分をしたときは、処分した旨を公示し、欠格事由該当については厚生労働省及び他自治体に対する情報提供も行う。

また、命令をしたときは、その旨を公示し、市ホームページにも行政処分情報を掲載する。

これらの公表及び周知により、処分を受けた事業者は、社会的な信用を失うなどの大きな事実上の不利益を受けることとなる。

イ 利用者・他事業所への影響

指定取消しや全部効力停止の場合、利用者にとっては、突然事業所が利用できなくなるため、今後もサービスの利用を行うのであれば、移転先を探す必要が生じる。

近隣事業所は、受入れの可否を検討することとなる。

処分を受けた事業所は、利用者及び相談支援事業者への連絡、移転先探しの協力、近隣事業所への依頼等を自ら行う責任がある。

（3）刑罰

虚偽答弁・報告及び不正請求については、刑法264条（詐欺罪・10年以下の懲役）、児童福祉法第62条第4号（30万円以下の罰金）等の罰則規定が適用され得る。

以上

資料25-2 (午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	



千葉開府 Road to <b>900</b> since 1126	令和元年6月13日 保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課 電話 245-5253 内線 2672
---	--

## 障害児通所支援事業所の指定取消処分について

児童福祉法に基づき、市内の障害児通所支援事業所の監査を行ったところ、法令違反が認められたため、当該事業所に対して、令和元年6月13日付けで、指定障害児通所支援事業所の指定取消処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 対象事業所

#### (1) 事業所名

YESアルファスマイル千葉校 (若葉区若松町2135-10千葉北ビル5階)

#### (2) 実施事業及び指定年月日

児童発達支援・放課後等デイサービス (平成29年5月1日指定)

#### (3) 運営事業者

株式会社YESアルファスマイル (埼玉県戸田市喜沢2-4-27)

代表取締役 <sup>はたちや</sup> 派谷 <sup>えみ</sup> 恵美

#### (4) 監査年月日

- ・平成31年2月6日 (水)～8日 (金)
- ・平成31年3月27日 (水)

### 2 行政処分内容及び理由

#### (1) 指定取消処分日

令和元年6月13日 (木)

#### (2) 効力発生日

令和元年8月1日 (木)

※指定取消に伴う現サービス利用者の受け入れ先を確保するため

#### (3) 処分内容

「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の指定取消

#### (4) 理由

- ア 障害児通所給付費の不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号該当)  
平成29年12月から平成30年7月まで児童発達支援管理責任者が欠如しているにもかかわらず、人員欠如減算等を適用せず、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。
- イ 虚偽の答弁 (児童福祉法第21条の5の24第1項第7号該当)  
上記アについて、平成31年2月6日に行った児童福祉法第21条の5の22第

1項の規定による質問に対し、児童発達支援管理責任者は欠如していない旨の虚偽の答弁を行った。

ウ 障害児通所支援に関する不正及び著しく不当な行為（児童福祉法第21条の5の24第1項第10号該当）

管理者兼児童発達支援管理責任者の欠如、個別支援計画の未作成、管理者兼児童発達支援管理責任者の責務の放棄、勤務体制の確保等の未実施により、市条例で定める人員及び運営基準に違反した。

また、平成30年1月16日に実施した実地指導やそれに対する改善報告、平成30年4月の給付費算定に係る届出において、管理者兼児童発達支援管理責任者が欠如なく配置されているものとする虚偽の答弁及び報告を繰り返し行った。

### 3 返還請求額

本処分に伴い、児童福祉法に基づき、8,446,452円の返還請求を行った。

※返還請求額には、加算金40%が含まれている。

#### <参考>

##### 児童発達支援管理責任者とは

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者であって、厚生労働大臣が定める実務経験、研修終了等の要件を満たすもののことをいい、千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の規定により、事業所ごとに1人以上、且つ、最低1人は専任かつ常勤であることを求められている。

資料25-3 (午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

法令抜粋 (処分等の根拠法条)

指定要件及び欠格事由

<p><b>【児童福祉法】</b></p> <p>第二十一条の五の十五 第二十一条の五の三第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所(以下「障害児通所支援事業所」という。)ごとに行う。</p> <p>② 略</p> <p>③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。</p> <p>一～五の二 略</p> <p>六 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十一号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。</p> <p>七～十四 略</p> <p>④・⑤ 略</p>
---

監査

<p><b>【児童福祉法】</b></p> <p>第二十一条の五の二十二 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定障害児通所支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>②・③ 略</p>
--

勧告・命令

<p><b>【児童福祉法】</b></p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>法第二十一条の五の二十三</p> <p>都道府県知事は、指定障害児事業者等が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>一 当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>二 第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>三 第二十一条の五の十九第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>② 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児事業者等が、同項の期</p>
--

限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- ③ 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- ④ 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- ⑤ 略

#### 指定取消し及び全部又は一部効力停止

##### 【児童福祉法】

法第二十一条の五の二十四第一項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十五第三項第四号から第五号の二まで、第十三号又は第十四号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十八第三項の規定に違反したと認められるとき。
- 三 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。
- 四 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。
- 五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。
- 六 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 七 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 八 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十一 指定障害児通所支援事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十二 指定障害児通所支援事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

#### 公示

##### 【児童福祉法】

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十二 略

② 略

第二十一条の五の二十五 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき。
- 二 第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。
- 三 前条第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき。

## 徴収決定

### 【児童福祉法】

#### 第五十七条の二

市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

② 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

③～⑤（略）

⑥ 前各項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

### 【地方自治法】

#### 第二百三十一条の三

①（略）

②（略）

③ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

## 刑罰

### 【刑法】

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

### 【児童福祉法】

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条の十九第二項の規定により保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、保育士の名称を使用したもの

二 第十八条の二十三の規定に違反した者

三 正当の理由がないのに、第二十一条の十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 正当の理由がないのに、第十九条の十六第一項、第二十一条の五の二十二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条の五の二十七第一項（第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項若しくは第二十四条の三十九第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、これらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第三十条第一項に規定する届出を怠つた者

六 正当の理由がないのに、第五十七条の三の三第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問若しくは第五十七条の三の四第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第五十七条の三の三第一項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 正当の理由がないのに、第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十二条の二 正当の理由がないのに、第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百三条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、第五十六条の五の五第二項において準用する同法第九十八条第一項に規定する不服審査会の行う審査の手続における請求人又は第五十六条の五の五第二項において準用する同法第百二条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

第六十二条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十条第一項から第三項まで及び第六十二条第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

資料26（午後）	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 児童発達支援管理責任者等における実務要件における期間の考え方について

従来、平成18年6月23日付事務連絡（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉部障害福祉課通所サービス係長）に基づき、1年あたり180日以上の実務経験を満たすことを厳に求めてきたが、平成30年4月より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の研修が統合されたことにより、令和2年4月から下記のとおり取り扱うこととする。なお、児童指導員の実務要件の考え方もこれに倣う。

「1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。」

※5年以上の実務経験が必要とされたとき、例えば、業務に従事した期間が6年間でかつ実際に業務に従事した日数が900日であった場合も5年の実務経験を満たしたものとする。